

# 第 58 回国連婦人の地位委員会公式文書(1)

国際婦人年連絡会国際・開発委員会 訳

## 注釈付暫定アジェンダと作業組織案(E/CN.6/2014/1)<sup>1</sup>

2013 年 12 月 17 日

### 暫定アジェンダ

1. 役員選出
2. アジェンダとその他の組織上の問題の採択
3. 第 4 回世界女性会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ:
  - (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシャティヴの実施:
    - (i) 優先テーマ: 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果。
    - (ii) 見直しテーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画。
  - (b) 新たな問題、傾向及び女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組: 女性の生産財へのアクセス。
4. 女性の地位に関連する通報。
5. 経済社会理事会の決議と決定のフォローアップ。
6. 第 59 回委員会の暫定アジェンダ。
7. 第 58 回委員会報告書の採択。

### 注釈

#### 1. 役員選出

経済社会理事会の機能委員会の手続き規則の規則 15 に従い、理事会決議 1987/21 及び決定 2002/234 に従って、婦人の地位委員会は、2013 年 3 月 15 日の第 58 回会期の第 1 回会議で、第 58 回会期の副議長として、Neli Shiolaschvili(グルジア)を、第 58 回・59 回会期の副議長として、Christine Loew(スイス)を、反対なしで選出した。

2014 年 3 月 10 日の第 2 回会議で、委員会は、第 58 回会期の議長として、アジア太平洋諸国により指名された Libran Cabactulan(フィリピン)を、第 58 回・59 回会期の副議長として、アフリカ諸国によって指名された Mohamed Elbahi(スーダン)、ラテンアメリカ・カリブ海諸国により指名された Carlos Enrique Garcia Gonzalez)を選出し、委員会の副議長兼報告者として副議長の一人を指定するよう要請されている。

経済社会理事会決議 2009/16 に従って、委員会は、経済社会理事会決議 1983/27 に従って設立された女

<sup>1</sup> 作業組織案は、E/CN.6/2014/1/Add.1 として出される。

性の地位に関する通報作業部会で2年の任期を務める5名の委員を任命する。第58回会期の第1回会議で、委員会は、アフリカ諸国を代表する Vernadette Ntaba-Kodyamusuna(ジンバブエ)、東欧諸国を代表する Galina Khvan(ロシア連邦)及び西欧及びその他の諸国を代表する Noa Furman(イスラエル)を第58回・59回委員会の通報作業部会の委員として務めるよう任命した。

2014年3月10日の第2回会議で、委員会は、女性の地位に関する通報作業部会の残る委員を任命するよう要請されている。

## 2. アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択

手続規則の規則7は、委員会は、各会期の初めに、暫定アジェンダに基づいて、その会期のアジェンダを採択するものとするとして規定している。

第58回委員会の暫定アジェンダと文書は、経済社会理事会によって、その決定2013/233で承認された。

第58回委員会の準備は、作業方法に関するその合意結論1996/1及び経済社会理事会決議2006/9と2006/15に従って行われた。従って、委員会ビューローは、この会期のための作業組織と方法を検討するために、代表団との非公式説明会と協議会のみならず、いくつかの会議を開催した。

過去の慣習に従って、一般討論中に委員会の委員国とオブザーヴァーの代表団の代表によって行われるステートメントは5分に制限され、代表団のグループに代わって行われるステートメントは10分に制限されるものとする。NGOからの発言は、地理的バランスを考慮して、一般討論とテーマ別パネル討論に統合されるよう勧められる。

## 3. 第4回世界女性会議と「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ

### (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施

#### 高官ラウンド・テーブル

決議2006/9で、経済社会理事会は、年次意見交換高官ラウンド・テーブルが、優先テーマに関してなされた以前の公約の実施に関連して、利用できる場合には支持するデータのある結果を含め、経験、学んだ教訓及び好事例を中心とすることを決定した。

第58回会期の高官ラウンド・テーブルは、「女性と女兒に対する『ミレニアム開発目標』の実施における課題と成果」を中心とする。

#### 文書

女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果に関する高官ラウンド・テーブルのための討議ガイド: 事務局メモ(E/CN.6/2014/5)。

#### 優先テーマ

決議2009/15で、経済社会理事会は、委員会の今後の作業組織と方法案を支持した。従って、第58回委員会は、「女性と女兒に対する『ミレニアム開発目標』の実施における課題と成果」というテーマを検討する。

#### 見直しテーマ

経済社会理事会決議2009/15に従って、委員会は、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画」に関する第55回会期の合意結論の実施における進歩を評価する。

## 文書

女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果に関する事務総長報告書  
(E/CN.6/2014/3)

女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果に特に重点を置いて、国内政策とプログラムの開発・実施・評価におけるジェンダーの視点の主流化の進歩に関する事務総長報告書  
(E/CN.6/2014/4)。

### **(b)新たな問題、傾向及び女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組：女性の生産財へのアクセス**

決議 2006/9 で、経済社会理事会は、ジェンダーの視点への関心が高められることを必要とする国連内の計画されている活動のみならず、世界と地域レベルでの発展を考慮に入れて、各会期に先立って、地域グループを通して各国と相談して、委員会が検討するための新たな問題を明らかにするよう、委員会ビューローに要請した。

協議に続いてビューローは、生産財への女性のアクセスという新たな問題に関する意見交換専門家パネルを開催することを決定した。

### **(c)ジェンダー主流化、状況、プログラム上の問題**

*ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長/事務局長の報告書*

総会決議 64/289 のパラグラフ 67(c)に従って、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の作業の規範的側面と委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に関する UN-Women の長の年次報告書が委員会に提出される。

*パレスチナ女性の状況と支援*

パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2013/17 で、経済社会理事会は、「ナイロビ将来戦略」、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ 260、「北京行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施に関して、監視を続け、行動を取るよう委員会に要請した。理事会は、状況の見直しを継続し、可能な限りパレスチナ女性を支援し、決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、第 58 回委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請した。

*女性に対する暴力*

女性に対する暴力を撤廃する際の国連婦人開発基金(現在の UN-Women)の役割に関する決議で、総会は、女性に対する暴力を撤廃し、委員会にそのような情報を提供するための行動に関する情報を、その定期報告書に含めるよう基金に要請した。

*後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放*

決議 56/1 で、委員会は、各国と関連国際団体により提供される情報を考慮に入れて、関連する実際的な勧告を含め、この決議の実施に関する情報に関する報告書を第 58 回委員会に提出するよう、事務総長に要請した。

*自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント*

決議 56/2 で、婦人の地位委員会は、既存の国連の枠組内で、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの問題にどのようにさらに対処するかに関する提案を含め、この決議の実施に関して第 58 回委員会に報告するよう、事務総長に要請した。

## 女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡と罹病の撤廃

決議 56/3 で、婦人の地位委員会は、国連システム全体を通して、ジェンダー平等、女性と女児のエンパワーメント、そのすべての人権の保護及び予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃のためのプログラム、イニシアティブ、活動の間の関連性を強化する活動に関して、第 58 回委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請した。

## 女性・女児・HIV とエイズ

決議 56/5 で、委員会は、「北京宣言と行動綱領」、国際人口開発会議の「行動計画」、2006 年と 2011 年の HIV/エイズ「政治宣言」及び 2011 年の HIV/エイズに関する「公約」に従って、加盟国と国連システムによって提供される情報を利用して、女性・女児・HIV とエイズに関連して取られた促進された行動に重点を置いて、女性・女児・HIV とエイズの状況に関して、第 58 回会期に報告書を提出するよう事務総長に要請した。

### 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 21 条 2 に従って、女子差別撤廃委員会の報告書が情報のために委員会に伝えられる。第 52 回・53 回・54 回委員会の報告書(A/68/38)が、委員会に提出される。第 54 回・55 回・56 回委員会の結果も委員会に提出される。

## 委員会の作業方法の機能

経済社会理事会決議 2013/18 に従って、委員会は、委員会の作業のインパクトをさらに高める目的で、決議 2006/9 によって理事会によって採択され、決議 2009/15 で確認された作業方法の機能を見直す。

## プログラムの問題

2016 年から 2017 年までの期間の戦略枠組の準備に関する事務総長メモが検討のために委員会に提出される。委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための 2 年間のプログラム計画案を見直し、事務総長にコメントを提供するよう勧められている。適宜修正された 2 年間のプロログヘラム計画案は、2014 年 6 月にプログラム調整委員会の会期に提出される。これに関する勧告は、2016 年から 2017 年までの 2 年間の戦略枠組案を検討する第 69 回総会に伝えられる。

## 文書

婦人の地位委員会に宛てたジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の事務次長/事務局局長報告書(E.CN.6/2014/2)

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書(E/CN.6/2014/6)

後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関する事務総長報告書(E/CN.6/2014/7)

女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告書を伝える事務総長メモ(A/HRC/26/17-E/CN.6/2014/8)

女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡と罹病の撤廃に関する事務総長報告書(E/CN.6/2014/11)

女性・女児・HIV とエイズに関する事務総長報告書(E/CN.6/2014/12)

自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する事務総長報告書(E/CN.6/2014/13)

婦人の地位委員会の作業のインパクトをさらに強化する方法と手段に関する事務総長報告書(E/CN.6/2014/14)

2016年から2017年までの2年間の戦略枠組の準備に関する事務総長メモ(E/CN.6/2014/会議室文書2)

## 情報文書

第52回・53回・54回女子差別撤廃委員会報告書(A/68/38)

第54回・55回・56回女子差別撤廃委員会の結果を伝える事務局メモ(E/CN.6/2014/会議室文書1)

### 4. 女性の地位に関する通報

決議76(V)で、経済社会理事会は、委員会が女性の地位に関連する通報を受け、検討する手続きを確立した。決議304 I(XI)で、理事会は、決議76(V)を修正し、委員会の各会期前に、各通報の実態の手短な説明を含む機密・非機密のリストを編集するよう事務総長に要請した。

決議1983/27で、理事会は、女性の地位に関する秘密・非機密の通報を検討する委員会のマンデートを再確認し、そのような通報を検討し、それに関して委員会のために報告書を準備する作業部会を任命する権限を委員会に与えた。

決議1993/11で、理事会は、そのような通報によって明らかにされた女性差別の新たな傾向とパターンに関してどのような行動をとるべきかに関して委員会が理事会に勧告を行うようエンパワーされていることを再確認した。

決定2002/235で、理事会は、委員会の通報手続きをより効果的に効率的にするために、以下を決定した：

(a)委員会は、第47回会期から、各会期に、委員会のアジェンダの採択3日前に事務局がその報告書を出すことができるために、委員が集まることができるように、次回会期の女性の地位に関する作業部会の委員を任命すべきであること。

(b)事務総長に以下を要請すること：

(i)委員会によって検討される各国政府に関連するそれぞれの通報について政府に知らせ、作業部会によるそのような通報の検討の前に、少なくとも12週間を政府に与えること。

(ii)委員会による調査のための報告書を準備する際に考慮に入れられるように、もしあれば政府による回答を含め、作業部会の委員が、前以て通報のリストを受け取ることを保障すること。

決議2009/16で、経済社会理事会は、委員会が第54回会期から、2年の任期で女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命することを決定した。

## 文書

女性の地位に関する機密の通報リストを伝える事務総長メモ(E/CN.6/2014/SW/COMM.LIST/48/R及びAdd.1)

### 5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

理事会の政策勧告と決議68/1で総会によって取られた行動のフォローアップに関する経済社会理事会理事長からの書簡が委員会に提出される。

総会決議68/1に従って、経済社会理事会は、理事会のアジェンダのテーマに沿って、適宜、その作業に貢献するよう、その補助機関と基金、計画及び専門機関の管理機関に勧めることとする。

2014年の理事会の高官セグメントのテーマは、「2015年に、『ミレニアム開発目標』に応え、今後、開発の利益を維持するための継続する課題と新たな課題に対処すること」である。理事会の2014年の統合セグメントの提案されているテーマは、持続可能な都会化である。

## 文書

婦人の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会理事長からの書簡(E/CN.6/2014/9)。

経済社会理事会強化に関する総会決議 68/1 の実施に関する事務局メモ(E/CN.6/2014/10)

### 6. 第 59 回委員会の暫定アジェンダ

理事会機能委員会手続き規則の規則 9 に従って、検討のために提出される文書のリストを含め、第 59 回会期の暫定アジェンダ案が提出される。

### 7. 第 58 回委員会報告書の採択

理事会機能委員会の手続き規則の規則 37 に従って、委員会は、第 58 回会期の作業に関する報告書を理事会に提出することとする。

## 付録

### 第 58 回婦人の地位委員会の委員国 (2014 年)

(45 委員国、任期 4 年)

国名	任期満了年	国名	任期満了年
アルゼンチン	2014	バングラデシュ	2014
ベラルーシ	2017	ベルギー	2015
ブラジル	2016	ブルキナファソ	2017
中央アフリカ共和国	2014	中国	2016
コモロ	2014	キューバ	2016
コンゴ民主共和国	2015	ドミニカ共和国	2016
エクアドル	2017	エルサルヴァドル	2014
エストニア	2015	フィンランド	2016
ガンビア	2014	グルジア	2015
ドイツ	2017	インドネシア	2016
イラン・イスラム共和国	2015	イスラエル	2017
ジャマイカ	2015	日本	2017
レソト	2017	リベリア	2015
リビア	2014	マレーシア	2014
モンゴル	2014	オランダ	2015
ニジェール	2016	パキスタン	2017
パラグアイ	2017	フィリピン	2014
韓国	2014	ロシア連邦	2016
スペイン	2015	スーダン	2016
スワジランド	2014	スイス	2017
タイ	2015	ウガンダ	2017
米国	2016	ウルグアイ	2014
ジンバブエ	2015		

(本間 美智子 訳)

\*\*\*\*\*

# 作業組織案 E/CN.6/2014/1/Add.1)

2013年12月18日

日時	議事項目	プログラム
3月10日(月) 10a.m.    3p.m.	項目1 役員選出 項目2 議事及びその他の組織上の問題の採択 項目3 第4回世界会議及び「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ 項目3(a)(i) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施: 優先テーマ: 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果	開会ステートメント 報告書の紹介 一般討論  優先テーマに関してなされた以前の公約の実施に関連して、利用できる場合には支持するデータを伴う成果を含めた経験・学んだ教訓・好事例に関する高官ラウンド・テーブル(2つの並行する会議で)
3月11日(火) 10a.m. 3p.m.	項目3(継続) 項目3(継続)	一般討論 一般討論
3月12日(水) 10a.m.   3p.m.	項目3(a)(i)  項目3(c)ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題 項目3(a)(i)及び(c)(継続)	ジェンダー主流化のための重要な政策イニシアティブと能力開発: 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施における課題と成果に関する意見交換専門家パネル 重点: 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果  ジェンダー主流化のための重要な政策イニシアティブ及び能力開発: 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施における課題と成果 重点: ミレニアム開発目標実施への女性と女兒の説明責任と参画
3月13日(木) 10a.m. 10a.m.(並行して) 3p.m.	項目3(継続) 項目(a)(i)(継続) 項目3(b)新たな問題・傾向・女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす新しい問題への取組: 生産財への女性のアクセス	一般討論 合意結論(非公式折衝) 新たな問題: 女性の生産財へのアクセスに関する意見交換専門家パネル討論
3月14日(金) 10a.m. 3p.m.	項目3(a)(i)(継続) 項目3(a)(i)(継続)	合意結論(非公式折衝) 合意結論(非公式折衝)
3月17日(月) 10a.m. 10a.m.(並行して) 3p.m. 3p.m.(並行して)	項目3(継続) 項目3(a)(i)(継続) 項目3(継続) 項目3(a)(i)(継続)	一般討論 合意結論(非公式折衝) 一般討論 合意結論(非公式折衝)
3月18日(火)		

10a.m.  3p.m.	項目 3(a)(i) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施: 見直しテーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画 項目 3(a)(ii)(継続)	完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画に関する合意結論の実施における進歩を評価するための意見交換対話  完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画に関する合意結論の実施における進歩を評価するための意見交換対話
3月19日(水) 10a.m. 3p.m.	項目 3(a)(i)(継続) 項目 4 女性の地位に関する通報	合意結論(非公式折衝) 女性の地位に関する通報作業部会の報告を検討するための非公開会議
3月20日(木) 10a.m.  3p.m.	項目 5 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ 項目 3 項目 3(a)(i)(継続) 項目 3(a)(i)(継続)	紹介と討議 決議案の紹介 一般討論(終了) 合意結論(非公式折衝) 合意結論(非公式折衝)
3月21日(金) 10a.m. 3p.m.	項目 3(継続) 項目 3(継続) 項目 6 第 59 回委員会暫定議事 項目 7 第 58 回委員会報告書の採択	決議の採択 決議の採択 第 59 回委員会暫定議事の採択 第 58 回委員会閉会 <sup>2</sup>

(房野 桂 訳)

\*\*\*\*\*

## ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業の規範的側面(E/CN.6/2014/2)

2013年12月18日

### ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 事務次長/事務局長報告書

#### 概要

本報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業の規範的側面の概要といくつかの政府間機関プロセスにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進への貢献を提供するものである。本報告書は、機関が、本部及び国レベルで、婦人の地位委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に、どのように貢献してきたかに関する情報を提供するものである。

<sup>2</sup> 経済社会理事会決定 2002/234 に従って、第 58 回会期の閉会直後に、委員会は、理事会の機能委員会手続き規則の規則 15 に従って、議長及びビューローのその他のメンバーを選出することだけを目的として、第 59 回会期の第一回会議を開催する。

## I. 序論

1. 決議 65/289 のパラグラフ 67 で、総会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の作業の規範的側面と事業的側面の間の統合力、首尾一貫性及び調整を強調し、サブパラグラフ(e)で、機関の作業の規範的側面に関する年次報告書を婦人の地位委員会に提出するよう、事務次長/事務局長に要請した。本報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する包括的な一連の世界規範、政策及び基準の開発を支援して、2013年の機関の規範的マנדートを実施するために行われた作業の全体像を提供するものである。

2. UN-Women は、婦人の地位委員会、総会、経済社会理事会及び安全保障理事会に、実体的支援を提供し、それぞれの成果の中で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する注意を強化するために、その他の政府間プロセスにもかかわってきた。UN-Women は、加盟国が 2015 年以降の開発アジェンダに向けて活動し、「北京宣言と行動綱領」の実施の 20 年後の見直しを含め、その他のプロセスにかかわる時、様々な政府間プロセスへのかかわりと貢献を継続して強化するであろう。

3. UN-Women は、規範的作業と事業的作業を関連付けるために様々な戦略を追求してきた。UN-Women は、ジェンダー平等、女性の権利及び女性のエンパワーメントに関する合意を強化するために、市民社会に加えて、国々の議会、ジェンダー平等省及びその他の関連省庁を含めた各国政府と協力してきた。UN-Women は、ステークホルダーと戦略的パートナーシップを築き、実体的専門知識と政策分析を提供し、ジェンダー平等と女性の権利に関する知識基盤を強化するために活動し、地域及び国内の経験からの好事例と学んだ教訓をその規範的作業を推進する際に組み入れてきた。

4. 機関の調整マנדートに従って、UN-Women は、作業の領域にジェンダーの視点を主流化するために、国連システムの機関も支援し、動員している。

## II. ジェンダー平等に関する規範的作業の強化

5. UN-Women は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための世界的な規範的・政策的枠組を強化することに継続して貢献した。本セクションは、ジェンダー平等と婦人の地位委員会、総会、経済社会理事会及び安全保障理事会で、ジェンダー平等規範と基準を強化するための UN-Women による支援に関する規範的進歩の全体像を提供している。

### A. 婦人の地位委員会

6. UN-Women は、婦人の地位委員会の実体的事務局として役立ち、世界的基準を設定し、世界中でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するための特別な政策を策定する主要な世界的政策策定機関としてのその役割において、委員会の作業のあらゆる側面を支援している。

7. UN-Women は、優先テーマが、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」であった第 57 回委員会の準備において、加盟国に政策提言と実体的支援を提供した。さらに、UN-Women は、いくつかの地域会議と世界的ステークホルダーのフォーラムを開催した。4つの地域非政府委員会(アジア太平洋、ラテンアメリカ、アラブ諸国及びアフリカ)の設立のために触媒的資金を提供し、この会期に参加して貢献する能力を高めるために、市民社会とも協力した。前例のない 2,888 名の個人が、557 の NGO からこの会期に参加したが、これは 2012 年と比べてかなりの増加を示している。合同ステートメントを含め、総計 228 の文書によるステートメントが NGO によって提出されたが、これは 2012 年に提出された数の約 3 倍であった。

8. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する合意結論を採択したが、この合意結論は、そのような暴力の構造的な原因としてジェンダー不平等を論じており、多様な形態の差別の間の関連性及びそのような暴力に包括的に対処する必要性に加えて、女性と女兒に対する暴力と、保健、開発及び犯罪防止のようなその他の問題との間の関連性を認めている。

9. 合意結論は、以下の4つの領域に重点を置いて、規範的枠組を拡大している:

(a)自分の行為に対して責任を取るよう男性と男児のかかわりと呼びかけることに加えて、女性と女兒に対する暴力を防止し、対応する際に、国家の説明責任と相当の注意義務を確保して、被害者とサヴァイヴァーのための司法へのアクセスを含め、法的・政策的枠組の実施の強化。

(b)リプロダクティブ・ライツ(生殖に関する権利)を含めたすべての女性の人権を推進し、保護する行動を通して、暴力とジェンダー固定観念の構造的原因への対処。

(c)国内法によってそのようなサービスが許可されている場合には、緊急避妊や安全な中絶のような女性と女兒に対する暴力に対する多部門的サービス、プログラム、対応の強化。

(d)証拠基盤を改善し、法律、政策及び意識啓発の開発をより良く特徴づけるためのデータ収集と分析の改善。

10. この成果文書には、いくつかの新しい重要な特徴がある。包括的取組が、女性と女兒に対する暴力に対処するために必要であることを明確にして、防止に重点を置いている。成果文書には、ジェンダーに配慮したインフラとジェンダーに対応する公務員を通して、公的空間での安全への特別な注意の呼び掛けが含まれている。ICTとソーシャル・メディアが、意識を高めるためのリソースと考えられているが、新しい危険の点で、時にサイバーストーキングとサイバーブライティングも考えられている。合意結論は、ジェンダーに関連する殺害またはフェミサイドという現象と取り組む必要性を、初めて強調している。特別な暴力の危険に直面している女性人権擁護者を含め、女性に対する暴力の撤廃にコミットしている人々を支援し、保護する必要性が考慮されている。国内及び国際レベルでの合意結論の実施を支援するUN-Womenの作業の議論については、セクションIVを参照されたい。

11. 優先テーマが、「女性と女兒に対する『ミレニアム開発目標』の実施における課題と成果」である第58回委員会の準備として、UN-Womenは、会期の準備の初期の段階で、重要なステークホルダーとの協議を始めるというよい慣行を継続し、優先テーマに関する規範的基準を強化するための強力な実体的な基盤の準備に重点を置く包括的戦略を開発した。このプロセス中に、UN-Womenは、委員会の会期の準備において各国政府に支援を提供する国別事務所を含め、機関のあらゆる部分をかかわらせた。UN-Womenは、ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会と協力して、優先テーマに関連する専門家グループ会議を開催したが、この会議は、2013年10月21日から24日まで、メキシコシティで開催された。UN-Womenは、女性とジェンダー平等機関間ネットワークを通して、国連システムも準備作業にかかわらせた。前年の経験を土台として、UN-Womenは、2013年12月4日と5日に、ニューヨークで、優先テーマに関するステークホルダー・フォーラムを開催した。参加者たちは、「目標」の達成の促進と、2015年以降の開発アジェンダに関する継続する討議におけるジェンダー平等の中心性を確認した。参加者たちは、すべての領域でのジェンダーの視点の主流化の重要性も強調した。

## B. 総会

12. UN-Womenは、事務総長報告書において、また、加盟国に実体的で技術的な専門知識を提供することにより、調査、政策分析及び勧告を通して、総会の作業を継続して支援し、貢献している。その作業は、加盟国が公約を強化し、世界・地域・国内レベルでジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進する行動を導くために、規範的枠組をさらに拡大することができるようにしている。そのような交流から出てきた決議は、国レベルでの介入のためのより強い基礎を提供し、それら領域でのUN-Womenの作業に強い刺激を与えている。

13. 第68回総会中の様々な高官特別行事は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成にとって極めて重要な問題を扱った。2013年9月25日に開催された「ミレニアム開発目標」の達成に向けて払われた努力をフォローアップするための特別行事の成果文書の中で、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの推進が、全「目標」にわたる進歩の鍵であることが認められた。加盟国は、平和と安全保障、民主的ガバナンス、法の支配、ジェンダー平等万人のための人権(決議68/6を参照)を推進する一つの枠組みと一連と目標に向けた活動することに加えて、ジェンダー平等を推進し、すべての社会で女性と女兒のエンパワーメントに対する様々な障害を撤廃することにコミットした。行事の閉会にあ

たつてのコメントで、UN-Women の事務次長/事務局長は、国際社会が「目標」を達成し、2015 年以降の開発アジェンダを形成し、「北京宣言と行動綱領」の実施の 20 年後の見直しを行う歴史的瞬間を認めた。

14. 世界移動グループのメンバーとして、UN-Women は、2013 年 10 月 3 日と 4 日に開催された国際移動と開発に関する高官対話のための準備を支援し、決議 68/4 で総会によって採択された成果文書に実体的に貢献した。この種の初めてのものである「国際移動と開発に関する高官対話宣言」の中で、国家と政府の代表者たちは、移動の状態にかかわらず、すべての移動者、特に女性の人権と基本的自由を効果的に推進する必要性を再確認した。彼らは、政策にジェンダーの視点を組み入れ、人身取引と差別を含め、ジェンダーに基づく暴力と闘う国内法、制度、プログラムを強化することにより、移動女性と女性の特別な状況と脆弱性に対処する必要性も認めた。彼らは、家事労働にかかわっている者を含め、あらゆるセクターの女性移動労働者の保護のための適切な措置を確立する必要性を強調した。

15. 「ミレニアム開発目標」とその他の障害者のための国際的に合意された開発目標、つまり、前進の道、2015 年以降の障害者を含めた開発アジェンダの実現に関する総会の高官会議は、障害を持つ女性と子どもの権利とニーズ及びジェンダー平等と子どもの権利に関連する国際的に合意された開発目標と公約の実現に対処することを目的とする国内努力を強化することを国家の長と政府が決意した成果文書で締めくくられた。国家の長と政府は、国際的に比較できるデータと性別・年齢別統計を含めた開発政策企画、実施及び評価のための障害者のデータ収集、分析及び監視を改善することも決意した(決議 68/3 を参照)。UN-Women は、会議の下準備で加盟国に技術支援を提供した。

16. 第 68 回会期の高官セグメント中に、平和構築委員会は、平和構築のための女性の経済的エンパワーメントに関する閣僚行事を開催した。平和構築委員会の委員国は、女性の経済的エンパワーメントが平和構築努力の一助となるという価値を強調し、女性の経済的エンパワーメントと紛争後の経済回復への男性と並んだ平等なかわりを推進するために、国連によって支援される紛争後の回復イニシアティブとプログラムの必要性を確認する宣言を採択した(PBC/7/OC/3 を参照)。事務総長によって立案されたジェンダーに対応した平和構築に関する 7 点の行動計画に沿って、UN-Women は、紛争後の経済回復における参加者及び受益者として、女性の平等なかわりを継続して優先している。活動には、紛争・紛争後の状況での女性の職探しパターンに関する証拠基盤と知識を強化するための調査と分析、武装解除、動員解除及び再統合プログラムからの利益の配分、及び臨時雇用の創出が含まれる。国連環境計画、UN-Women、平和構築支援事務所及び国連開発計画(UNDP)の合同報告書、*女性と天然資源: 平和構築の可能性を開く*の中で、平和構築の支援と共に、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び持続可能な天然資源管理が弁護されている。

17. 第 68 回総会のために、UN-Women は、それぞれの決議の折衝に貢献するいくつかの事務総長の義務付けられている報告書を準備した。農山漁村女性の状況の改善に関する報告書(A/68/179)で、農山漁村・農業・開発政策へのジェンダーの視点の主流化の呼び掛けがなされた。相当する決議(68/139)で、この呼びかけと報告書の中のその他の勧告に基づいて、総会は、農山漁村女性の資源へのアクセスの欠如に関連する問題に対処し、天然資源のガバナンスにおけるジェンダー配慮を主流化し、天然資源の持続可能な利用の管理への女性の参画を強化することを呼びかけた。

18. 女性と政治参画の推進において取られた措置と達成された進歩に関する報告書(A/68/184)は、世界的な政治生活における女性の状況に関するほとんどの最新情報を提供している。2013 年 6 月現在、女性は、全議会の議席の 5 分の 1 をわずかに超える割合を占めていた(21.1%)。世界の閣僚の丁度 17%が女性であった。最も広く伝えられた法改革は、選挙クォータ制の形での一時的特別措置の採用であり、この措置は、過去 20 年にわたって 60 か国以上で採用され、変革のための効果的ツールである。UN-Women は、女性の政治参画を増やすために、よい慣行について、要請に基づいて、各国政府に技術支援を提供している。2013 年に、UN-Women は、法改正・憲法改正及び一時的特別措置の採用、及び政治における女性の能力開発と有権者へのアウトリーチと市民教育を含めたジェンダーに対応した選挙プロセスに関する技術的支援を提供することにより、30 か国以上で、女性の政治参画を支援するために活動した。

19. 女性移動労働者に対する暴力に関する報告書(A/68/178)で、事務総長は、移動女性の人権をどのよう

に保護し、その司法へのアクセスを確保するかを論じた。相当する決議(68/137)で、総会は、法規定と司法プロセスが女性の司法へのアクセスのために設置されることを保障し、女性移動労働者のニーズと権利に応えるよう各国政府に要請した。

20. 開発と女性に関する事務総長報告書(A/68/271)は、ディーセント・ワーク、無償のケア労働及び社会保護に関連する勧告を含めたが、これは貧困根絶を含め、あらゆる開発目標にわたって、重要な乗数効果を持つ。女性の無償のケア労働は、個人及び家庭の福利、社会開発及び経済成長に貢献しているが、しばしば、政策策定者によっては認められないままで、過小評価されている。相当する決議(68/227)で、総会は、家事労働・ケア労働を含め、無償の労働を認め、インフラと技術の開発と公共サービスの提供を通して、支援を提供するよう各国政府を奨励した。

21. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果の実施のフォローアップにおいて取られた措置と達成された進歩に関する報告書(A/68/175)の中で、事務総長は、すべての政府間機関とプロセスが、ジェンダー平等の推進において極めて重要な役割を有していることを強調した。彼は、前回会期と比べて、ジェンダーの視点を含んでいる決議の割合がかなり増加している(第66回会期の32%に比して37%)と述べた。報告書の結果は、UN-Womenが加盟国にジェンダー平等に関して実体的・技術的支援の提供を増やし、要請に従って、加盟国に実体的な専門家の助言を提供する根拠となり、いくつかの主要委員会で検討される決議で、加盟国がジェンダー平等への注意を拡大することを可能にした。

22. 重要な法的展開は、2013年4月2日の、ジェンダーに基づく暴力と国際武器取引との間の関連性を認める初の条約である「武器取引条約」の総会による採択であった。締約国は、「条約」の範囲でカバーされる物品を輸出するかどうかを評価する時に、武器がジェンダーに基づく重大な暴力行為または女性と子どもに対する重大な暴力行為を行ったり、助長したりするために使用される危険を考慮に入れることを求められる。UN-Womenは、例えば、「条約」のテキストにおけるジェンダーの視点の必要性に対する意識を啓発するために、2012年7月に開催された武器取引条約国連会議に関連して、女子差別撤廃委員会及び婦人国際平和自由連盟との合同行事を開催することにより、「条約」の採択につながるプロセスに参加した。UN-Womenは、そのフォローアップに積極的にかかわるであろう。

### C. 経済社会理事会

23. UN-Womenは、2013年の経済社会理事会の本会議中に、ジェンダー平等の視点に強い関心を持つことを提唱した。年次閣僚見直しのテーマは、「持続可能な開発の推進と『ミレニアム開発目標』の達成のための科学・技術・革新及び文化の可能性」であった。UN-Womenは、閣僚宣言(E/2013/L.18)の折衝中に、加盟国に技術的支援を提供した。その宣言の中で、閣僚たちは、科学・技術・革新に関する政策にジェンダーの視点を組織的に組み入れる必要性を繰り返し述べ、科学・技術・革新の調査と開発において、ジェンダーに基づく分析とジェンダー・インパクト評価の利用を奨励した。

24. UN-Womenは、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化に関する事務総長報告書(E/2013/71)を準備した。この報告書には、国連システム内のジェンダー平等の推進、特に世界及び国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するシステム全体にわたる作業の説明責任に関して遂げられた進歩の評価が含まれている。UN-Womenのリーダーシップの下での「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」の展開は、国連システムがどのようにジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する作業に取り組むかという問題において、いくつかの重要で、即座の変更という結果となっている。国レベルでは、事務総長は、ジェンダー平等を国連の合同プログラム形成の中心に置き、現地での効果を強化する際の調整の主要な役割を述べた。

25. システム全体にわたる調整のマנדートを果たす際に、UN-Womenは、すべての"Delivering as One(一体となって約束を果たす)"参加諸国に出席し、国別チーム内のジェンダー平等問題に関する一つの声として、説明責任、戦略的アドヴォカシー及びコミュニケーションの推進に貢献している。「一つの国連」イニシャティヴは、ジェンダー不平等に取り組むために、様々なセクターで、ジェンダーの問題がどのように改善され、調整された企画に貢献するかに対するさらなる認識に繋がっている。世界中に、

113 のジェンダー・テーマ・グループがあるが、そのうち 62 が UN-Women によって指導または共同指導されている。国連国別チームは、女性に対する暴力をなくし、生殖に関する健康を改善し、HIV/エイズと闘い、女性の政治参画を拡大し、教育を推進し、国内開発戦略と貧困削減戦略にジェンダー平等を組み入れ、ジェンダー平等に関する国内本部機構を支援することを含め、2012 年に、国内のジェンダー平等優先事項に関して各国政府に支援を提供した。

26. 報告書の討議中に、国連システムからの発言者たちは、調整され、統合力のあるやり方で一体となって活動する時、システムが何を達成することができるかについての一つの例として、「行動計画」の付加価値を指摘した。「行動計画」は、新しいツールを開発し、その作業のすべてにジェンダーの視点を統合するスタッフの能力を築く奨励策を生み出している。このプロセスで、女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワークは、ジェンダー平等と女性の権利の目標に対する組織の公約を強化する際に、極めて重要な役割を果たしてきた。UN-Women は、「行動計画」の要件に応える際の能力を築くために、機関に継続して強力な技術支援を提供するであろう。

27. UN-Women は、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化に関する決議 2013/16 の折衝中に、加盟国を支援したが、この決議の中で、経済社会理事会は、UN-Women のリーダーシップの下での「行動計画」の展開を歓迎した。経済社会理事会は、決められた基準に応えることに向けた「行動計画」の報告を通して明らかにされたギャップに対処するために、修正行動計画を優先し、人的資源と財源に投資することに加えて、機関特有の修正行動計画を含め、継続して「行動計画」を展開し、その実施において遂げられた進歩に関して報告するよう国連システムに要請した。経済社会理事会は、国連全体にわたるより効果的で統合力のあるジェンダー主流化に対して、UN-Women の作業を感謝と共に述べた。

28. 人道セグメント中に、UN-Women は、機関間常設委員会のジェンダーと人道行動に関する小作業部会と共に、ジェンダー平等と人道行動における回復力に関するパネル討論会を開催した。この行事は、ジェンダー政策と公約を現地での実際の行動に変える方法を討議する機会を与えた。発言者たちは、監視と評価を強化し、人々に影響を与えるより良い説明責任につながる全人道プログラム・サイクルを通して、ジェンダー・マーカーが用いられるべきであり、性別データと年齢別データがすべての人道介入で収集され、利用されるべきであり、女性と思春期の女兒があらゆるレベルで災害危険管理の企画と意思決定に参画することを保障する努力が加速されるべきであることで合意した。

#### D. 安全保障理事会

29. 紛争中の性暴力の監視・防止・訴追に置かれるかなりの政策上・事業上の重点を含め、平和構築への女性のかかわりを高め、女性の経済的エンパワーメントに向けた措置を取り、女性・平和・安全保障に関する世界アジェンダを推進する際に、規範的レベルで、2011 年に注目すべき前進が遂げられた

30. 規範的枠組は、2013 年に安全保障理事会によって採択された 2 つの新しい決議によってさらに強化された。決議 2106 号(2013 年)で、理事会は、刑事責任免除への対処と紛争中の性暴力の問題に関するガイダンスの事業化に重点を置いた。理事会は、女性に対するあらゆる形態の暴力と闘うために、女性の政治的・社会的・経済的エンパワーメント及び男性と男児の積極的協力が、武力紛争と紛争後の状況での性暴力を防止する長期的努力の基本であることを確認した。決議 2122 号(2013 年)は、女性・平和・安全保障アジェンダの参加の側面をかなり深める、決議 1325 号(2000 年)以来の初めての決議である。

31. 決議 2106 号(2013 年)と関連決議の実施を支援して、UN-Women は、紛争中及びその余波で、女性と女兒が直面するあらゆる人権侵害、安全保障の脅威及び保護の課題に一層の注意を提唱し続けている。UN-Women は、国連によって設立されたすべての調査委員会に、技術的なジェンダー専門家を配置するという今では認められているよい慣行を継続した。UN-Women は、国際犯罪としての性暴力とジェンダーに基づく暴力事件の捜査に関する合同訓練コースの実施を通して、司法迅速対応メカニズムとのパートナーシップも強化した。訓練を受けた専門家は、特別性暴力・ジェンダーに基づく暴力名簿の一部となり、各国、国連、国際刑事裁判所、及びその他の国際機関による迅速配置のために利用できる。制服を着た平和維持者の能力を築くために、UN-Women と事務局の平和維持活動局は、武力紛争中の性暴力

に関する討議の引き金となる状況設定ビデオ・クリップ及びその他の視聴覚ツールを用いて、シナリオに基づく訓練セッションを継続している。現在まで、トップの部隊派遣国の7か国の位の高い陸軍将校が、これらモジュールを用いて訓練を受け、2つの多国間地域訓練セッションが開かれている。

32. 決議 2122号(2013年)は、紛争防止と紛争解決及び平和構築への女性の関わり確保するためのより断固とした呼びかけという点で歴史的である。安全保障理事会は、女性と女児のエンパワーメントとジェンダー平等が、国際平和と安全保障を維持する努力にとって極めて重要であることを再確認し、女性の経済的エンパワーメントが武力紛争から立ち直りつつある社会の安定化に大きく貢献することを認めた。理事会は、紛争中に女性が経験するありとあらゆる侵害とそういった侵害のジェンダー差のあるインパクトに対処するために、特に移行司法と法の支配に関連する防止・対応努力を奨励した。理事会は、差別なく、強姦から生じる妊娠に関するものを含め、あらゆる性と生殖に関する健康サービスへのアクセスの必要性にも注目した。理事会は、理事会への報告書と説明書が、紛争が女性に与えるインパクトと紛争の防止と解決、平和と安全保障の維持及び紛争後の平和構築に関する討議への女性の参画を高めるために払われている努力に対処するべきであることを要請したという点で、その作業方法に対処した。

33. 2013年10月に、安全保障理事会は、紛争の影響を受けている状況での女性、法の支配及び移行司法に関する公開討議を開催した。UN-Womenは、理事会議長に実体的支援を提供した。UN-Womenの事務次長/事務局長は、女性・平和・安全保障に関する事務総長年次報告書(S/2013/525)を提示したが、この報告書は、これまでと同様に、機関間協議プロセスを通してUN-Womenによって調整されたものであった。その報告書の中で、事務総長は、紛争防止、平和構築への女性の参画、ジェンダーに基づく暴力からの保護及びジェンダーに対応する救援と回復の領域での決議1325号(2000年)の実施の状態を評価した。事務総長は、実施に対する障害を除去し、新たな問題に対応する戦略的措置を出した。特に、そこに含まれている要素と勧告の多くは、決議2122号(2013年)に反映された。UN-Womenは、決議2122号(2013年)の完全実施を確保するために、女性・平和・安全保障常設委員会を通して、活動を継続するであろう。

34. 女性・平和・安全保障に関する今では7つになった安全保障理事会決議によって提供される説明責任枠組は、加盟国、地域団体及び国連機関による特別な政策枠組、企画及びプログラム形成の中でさらに事業化されている。2013年10月現在、国内行動計画は、43の加盟国によって採択され、その他は完成されつつあった。地域・小地域の戦略と行動計画がますます設置されるようになっており、地方レベルでより強力な行動を牽引するためのイニシアティブが進行している。戦略と取り組みの効果を評価し、理事会の公約の国内レベルでの実施における好事例を広げるために、UN-Womenは、2013年11月に、世界的な技術見直し会議を開催したが、これが加盟国とその他の行為者による検討のための勧告を生じさせることになった。パートナーとの協働で、UN-Womenは、現在、35か国以上で、女性・平和・安全保障の公約の実施を支援している。事業活動から出てきた学んだ教訓と好事例は、依然として、UN-Womenの作業の規範的側面のための政策提言開発のための重要な情報源である。

### III. テーマ別政府間プロセスとその他のプロセスにおけるジェンダー平等の推進

35. UN-Womenは、地域レベルを含めたその他の政府間プロセスと人権機関で、ジェンダー平等への高まる関心と成果における重要な進歩という結果となった積極的で触媒的な役割を果たした。

#### A. 2015年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標

36. 国連持続可能な開発会議の成果文書で義務付けられているように、持続可能な開発に関する総会の無期限作業部会が、2013年1月に設立された。作業部会は、2014年9月に、2015年以降の国連開発アジェンダに統合されるべき持続可能な開発目標に関する提案を伴う報告書を総会に提出することになっている。2013年9月25日に開催された「ミレニアム開発目標」達成に向けて払われた努力をフォローアップするための特別行事は、貧困根絶と持続可能な開発を中心とする2015年以降の開発アジェンダの採択に向けて道程表を確立した。

37. ジェンダー平等は、それ自体が目標であり、その他の開発成果を達成するための手段でもあると広くみなされている。政府間成果には、2015年以降の開発アジェンダにおけるジェンダー平等の中心性への

言及を含めているものもある。例えば、第 57 回婦人の地位委員会の合意結論の中で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現が、2015 年以降の開発アジェンダの作成における優先事項であると考えられるべきであることが強く勧告された。第 4 回世界女性会議のフォローアップと「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の完全実施に関する決議 68/140 の中で、総会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの目標が 2015 年以降の開発アジェンダの策定と新しい開発枠組へのジェンダーの視点の統合のための優先事項と考えられるべきことを要請した。

38. UN-Women は、市民社会治団体、国連システム及びその他のパートナーとの協働で、2015 年以降の開発アジェンダ及び持続可能な開発目標に関する作業に積極的に関わっている。国連システムは、UN-Women がメンバーである 2015 年以降の国連開発アジェンダに関する国連システム・タスク・チームを通して、無期限の作業部会に技術支援を提供してきた。UN-Women は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するものを含め、技術支援チームによって準備された問題説明書を共同で指導し、貢献してきた。

39. 2015 年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標に関する討議への貢献として、UN-Women は、ジェンダー平等、女性の権利及び女性のエンパワーメントとターゲットと指標を通したすべての目標のジェンダーの視点の包括的主流化を達成するための変革的な独立した目標を要請する立場表明文書を開発した。UN-Women は、女性と女兒のための暴力からの自由、能力と資金のジェンダー平等、及び公共・民間機関における意思決定力におけるジェンダー平等という目標のための 3 つのターゲット領域を明らかにしている。独立した目標は、それ自体は 2015 年までには達成される可能性が低い「ミレニアム開発目標 3」の範囲に基づき、これを拡大するであろう。真に効果的であり、女性と男性、女兒と男児の生活に真の変化を起こすためには、2015 年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標は、ジェンダー平等が世界のあらゆる部分に関連していることを仮定すれば、普遍的であり、すべての国々に当てはまらなければならない。これは、多くの相互に関連する課題に対処し、進歩とゆっくりとした開発の利益を妨げる構造的な不平等と差別とに取り組みなければならない。説明責任と透明性に重点を置くことが、進歩を監視し、政策策定者に責任を持たせるために必要であろう。

40. UN-Women は、国連開発グループによって促進されたテーマ別の国レベルの協議会にも貢献した。UN-Women と国連子ども基金によって共同で指導された不平等に関する協議会で、ジェンダーに基づく不平等が、世界の不平等の唯一最も広がった不平等であることがわかった。参加者たちは、分類されたターゲットと指標を通して、すべての関連領域でジェンダーの主流化を要請した。国連国別チームが指導した国内協議会に関しては、UN-Women は、女性と女性団体の完全参画を確保するために活動した。UN-Women は、2015 年以降の開発アジェンダに関して 2013 年に開催された 42 の国内及び地域協議会に技術的・財政的支援を提供した：アフリカで 8 つ、アラブ諸国で 3 つ、アジア太平洋で 5 つ、欧州と中欧アジアで 8 つ、ラテンアメリカ・カリブ海で 18。UN-Women は、それら協議会で、政策策定者、実践家、専門家及び市民社会の代表を集めるために、ジェンダー平等省、財務省及びその他の省庁と密接に協力している。機関は、様々な協議会の成果を捉える背景文書及び報告書に実体的インプットも提供した。

41. ジェンダー平等は、とりわけ、ボリヴィア(多民族国家)、エチオピア、グアテマラ、カザフスタン、ケニア、モルドヴァ共和国及びタジキスタンでの国内協議会での重要な優先事項の中で明らかにされた。明確な提案が、ジェンダー問題と女性のエンパワーメントにどのように対処するかに関してなされた。アルバニアでは、経済的エンパワーメント、家庭における女性の役割の強化及び女性と女兒に対する DV と差別への対処の道として、女性のための質の高い教育の強化が含まれた。ブルンディでは、ジェンダー平等と女性の権利、あらゆるレベルでの女性の参画、女性と女兒に対する暴力の撤廃及び生産財への女性のアクセスに関する地域社会の教育が強調された。ペルーにおける協議会の結果は、女性に対する暴力の撤廃、女性の増加する政治参画及びジェンダー主流化を優先事項として特定した。

42. UN-Women は、地域プロセスに支援を提供した。アフリカでは、2015 年以降の開発アジェンダに関する共通の立場を開発するために、地域協議会が開催された。アフリカ連合は、リベリア大統領のリーダーシップの下に、国家と政府の長の高官委員会を任命した。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが、人々を中心とした開発の状況での優先的重点として明らかにされている。別箇のジェンダー平等

目標の包摂に対する UN-Women の支援は、2013 年 10 月 15 日から 18 日まで開催された第 12 回ラテンアメリカ・カリブ海女性地域会議の「サント・ドミンゴ合意」の成果に反映されている。

## B. 国連気候変動枠組条約

43. 過去の会期で「国連気候変動枠組条約」の締約国会議によって採択された決定のジェンダーに対応した文言を確保する際の進捗に基づいて、UN-Women は、市民社会パートナーと「条約」事務局との協働で、ジェンダー・バランスの推進と「条約」の折衝と 2012 年に採択された「条約」または「京都議定書」に従って設立された機関の締約国の代表への女性の参画の改善を扱っている決定 23/CP.18 の実施を支援するために、締約国への支援を規模拡大した。

44. UN-Women は、「メアリー・ロビンスン財団---気候正義」と協働して、意思決定プロセスへの女性の参画の増加を促進する既存の枠組と慣行に関して、2013 年 6 月にドイツのボンで開催された気候変動会議で、報告書を提出した。UN-Women は、2013 年 11 月にワルシャワでの第 19 回締約国会議中に開催された、ジェンダー・バランス、ジェンダーに配慮した気候政策及び決定 23/CP.18 によってマンドートを与えられた能力開発に関するワークショップに参加し、ワークショップの結論の折衝を伝える重要な勧告を提出した。締約国会議で採択された議長結論の中で、締約国は、女性代表者の高められた能力開発を含め、決定 23/CP.18 の継続中の実施をさらに促進し、各国代表団のジェンダー・バランスを推進するために、「条約」プロセスへの参画のための信託基金からの資金提供のために、男女の代表者を任命するよう要請された。国連機関と多国間、政府間及びその他の国際・地域団体は、資金調達を行い、「条約」プロセスへの女性代表者の参画をさらに奨励し、気候適合、緩和、資金調達、技術及び能力開発のテーマ別領域でのジェンダー配慮を強化する革新的方法を通して、締約国の努力を補うよう勧められた。UN-Women のリーダーシップの下での「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」は、ジェンダー平等を主流化し、「条約」事務局を含め、国連機関のスタッフのジェンダー専門知識を高める際に、国連システムの説明責任枠組として歓迎された。

45. UN-Women は、2015 年に採択される気候変動合意の要素を締約国会議が討議する時に、ジェンダー配慮を提起する手助けもした。様々なステークホルダーとのパートナーシップで、UN-Women のアドヴォカシーは、ジェンダー別データの収集と普及のための呼び掛けが行われた気候変動のインパクトに関連する損失と損害のためのワルシャワ国際メカニズム、財政メカニズムがジェンダーに配慮した取組に貢献している程度の評価のために呼びかけがなされた財政メカニズムの第 5 回見直し、ジェンダー問題をその活動に統合するべき気候変動に対するインパクト、脆弱性及び適合に関するナイロビ作業プログラムを含め、ジェンダーに特化した言及を組み入れている決定に貢献した。

## C. 特別な状況にある国々

46. UN-Women は、2015 年以降の開発アジェンダとこれから開催される会議の準備作業の状況で、特別な状況にある国々、特に小島嶼開発途上国、後発開発途上国及び内陸開発途上国に関連するプロセスにかかわり続けている。

47. 2014 年 9 月に開催される第 3 回国際小島嶼国会議の準備は、2013 年 7 月の地域会議にインプットを提供した小島嶼開発途上国によって導かれた多様なステークホルダーの国内準備プロセスと 2013 年 8 月の地域間準備会議で始まった。UN-Women は、ジェンダー平等問題を推進し、持続可能な開発優先事項に対処する際に積極的な担い手としての小島嶼開発途上国の女性の貢献を強調する成果を呼びかけることにより、このプロセスに貢献した。UN-Women は、2013 年 8 月にブリッジタウンで開催された地域間準備会議に参加した。この会議の成果文書で、参加者たちは、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの確保に向けた努力の強化と人々を中心とし、貧困根絶、平等の創出及び環境的持続可能性の達成に重点を置いた 2015 年以降の開発アジェンダを要請した(A/C.2/68/7、付録 II、パラ 76 及び 181)。

48. その会議の前に、UN-Women カリブ海多国間事務所は、ジェンダー平等と 2015 年以降のアジェンダに関するカリブ海フォーラムを支援したが、このフォーラムには政府高官と市民社会の代表が参加した。フォーラムは、ジェンダー平等と 2015 年以降の小島嶼開発途上国アジェンダに関する合同ステートメントを出したが、このステートメントは、2015 年以降のアジェンダでジェンダー平等に関する独立し

た目標と両プロセスを通じたジェンダー平等優先事項の主流化を支持した。

49. 国連機関の機関間協議グループのメンバーとして、UN-Women は、2014 年に開催されることになっている Almaty 行動計画実施の 10 年後の見直し会議の定期準備会合に参加している。UN-Women は、成果文書がジェンダーの視点を反映しており、内陸開発途上国の女性のニーズに対応する行動を特定していることを保障する見直し会議の準備プロセスに貢献するであろう。

#### D. 人権

50. UN-Women は、ジェンダー平等と、規範的枠組と女性の日常の現実との間の関連性に関する世界的な規範的枠組を強化することに貢献するその他のプロセスを支援した。UN-Women は、この努力、特に人権高等弁務官事務所(OHCHR)とのこの努力を調整した。

51. 2 年間のプロセスにわたって、UN-Women は、2013 年 10 月 18 日に女子差別撤廃委員会が採択した、紛争防止、紛争と紛争後の状況にある女性に関する一般勧告第 30 号の開発において、委員会を支援した。UN-Women は、2011 年 7 月の一般討論の日に委員会を支援し、その現地事務所を通して、地域のあらゆる経験のプロセスへの統合を確保するために、アディスアベバ、アンマン、バンコック、グアテマラ市、イスタンブールで行われた 5 つの地域協議会を開催した。さらに、UN-Women は、司法への女性のアクセスと農山漁村女性に関するものを含め、その他の一般勧告案の策定に関連して委員会を支援した。

52. UN-Women は、政府の役人、ジェンダー平等の提唱者及びその他のステークホルダーのための「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と女性の人権に関する能力開発と訓練を提供することにより、すべての地域で「条約」の実施を継続して支援した。UN-Women は、委員会へのその報告、委員会との対話のための準備及び国内法・政策・プログラムへの所見の統合を含めた委員会の総括所見の実施において、締約国を支援した。UN-Women は、南スーダンにおいて「条約」の批准を推進し、例えばモロッコなどで、「条約」の「選択議定書」の批准に向けて活動している。委員会に提出される市民社会のシャドー報告書の準備及び国連国別チームの報告書の準備にも支援が提供された。例えば、アフガニスタンの国別事務所は、委員会との対話の前に国の代表団のための疑似セッションを開催し、市民社会からの 2 人のメンバーがシャドー報告書を提出し、セッションに出席するのを支援した。UN-Women は、国レベルのプログラム形成を特徴づけるために、国連国別チームと総括所見を分かち合った。UN-Women は、HIV の状況での女性の権利の問題に対して各国政府に説明責任を持たせるメカニズムとしての委員会への報告の利用に関して、カリブ海及びアジア太平洋で、HIV 感染女性と女性団体のための訓練も促進した。

53. UN-Women は、人権理事会によって、その決議 15/23 で 2010 年に設立された法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会と協働している。経済的・社会的な生活に関する作業部会のテーマ別優先事項に関連して、UN-Women と OHCHR は、土地及びその他の生産財への女性の権利を実現する際の好事例に関して、2012 年 6 月に専門家グループ会議を開催した。2013 年 11 月に、UN-Women と OHCHR は、合同出版物、*土地及びその他の生産財への女性の権利の実現*を仕上げたが、これはこの会議から生じたもので、土地及びその他の生産財への女性のアクセス、利用、管理を確保する法律・政策・プログラムの採用と効果的实施を導き、支援するツールである。

54. UN-Women は、裁判官と弁護士の独立性、真実・正義・補償・決して繰り返さないとの保証の推進及び極貧と人権に関する特別報告者を含め、人権理事会のその他の人権メカニズムとの協働を継続した。UN-Women は、特に強制失踪の悪影響を受けている女性に関する一般勧告を特徴づけるために、アディスアベバでの専門家会議のインプットと開催を通して、強制または任意によらない失踪に関する作業部会を支援した。UN-Women は、女性に対する暴力、その原因と結果、女性に対する暴力撤廃に対する国家の責任に関する特別報告者の報告書(A/HRC/23/49)のための地域協議会を支援した。

#### E. HIV とエイズ

55. UN-Women は、「HIV とエイズ政治宣言: HIV とエイズをなくすための努力の強化」を含め、HIV とエイズに関する世界的公約の実施のために活動した。UN-Women は、国内 HIV 政策・計画・予算へ

のジェンダー平等と女性の優先事項の統合を支援し、政策策定と意思決定への HIV に感染し、影響を受けている女性の包摂を促進している。

56. UN-Women は、HIV に対処する重要な政策・プログラム・行動・予算に、ジェンダー平等と人権の視点を統合する国内エイズ調整当局に、技術的・能力開発支援を提供した。UN-Women は、カンボディア、ジャマイカ、ケニア及びパプアニューギニアの国内エイズ調整当局のスタッフのための訓練カリキュラムの開発と継続する訓練と能力開発を支援した。

37. エイズ感染女性と彼女たちを支援する団体が、HIV 対応に関連する意思決定に参画することを保障するために、UN-Women は、「HIV とエイズ政治宣言」でなされたジェンダー平等の公約を実施する際に、進歩の監視を含め、HIV 感染女性とケア提供者のネットワークを支援した。2013 年に、UN-Women は、共通のアジェンダーを明確に述べ(ケニア、モザンビーク、パプアニューギニア及びルワンダ)、母子感染をなくす国内エイズ戦略と国内企画の中間見直し(ケニアとルワンダ)を含め、国内企画と政策策定プロセスに参画するために、HIV 感染女性のネットワークを支援した。

58. HIV とエイズの状況での女性の法的エンパワーメントを推進する行動計画を通して、UN-Women は、女性の財産権・相続権に関する法的枠組みを強化し、女性の法的識字を改善し、法的サービスの利用可能性と平等を高めるための少額の助成金を通して、サハラ以南の 7 か国で 10 の地域社会を基盤とする団体を支援した。

## IV. 婦人の地位委員会による政策ガイダンスの実施

### A. 第 57 回委員会によって採択された合意結論

59. 婦人の地位委員会は、「北京宣言と行動綱領」の実施に関連して、各国政府、国連システムの機関、国際・地域団体、市民社会団体、民間セクター及びその他の関連行為者に政策ガイダンスを提供している。

60. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する合意結論は、新しいガイダンスを提供し、以下の説明的例によって描写されるように、地域・国内レベルでの UN-Women による女性と女兒に対する暴力撤廃に関する継続する作業を強化した。

61. 合意結論の実施において各国政府を支援するために、UN-Women は、テキストの国内言語への翻訳を支援し、政府の役人と市民社会団体との協議会を開催した。UN-Women は、テキストでカバーされる主要領域に関する実際的ガイダンスを提供するために、現地事務所のために 6 つのガイダンス・メモを作成した。もう一つのガイダンス・メモは、機関間グループによって準備され、地域・国内レベルで国連機関に配布された。

62. UN-Women は、2012 年 11 月に採択された女性に対する暴力の根絶に関する決議のフォローアップで、ラテンアメリカ議会と協力した。そのアドヴォカシー努力が、2013 年 10 月に新しい決議の満場一致での採択に繋がったが、その中で、合意結論の重要性が認められ、それを法律と規則に変える必要性が強調された。

63. 合意結論の採択に続いて、いくつかの国内の多様なステークホルダーの諮問会議が、それを配布し討議するために開催された。これに応じて、行動計画が、ケニア、ナイジェリア及びタンザニア連合共和国のような国々で開発され、差別的規定を見直し、廃止し、暴力の構造的原因に対処するために、女性のための財政刺激パッケージに関するアドヴォカシー・キャンペーンを行い、ワン・ストップ・サービス・センターを通してサヴァイヴァーへのサービスと支援を改善し、地域社会レベルで女性と女兒に対する暴力を防止し、そのような努力への男性の関わりを高める意識啓発を強化する目的で、既存の法律の監査のような行動に優先権を与えた。UN-Women は、ヴェトナムでのジェンダーに基づく暴力及びネパールでの複数年にわたるフォローアップ行動の企画に関する国内プログラムの開発を支援している。

64. 法律と政策の領域では、UN-Women は、女性に対する暴力に対処する国内法、行動計画及び政策の策定のために、各国政府とその他のステークホルダーに技術的ガイダンスを提供している。関連するガイダンスには、女性に対する暴力に関する法律のためのハンドブック、女性に対する有害な慣行に関するその補遺及び女性に対する暴力に関する国内行動計画のためのハンドブックが含まれる。地域の規範と基準を強化するために、欧州と中央アジアの UN-Women の国別事務所は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、グルジア及び旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国で、「女性に対する暴力と DV の防止と闘いに関する欧州会議条約」の批准のための支援を築くために合意結論を利用した。

65. 多部門的サービスと対応の領域では、UN-Women と国連人口基金(UNFPA)は、女性に対する暴力に対応するための国際レベルでの規範的發展と国レベルでの実施との間のギャップを埋めるために、暴力を受けている女性と女の子のための基本サービスに関する合同の世界プログラムを開発した。オーストラリア政府からの支援で、この4年間のプログラムは、保健・警察と司法・支援サービスと調整・ガバナンスの領域での女性に対する暴力に対応し、特に低・中所得国でのサービス提供のための基準とガイドラインを開発し、サービス提供者のための基準とガイドライン及び能力開発を実施するための技術支援を開発する必要がある一連の基本サービスと対応に関して世界的合意に達することを目的としている。保健セクターに関する初めての世界技術協議会が、2013年11月に開催された。

66. 実施のギャップは、しばしば、財源と人的資源の欠如及びそのような資源の配分の不十分さによることを仮定して、UN-Women のアジア太平洋地域事務所は、バングラデシュ政府が DV 禁止法の成功する実施のための資金を効率的に配分することを支援する費用見積もり枠組に関する調査を含めた様々な取組と方法論を用いて、女性に対する暴力に関する様々な費用調査を継続して支援している。

67. 女性に対する暴力に関する証拠基盤を強化するために、アジア太平洋地域事務所は、防止のためのパートナーズ、UNDP, UNFPA, UN-Women 及び国連ヴォランティアのアジア太平洋でのジェンダーに基づく暴力防止のための地域合同プログラムを支援した。プログラムの範囲の下で、「どうして男性の中には女性に対する暴力を用いる者がいるのか、どうすればそれを防げるのか?」という調査が、2013年9月に開始された。この合同プログラムの次の段階は、防止のための証拠に基づく介入の実施を中心にするであろう。

68. UN-Women と OHCHR によって作成されたジェンダー関連の女性の殺害の捜査のためのラテンアメリカ・モデル・プロトコールは、2013年8月に採択された。このプロトコールは、包括的に、学際的にジェンダーに基づく女性の殺害の捜査と訴追を導き、女性の暴力的殺害に関連する捜査と訴追が国際基準に基づいて行われるように、裁判官・検事・警察・法医学機関に実際的なガイドラインを提供するものである。中央アメリカの女性課題大臣会議は、2013年9月のパナマでの会議で、政府機関と国内ジェンダー平等機構にとってのその重要性を強調した。

69. アドヴォカシー努力を強化するために、「女性に対する暴力をなくすための団結」と題する事務総長のキャンペーンは、その毎月のテーマで、合意結論を強調している。MTV ラテンアメリカと UN-Women は、UNDP, UNFPA 及び国連子ども基金と合同で、7つのラテンアメリカ・カリブ海諸国で、若い男性からの支援を得ることを目的とする地域意識啓発イニシアティブを開始しているが、これは建設的な男性の態度を女性と女の子に対するあらゆる形態の暴力の防止と根絶と結びつけるものである。

70. 投資を通して、女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金は、女性と女の子に対する暴力と取り組み、合意結論の実施に貢献するプログラムを継続して支援している。例えば、信託基金からの支援は、ウガンダを基盤とする助成金受領団体「声を上げよう」が立案した、成功している SASA! (始めよう、意識啓発、支援、行動)の方法論が、地域全体で規模拡大することができるようにした。この地域社会に重点を置いた暴力と HIV 防止プログラムは、意識啓発からサヴァイヴァーの支援と暴力を禁止する行動に至るまで、行動変容の様々な段階を通して地域社会の構成員を支援する活動を通して、男女間の力の不均衡に挑戦している。

## B. 「北京宣言と行動綱領」の見直しと評価

71. 2013年7月に採択された決議 2013/18 で、経済社会理事会は、婦人の地位委員会が、採択20周年に

当たって、「北京宣言と行動綱領」の実施の見直しと評価を行うことを決定した。理事会は、遂げられ進歩と遭遇した課題の国レベルの包括的見直しを行うよう各国に要請し、地域委員会が地域の見直しを行うよう奨励した。UN-Women は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを優先する開発政策と行動の今後の枠組を提唱して、このプロセスに完全にかかわっている。

72. UN-Women は、見直しと評価プロセスの調整及び加盟国、市民社会、国連システム、民間セクター及びあらゆるレベルのその他のステークホルダーの動員の際に重要な役割を果たしている。UN-Women は、地域見直しを支援するために地域委員会と協力し、国内レベルの見直しを支援している。世界レベルでは、証拠基盤を提供し、学んだ教訓を引き出し、ギャップと課題を明らかにし、「行動綱領」の促進された実施へのその公約を強化するためにステークホルダーをまとめ、若い人々の間に意識を啓発するという目標でコミュニケーションとアドヴォカシーにかかわり、実施のための支援を高めるために国連システムをかかわらせる分析的作業を行うであろう。

## V. 結論

73. ジェンダー平等と女性の権利に関するかなりの規範的前進が、女性に対する暴力、女性の平和構築への参画及び女性の経済的エンパワーメントのような領域で、総会、安全保障理事会及び婦人の地位委員会において、この1年で遂げられた。UN-Women は、新しい規範的ガイダンスを開発し、国及び地域レベルで世界的公約を実施する際に、加盟国を支援してきた。機関の国別駐在は、世界政策の開発に国内の経験を入れ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する公約の国内での実施を支援できるようにしている。

74. 来る2年間は、国際社会が、「ミレニアム開発目標」を達成し、2015年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標を形成するその努力を規模拡大し、一方、気候変動に関して新たな合意も準備する戦略的機会を呈する。この相互に関連するプロセスは、ジェンダー平等、女性の権利及び女性のエンパワーメントをそれ自体が重要な目的であり、あらゆる側面で持続可能な開発を達成する基本的手段として位置付けるための「北京宣言と行動綱領」実施の見直しと評価に基づくべきである。

(房野 桂 訳)

\*\*\*\*\*

# 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における 課題と成果(E/CN.6/2014/3)

2013年12月24日

## 事務総長報告書

### 概要

本報告書は、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施における課題と成果を吟味し、婦人の地位委員会が考察するための勧告案とともに結論をまとめたものである。

## I. 序論

1. 本報告書は、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施における成果と課題のグローバルな見解を示し、同「目標」に関する進展を加速させ、2015年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標において、ジェンダー平等と女性の権利とエンパワーメントに優先権を与えるための勧告案を提示するものである。

2. 本報告は、UN Women がラテンアメリカ・カリブ海経済委員会（ECLAC）との協力のもと、2013年10月21～24日にメキシコシティで開催した「女性と女兒のためのミレニアム開発目標の達成における構造的ならびに政策的制約」に関する専門家グループ会合の調査結果に基づくものである。また、国連諸機関およびその他の情報源から得た情報およびデータに関する最近の調査と分析にも基づくものである。

## II. ミレニアム宣言とミレニアム開発目標

3. 「ミレニアム宣言」はジェンダー平等と女性の権利を前進させた1990年の首脳会合および世界会議の成果に従ったものであった。同宣言において、加盟国は国際関係に必須の基本原則として自由、平等、団結、寛容、自然の尊重、責任の共有を承認した。各国政府はジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進するための決意を確認した。女性と男性の平等の人権を確保し、女性に対するあらゆる形態の暴力と闘うことの重要性と、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を履行することも同宣言に盛り込まれた。

4. 2000年の「ミレニアム宣言」につき動かされて、1年後に、8項目の「ミレニアム開発目標」が導入された。8項目の目標とは、極貧と飢餓の撲滅（目標1）；万人の初等教育の達成（目標2）；ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進（目標3）；小児の死亡率の低減（目標4）；妊産婦の健康の改善（目標5）；HIV/エイズ、マラリアなどの疾病と闘う（目標6）；環境の持続可能性の確保（目標7）；開発のためのグローバル・パートナーシップの構築（目標8）である。現行のモニタリング用の枠組みは、21項目のターゲットと60の指標を備えている。

## III. ジェンダーの視点からの「ミレニアム開発目標」に関する進歩と残る課題

5. 本項は、最近入手できるデータを基に、女性と女兒の「目標」に向けた進展の査定を示す。査定はすべてのターゲットと指標を網羅するチェックを行うつもりのものではなく、信頼できるジェンダー関連のデータが入手できる領域だけに限られている。

### 目標1：極貧と飢餓の根絶

ターゲット1A：1990年～2015年に、所得が一日1ドル以下の人々の割合を半分に減らす<sup>3</sup>。

6. 1990年から2015年の間に、一日1.25ドル以下の生活をする人---極貧を示す国際的な指標---の割合は47%から22%に減少し、目標1のターゲット1.Aは達成した。すべての開発途上地域で貧困率は減少したが、これらの変化の大半は東アジア(中国)が導き出したものであり、同国は極貧率が1990年の60%から2010年には12%に減少した。南アジアも極貧者が51%から30%へと急激に減少した。アフリカのサハラ以南では、改善の歩みは遅れ気味で(56%から48%へ)、急速な人口増加を賄いきれず、極貧者の数は1億2400万人へと増える結果になった。ラテンアメリカとカリブ海諸国、欧州、中央アジア、中東、北アメリカでも、かなりの変化がみられ、これらの地域では貧困率も極貧者の数も減少し始めている。

7. 貧困率のターゲットを叶える結果を出した理由はあるものの、その意味は慎重に解釈すべきである。所得をベースにした貧困の測定値、とくに一日1.25ドルの貧困ラインを用いたものは限られている。所得をベースにした測定値は、教育を受けている、栄養が行き届いていて健康である、といった福利的な重要な面を考慮に入っていないのである。近年、実質的な改善があるにもかかわらず、貧困の計算に使用されている購買力のパリティ数値も、開発途上国の貧困を過小評価しているとの批判がされてきた。さらに、一日1.25ドルの貧困境界値は、適正な生活水準の権利をはじめとする経済的・社会的権利を充足しているというよりむしろ絶対的に奪われていることの測定値なのである。貧困と福利という多面的な性質を捉えるために、多次元にわたる測定値が考案されてきている。

<sup>3</sup> 2013年ミレニアム開発目標報告書からのデータ(国連出版物、販売番号E.13.I.9)。

8. 「ミレニアム開発目標」の貧困測定値は、ジェンダー平等の達成度をモニターするうえで、数多くの課題を描き出している。所得ベースの貧困測定値は、一般的に家計の調査データを基にしているが、その場合、総合的な家計ベースの所得もしくは消費を使って一人当たりの所得を計算している。そうした場合の数値は、家庭の資金は家庭の構成員の間で平等に分配されていると想定して計算されたものである。したがって、こうした数値は貧困のジェンダーの側面、すなわち、女性/女兒と男性/男児との間での不平等な資金の分け方については何も示していないのである。また、女性の労働時間の方が長いという時間の使い方、あるいは女性が家庭の所得に関して発言し、管理することができないといった不平等性についても捕捉していない。

9. 現行の貧困測定値は、女性が貧困の被害を受けやすい点についても十分に描きだしてはいない。女性の有償労働への権利を制限する差別的な社会的規範、ケア責任の負担、労働市場でのジェンダー差別などを含む、いくつかの要因のために、女性の方が所得が少ない場合や自身で得る所得がないケースが男性よりも多いのである。こうした要素があるために、男性に比べて女性が貧困に陥るリスクが増える結果につながり、とりわけ、家庭内に他の成人の稼ぎ手がない暮らしをしている場合はそうである。他に成人の稼ぎ手、通常はパートナー、がいて、両者を合わせた家計の所得があれば、貧困ラインより上に引き上げるのに十分かもしれない。しかし、貧困から抜け出させるために家庭の資源を貯める必要があるために、女性をパートナーもしくは他の家庭の構成員に経済的に依存させる結果になる場合もある<sup>4</sup>。こうした依存をしていると、家族が崩壊した場合、女性を貧困の被害を受けやすくさせ、家庭内での発言力や家計のやりくりの権限を弱め、暴力を受けるリスクを高めることになる<sup>5</sup>。労働市場への参入の機会が少ないことは、女性が男性と比べて、年金などのような社会的保護の恩恵を受けにくいことを意味しており、高齢になってから貧困に陥るリスクも高まる。さらに、紛争は、とくに、復興へのプロセスが女性の安全保障や生活必需品についての取り組みを怠る場合が多いので、女性が貧困に陥るリスクを高める。

10. 女性と女兒のための「目標1」に向けた前進を加速させるには、女性の社会的・経済的権利である、例えば雇用やまっとうな仕事(ディーセント・ワーク)、ライフサイクルへの社会的保護、さらには、たとえば十分な食料や水、家を手にする権利を含む適正な生活水準に関する権利を確保する政策が必要であろう。

ターゲット 1.B: 女性および若い人々を含む、すべての人たちのための、完全かつ生産的な雇用とまっとうな仕事を確保する<sup>6</sup>。

11. 2000年～2012年の間に、女性の雇用率<sup>7</sup>は48.6%から47.9%に減少したのに対し、男性のそれは73.8%から72.7%への減少であった。こうした変化があったにもかかわらず、2012年の女性の雇用率はなお24.8%ポイント、男性より低かった。中東、北アフリカ、南アジアが、とりわけ女性が不利益を蒙っている地域であり、ジェンダー・ギャップは、それぞれ52.3、48.2、48.0%ポイントであった。

12. グローバルな財務危機がこうした減少の原因となり、女性に対して重大な影響を与えた。危機の前(2000年～2007年)には、女性の雇用率は0.4%ポイントとわずかながら上昇していたが、2007年～2012年に、1.1%ポイント下落した。因みに男性のそれは0.9%ポイントの下落だった。こうした変化は世界各地にわたって一様ではなかった。2000年～2012年に、ラテンアメリカとカリブ海諸国の女性の雇用率は6.5%ポイント(絶対数では42.9%の伸び)とかなりの伸びを示し、ジェンダー・ギャップのかなりの縮小につながった。対照的に、南アジアと東アジアでは、女性の雇用率は、2000年から2012年までの間に、それぞれ2.9と3.0%ポイント下落し、これらの地域のジェンダー・ギャップを増大させる結果となった。

13. ターゲット 1.B の指標のいくつかは性による区別がされているとはいえ、十分なものではない。職

<sup>4</sup> 国連社会開発調査研究所(UNRISD)、*貧困・不平等との闘い: 構造的変化、社会政策及び政治*(ジュネーブ、2010年)。

<sup>5</sup> J. Rodriguez-Menes 及び A. Safranoff、「親密な関係での女性に対する暴力: 5つの理論のコントラスト」、*欧州犯罪学ジャーナル*、第9巻、大6号(2012年11月)、584-602頁。

<sup>6</sup> 国際労働機関(ILO)からのデータ、*2013年世界の雇用傾向: 2番目のジョブ・ディップからの回復*。すべての2012年の数字は予備推定値である。

<sup>7</sup> 人口に対する雇用の率として測定。

業別にみると、女性は脆弱な雇用体系と低賃金職種に過剰に存在していることがわかる。女性は社会的保護を受けにくく、世界的に、同一価値の仕事に対する女性の賃金は男性に比べて平均的に低い。脆弱な雇用の場にいる女性の割合<sup>8</sup>（すべての女性の雇用に占める割合）は、2000年の55.8%から、2012年には50.4%に減少した。因みに男性の場合はそれぞれ51.35%と48.4%であった。女性は、無償のケア労働をしなければならない度合いが不相応に多いために、雇用の機会は少なくなっている。しかもこうした無償労働は社会的・経済的発展に寄与するものとして適正に評価されていないために、測定され、モニターされることが減多にない。女性と女兒のための「目標1」に関する進展を加速するには、女性の働く権利を確保するのみならず、無償のケア労働を認識し、減らすと同時に再分布させる政策が必要であろう。

ターゲット1.C: 1990年～2015年の間に、飢餓に苦しむ人々の割合を半分に減らす<sup>9</sup>

14. 1990年～1992年と2011年～2013年の間に、栄養不足の人々の割合は、18.9%から12%へと減少し、2011年～2013年の栄養不足の人々の数は推定8億4200万人であった。最も大きく減少したのはアジアで、11%ポイント減少した結果、栄養不足の人の数は2億人近く減少した。アフリカのサハラ以南では8%ポイント減少したにもかかわらず、栄養不足の人の数は実際には5000万人も増えた。もし現在の状況が続けば、開発途上地域の栄養不足の人の割合は2013年には13%となり、「ミレニアム開発目標」のターゲットを1%上回ることになる。しかしながら、このターゲットは栄養不足の人の数(割合ではなく)を半分に減らすという1996年の世界食糧サミットのターゲットを切り詰めた版である。より野心的なこのターゲットは、開発途上国に栄養不足の人の数を2015年までに4億9800万に減らすことを求めているものであり、おそらくターゲットに満たない数はかなりの数にのぼると予想される。

15. ターゲット1.Cは5歳未満の栄養不足の子どもに関連する指数を用いてモニターされている。栄養不足に陥っている人に関するデータの示すところによると、2012年に、推定1億6200万人の栄養不足に陥っている5歳未満の子どもがいることを示し、そのうち80%がアフリカのサハラ以南と南アジアに住んでおり、男児と女兒の違いはなく、いずれも軽度もしくは重度の発育障害に陥っている。

16. 「ミレニアム開発目標」は飢餓と栄養不足に関してジェンダーの側面を取り入れていない。世界のすべての妊婦の41.8%が、乏しい栄養や鉄分などの微量栄養素の摂取不足による貧血に悩まされている。食料価格の高騰と食糧不足が、都市部と農山漁村双方の女性にマイナスの影響を与えているだけでなく、家庭内における食物や栄養の分配の面でのジェンダー不平等によって、それがなお複雑な様相を増幅させる例が多い。女性が資産や生産資源を手にし、管理できることこそ、食糧の安全保障や持続可能な生活を達成するために欠かせないことである。女性や女兒のためのターゲット1.Cについての前進を加速させるには、ジェンダーと栄養と安全保障との相互関係に取り組む政策と指標が必要であろう。

## 目標2: 普遍的初等教育を達成する

ターゲット2.A: 2015年までに、世界中の子どもが、男児も女兒も同じく、初等教育の全課程を必ず修了できるようにさせる<sup>3</sup>

17. 初等教育への女兒の就学率は、かなりの前進がみられた。開発途上国全体として、初等教育におけるジェンダー同数率は、1990年の0.86という基準から、2011年にジェンダー同数を達成した。たとえば、南アジアでは、就学者総数のジェンダー同数指数は、1990年の0.74から、2011年には0.98に増えた。西アジア、アフリカのサハラ以南、北アフリカでは、進歩の程度はこれほど顕著ではなかったが、3地域すべてにおいて、それぞれ0.93、0.93、0.94と同数に近づいた<sup>10</sup>。

18. 貧困は、女兒、男児のいずれもを初等教育学校に就学できなくさせる最も重要な要因であるが、ジェンダーと学校の場所も重要な要因となっている。5段階層の最貧困層では、初等学校就学年齢の女兒の31%と男児の28%が学校に通えていないのに対し、5段階層の最富裕層では、この比率が女兒は9%、

<sup>8</sup> 自己勘定及び貢献している家族労働者と定義される。

<sup>9</sup> 国連食糧農業機関からのデータ、2013年世界の食糧の不安定な状態: 食糧の安全保障の多様な側面(ローマ、2013年)。国連子ども基金(ユニセフ)、子どもの生存にコミットする: 約束を新たに: 2013年進捗報告書(ニューヨーク、2013年)。

<sup>10</sup> ジェンダー同数の受け入れられる範囲は、0.97から1.03の間の値である。

男児は8%となっている。中等教育への就学率となると、ジェンダー格差はずっと大きくなる。

19. 初等教育におけるこうした進歩は祝うべきことではあるが、「目標 2」で就学率に重点を置いていることは、教育の質と学習の成果を犠牲にしての結果である。たとえば、初等教育をどれだけ継続しているかについてのデータによると、入学した男児と女児のおよそ4分の1が初等教育を修了していない。さらに、「目標 2」は中等教育への進学率を増やすことには焦点をおいていない一方で、中等教育は、初等教育就学率よりも、ジェンダー平等や女性の権利をはじめとするプラスの社会的・経済的成果の達成に強力に寄与していることがこれまでに示されてきたのである。

### 目標 3：ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進

ターゲット 3.A: 初等・中等教育におけるジェンダー不平等をできれば 2005 年までに、またあらゆるレベルの教育においては 2015 年より遅くないうちに除去する<sup>11</sup>

(指標は、初等・中等・高等教育における女児の男児に対する比率、賃金雇用および非農業部門における女性の比率および国会の議席に占める女性の割合である)

20. 全体的に、開発途上地域においてはあらゆるレベルの教育のジェンダー同数は、達成に近づいている。1990 年～2011 年に、中等教育就学率のジェンダー同数指数<sup>12</sup>は、0.76 から 0.96 に、高等教育では 0.68 から 0.98 にそれぞれ増えた。しかしながら、データをより詳しく分析してみると、地域や国々にわたって、より幅広い非同数があることがわかる。2011 年の中等教育における地域ごとの数字を見ると、アフリカのサハラ以南の 0.61 という低いものから、ラテンアメリカ・カリブ海地域の 1.27 という高いものまでである。この場合でも、就学率の重視が教育の質や学習成果を犠牲にした結果になっており、これらの点は学校という環境における女児の安全保障とともに、依然として重要な懸念事項となっている。

21. 1990 年～2011 年に、開発途上地域における非農業賃金雇用において女性が占める割合は、40%と、わずか5%ポイントしか増えなかった。非農業賃金雇用の場に女性が就けない最大の原因は、北アフリカ、西アジア、南アジアに見られ、これらの地域の 2011 年の統計によれば、女性が仕事をしていたのは、平均すると5件の非農業賃金雇用職種のうち1件以下の割合でしかなかった。また女性が賃金雇用の場で働いている場合であっても、低賃金職種に多くの女性が配属されるなどして、女性の働く条件は男性と平等ではない。こうした指数の解釈には注意が必要である。というのは、依然として農業は多くの地域で女性の雇用割合が高い場となっているからである。政策の面で、こうした職種の質の改善にも注意を向ける必要がある。

22. 世界的に見て、女性は相変わらず政策決定の場に関与できる数が少ない。2013 年 10 月現在で、女性が一院制議会もしくは下院議会の議員に占める割合は 21.8%、上院は 19.4%で、1997 年よりそれぞれ 12%、10.1%増加した。ジェンダー・ギャップは、「ミレニアム開発目標」がモニターしていない意思決定の場でも引き続き存在している。たとえば、2012 年 1 月現在で、政府閣僚に女性が占める割合はわずか 17%にすぎず<sup>13</sup>、女性の国家元首は 8 名にすぎない。2013 年 6 月現在で政府の長を務める女性は 13 人である<sup>14</sup>。

23. 「目標 3」にある 3 つの指数は重要なジェンダー不平等の領域を反映している。「目標 3」の焦点は狭く、無償のケア労働部門の不平等、女性の資産へのアクセスの制限、女性と女児の性と生殖に関する権利、国会以外の公私の場での政策決定参画への不平等といった重大な問題に取り組んでいないのだ。データが利用できる国々の場合、女性が無償の家事やケア労働に費やす時間は男性のおよそ 2 倍以上である<sup>15</sup>。利用できるデータによると、世界の女性の 35%が親密なパートナーもしくはパートナー以外か

<sup>11</sup> 2013 年ミレニアム開発目標報告書よりのデータ(国連出版物、販売番号 E.13.I.9)及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)による列国議会同盟からのデータに基づいた計算。

<sup>12</sup> 1 より大きいジェンダー同数の値は、女児の方が有利であることを示す。

<sup>13</sup> 列国議会同盟、*政界の女性: 2012 年*。

<sup>14</sup> 国連からの最新情報に基づいて UN-Women が計算。

<sup>15</sup> 国連経済社会問題局、*2010 年世界の女性: 傾向と統計*(ニューヨーク、2010 年)。

ら性的暴力を受けた経験があるという<sup>16</sup>。

24. ジェンダー不平等のすべての領域に取り組まない限り、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する「ミレニアム開発目標」は達成することができない。

#### 目標 4: 子どもの死亡率を低減する

ターゲット 4.A: 1990 年~2015 年の間に、5 歳未満の子どもの死亡率を 3 分の 2 低減させる<sup>17</sup>

25. 1990 年以後、子どもの死亡率を低減させる点では世界的にかなり前進した。最新の推定によれば、5 歳未満の子どもの死亡者は 1990 年の、1000 人あたり 90 人から、2012 年には 48 人に減少した。すべての地域で進歩があったが、一様ではなかった。2012 年までに、アフリカのサハラ以南と南アジアは、世界の 5 歳未満幼児の死亡者総数の 82% を占めており、1990 年の 67% より増加した。しかし、現行の傾向を基にすると、5 歳未満の幼児死亡率を 3 分の 2 減らすという目標は達せられそうにない。

26. 子どもの生存能力という点では、周産期の原因に影響されにくいなど、様々な要因によって、女児の方が男児より生理学的に優位である。そうした影響に脆いことによる原因が、生活状態の向上につれて、子どもの死亡原因全体に占める割合を増加させている。データが入手できる国々の大半において、女児の方が男児より比較的優位を享受している。しかしながら、重要な例外もある。南アジアと東アジアおよび太平洋地域では、息子を優先する差別的な慣行を反映して、5 歳未満の女児の死亡率の方が高いのである。

27. 子どもの死亡率低減という目標に向けた前進を加速するためには、子どもの死亡率とジェンダー平等との重要な相互関係に取り組まなければならない。嬰兒殺し、不十分な栄養、育児放棄などを含む女児に対する差別的な扱いの問題に取り組まなければならない。さらに、女性の保健サービス利用、母親教育、結婚年齢を遅らせる、母親の栄養、衛生の利用、住宅などといった要素も子どもの健康にとって重要なことである。

#### 目標 5. 妊産婦の健康を改善する

ターゲット 5.A: 1990 年~2015 年の間に、妊産婦の死亡率を 4 分の 3 減らす<sup>18</sup>

ターゲット 5.B: 2015 年までに、生殖に関する健康サービスへの普遍的アクセスを達成する

28. 世界全体で、2010 年の妊産婦の死者は 287,000 人あったと推定され、1990 年の水準から 47% 下がったが、2015 年までに妊産婦の死亡率を 4 分の 3 減らすというターゲットにはおよばない。現在の傾向をもとにすると、この数字からターゲットを達する可能性は一番最後になると思われる。妊産婦の死亡率が相変わらず高いのは、アフリカのサハラ以南と南アジアで、両者を合わせると、2010 年の妊産婦の総死者数の 85% を占めていた。しかし、妊産婦の死亡率は、しばしば推定モデルを基に出されるので、解釈は慎重に行われなければならない。

29. 妊産婦の死亡は、多くが防止できるものである。開発途上国の女性の地位の低さや、緊急の助産サービスを受けられないとか、出産に立ち会う者の技術不足といった十分な保健サービスを受けられないことと関係する。世界全体で、2011 年の数字を見ると、1 億 3500 万人の出生例のうち、4600 万人が熟練のヘルスケアの専門家の立ち合いを受けずに出産した例であった。こうした状況が特に著しいのは、農山漁村部や貧しい人たちの暮らす地域である。例えば、南アジアでは、都会に住む 5 段階の最高富裕層の女性(都会の富裕層)は、農山漁村に住む 5 段階の最貧層の女性(農山漁村の貧困者)に比べて、

<sup>16</sup> 世界保健機関(WHO)、衛生・熱帯医学ロンドン校、南ア医療調査会議、女性に対する暴力の世界・地域推定: 親密なパートナーからの暴力と非パートナー性暴力の広がり健康上の影響(ジュネーブ、2013 年)。

<sup>17</sup> ユニセフからのデータ、子どもの生存にコミットする: 約束を新たに: 2013 年進捗報告書(ニューヨーク、2013 年)。ユニセフ、ライフ・サイクルにおける男児と女児(ニューヨーク、2011 年)。

<sup>18</sup> 2013 年ミレニアム開発目標報告書よりのデータ(国連出版物、販売番号 E.13.I.9)。WHO、ユニセフ、国連人口基金及び世界銀行、妊産婦死亡の傾向: 1990~2010 年: WHO、ユニセフ、UNFPA 及び世界銀行の推定(2012 年)。国連経済社会問題局、人口部、2012 年世界の避妊具(薬)の利用、POP/DB/CP/Rev2012(ニューヨーク、2012 年)。2001 年から 2011 年までに行われた人口保健調査及び多様な指標クラスター調査からのデータを利用した UN-Women の計算。

熟練者の立ち合いを受けられる比率が6倍も高い。

30. 安全性に欠ける中絶も、妊産婦の死亡を増やす原因となっている。世界全体で、2008年に、推定2160万件の危険な中絶が、主として開発途上国で行われ、47,000人の死者が出た。これは、2008年の妊産婦の総死者数のおよそ13%にあたる。世界保健機関(WHO)の調査によると、危険な中絶の例は、女性が安全な中絶や避妊を受けられ---女性のエンパワーメント(子どもを持つか、いつ持つかを決める自由など)を支援するサーヴィスが施行され、強化されることがなければ---今後も増え続けるだろうとしている<sup>19</sup>。

31. こうした要因に加えて、早期結婚に起因する場合が多い若年齢での育児が、女性とその子どもにとってかなりのリスクとなっている。開発途上の国々で、2010年の思春期出産の率は、1000人につき52人という割合で、1990年の64人に比べて減少した。アフリカのサハラ以南とラテンアメリカが最もこの割合が高く、それぞれ118人と80人であった。進歩の速度が最も速かったのは南アジアで、この割合は1990年の88人から、2010年には46人に減少した。

32. 世界全体では、2013年に、15歳から49歳の女性の結婚生活中または性交時に避妊具(薬)を使っているのは63.7%にすぎなかったが、1990年以後で見ると8.9%の増加であった。南アジアとアフリカのサハラ以南での変化が最も著しく、避妊具(薬)の利用例はそれぞれ18.9、と15.2%ポイント増加した。しかし、これら2つの地域の使用率そのものは2013年も比較的低く、とくにアフリカのサハラ以南では、15歳から49歳の女性のうち、何らかの形の避妊方法を採用しているのは3人に1人以下であった。

33. 1990年~2011年の間に、全体として家族計画の必要性が満たされなかった例<sup>20</sup>は減少した。しかしながら、妊娠を遅らせ、避けたいと思っていた女性で、避妊方法をとらなかった女性は1億4000万人以上もいた。貧困と居場所が、計画の必要性を満たせなかった例となる重要な決定因子であり、貧しい農山漁村女性と豊かな都会の女性との間での大きな差異につながった。例えば、ラテンアメリカとカリブ海諸国では、家族計画の必要性が満たされなかった貧しい農山漁村女性の割合は、豊かな都会の女性のそれの2倍以上であった。

34. 「目標5」に関する進歩を阻む重要な要因は、妊産婦の死亡や妊産婦の不健康を引き起こす原因に関心が向けられないことである。その結果、「目標5」の進展を加速させるには、性と生殖に関する健康と権利と、女性や子どもの健康に対する権利に焦点を当てたより幅広いアプローチが必要である。このアプローチは、ケアや性と生殖に関する健康ケア・サーヴィスの提供が行き届かないこと、女性の移動、距離、コストに関する自治性や自由の欠如などの社会的障壁、子ども産むかどうか、産むとすればいつ、何人をとといった選択権の欠如といったその他の妊産婦の死亡につながるリスク要因に取り組むことが必要である。また、紛争も妊産婦の健康を害する要因である。紛争の被害を受けているところでは、妊産婦の死亡率の平均が、世界の平均に比べて50%も高い。

## 目標6: HIV/エイズ、マラリアなどの疾病と闘う

ターゲット6.A: HIV/エイズの広がりをも2015年までに食い止め、減少に向かわせる<sup>21</sup>

ターゲット6.B: 2010年までに、必要とするすべての人のためにHIV/エイズの治療への普遍的アクセスを達成する

35. HIV陽性の女性の数は、2001年以来アフリカのサハラ以南、中東および北アフリカ、南および東南、東アジア、ラテンアメリカを含む世界各地で増えてきている。HIV陽性の女性のおよそ80%がアフリカのサハラ以南に住んでおり、およそ9%が南および南東アジアに、3%がラテンアメリカに、さらに3%が東欧と中央アジアにそれぞれ住んでいる。2012年末の時点で、低・中所得国に住んでいるHIV陽性者全員の52%を女性が占めており、そのうち57%近い人がアフリカのサハラ以南に住んでいる。また、カリブ海諸国とオセアニアのHIVエイズ陽性者のうちさらに多くの割合が女性である。

<sup>19</sup> WHO, 危険な中絶: 2008年の危険な中絶と関連する死亡の発生の世界と地域の推計(ジュネーブ、2011年)。

<sup>20</sup> 出産を止め、または遅らせたいと思っているが、避妊法を用いていない15歳から49歳までの既婚または同棲女性の割合と定義。

<sup>21</sup> 国連エイズ合同計画(UNAIDS)からのデータ、世界報告書: 2013年世界のエイズ流行に関するUNAIDS報告書。

36. 特定の人口グループの女性の中に HIV に感染している女性が際立って多い例がある。女性の性労働者である。中程度から高程度に HIV が広がっている場では、蔓延率は 30%ほどと推定されている。利用できるデータを世界レベルでみると、性同一性障害の女性は、女性全体と比べると HIV 陽性になる可能性が 49 倍も高い。アフリカのサハラ以南では、若い女性の HIV 蔓延率は同じ年齢層の男性の 2 倍以上である。

37. 構造的なジェンダー不平等も、効果的な HIV 対応策を損ねる。女性と女兒に対する暴力は、いまなお HIV の引き金となると認められているが、同時に、HIV に感染していると診断されることも、女性を暴力の被害を受けやすくさせることがわかっている。年齢に関連する男女関係の、ジェンダーによる力のダイナミクスも、とりわけ女兒を HIV エイズに感染させやすくする。男らしさについての一般的な概念によって、男性が性的リスクを負う例を促し、保健サービスや HIV 関連のサービスを求めるのを阻む結果になる<sup>22</sup>。女性は、また、ケア負担を不当なほどに負っており、それが女性の教育や経済的なチャンスを損ねている。

38. 女性と女兒のための「目標 6」の前進を加速させるには、HIV/エイズと女性の不健康を引き起こす構造的な要因と女性と女兒の性と生殖の健康と権利を含む、健康への権利に取り組む政策が必要である。

## 目標 7: 環境の持続可能性を確保する

ターゲット 7.A: 持続可能な開発の原則を各国の政策とプログラムに組み入れ、環境資源の損失傾向を逆転させる

ターゲット 7.C: 2015 年までに、安全な飲料水と基本的な衛生面に持続的にアクセスできない人々の割合を半分に減らす<sup>23</sup>

ターゲット 7.D: 2020 年までに、少なくとも 1 億人のスラム居住者の生活の有意な改善を達成する

39. 持続可能性の政策にジェンダーの視点が盛り込まれているかどうか、十分にモニターされていない。女性と女兒は環境の持続可能性を達成するうえで、鍵をにぎる作用因である。しかしながら、依然としてジェンダー不平等、無償労働の負担、開発途上国における生活において女性の自然資源への依存度が高いといった要素があることは、女性が気候変動や自然災害の影響を不相応に受けることを意味している。ターゲット 7.A に関する進展を加速させるには、環境持続性全般にわたる政策と災害リスク削減政策に女性を全面的かつ平等に参画させ、ジェンダー主流化を図ることが必要である。

40. 安全な飲料水への持続的なアクセスが可能な人々の割合は、1990 年の 76%から 2011 年には 89%へと増加して、21 億人以上がアクセスできるようになり、「ミレニアム開発目標」のターゲットを叶えた。しかし、地域によってかなりの差異がみられ、最もアクセス率が低いのは、オセアニア(1990 年の 49%が 2011 年には 56%に)、とアフリカのサハラ以南(49%が 63%に)であった。コーカサス地方と中央アジアでは、この期間にアクセス率が 89%から 86%に減少した。

41. 水資源にアクセスできないところでは、女性と女兒が水汲み仕事の重荷を背負っている。アフリカのサハラ以南の 25 か国では、半数よりやや多い数の家庭が最も近い安全な水汲み場まで 15 分かかるところに住んでおり、この一帯の調査によると、敷地内に水汲み場がない生活をしている家庭の 71%では、女性と女兒が水汲み作業の重荷を背負っているという。しかし、このターゲットの指数は性別のものではないために、水のアクセスに関する女性と女兒に特化したニーズや経験は見えてこない。

42. 基本的な下水処理へのアクセスに関する進展は遅々としている。1990 年~2011 年の間に、下水処理へアクセスが可能な人の割合は、49%から 64%に増えたものの、2015 年までに 75%とするターゲットには遠く及ばない。このターゲットを叶えるためには、可能な人をさらに 10 億人(つまり、1990 年以来

<sup>22</sup> Gary Harker 及び C. Ricardo, 「サハラ以南のアフリカでの若い男性と男らしさの構造: HIV/エイズ、紛争、暴力にとっての意味合い」、社会開発文書第 26 号(ワシントン D.C., 世界銀行、2005 年)、UNAIDS のインプット提出物に引用。

<sup>23</sup> 2013 年ミレニアム開発目標報告書よりのデータ(国連出版物、販売番号 E.13.I.9)。ミレニアム開発目標報告書: 2012 年ジェンダー・チャート(UN-Women, 2012 年)。

アクセス可能になった人の半数以上)を加えることが必要である。現在の傾向からすると、このターゲットは叶えられない見込みである。

43. 下水処理へのアクセスは、女性と女児の安全、尊厳、健康にとって重要なことである。女性と女児は、トイレを利用する際、男性よりも多くのプライバシーと時間を必要とするうえ、小さい子どもを連れてある場合には、戸外のトイレを安全に利用できることが必要になり、月経の際には一日何回も必要になる。このターゲットにジェンダーの視点を欠くことは、下水処理に関する政策に女性と女児の特有のニーズが看過される危険がある。

44. ターゲット 7.C の指標については、いくつかの限界がある。水に関するターゲットは満たされたにもかかわらず、2011年に7億6,800万人(農山漁村地域に住む人の83%)が、改善されないままの源から水を汲んでいた。水と下水処理に対する、公正、距離、品質、アクセスの可能性への配慮が欠けていることも、このターゲットに関する進展を損ねている。また、統計の上でも、利用面での質の良し悪しを捕捉していない。「WHO とユニセフによる水の供給と下水処理のための共同モニタリング・プログラム」は、水質とアクセス可能性および、手洗いと月経処理設備の利用を含むよりよい施策を提案している<sup>24</sup>。

45. 2000年～2010年の間に、2億人を超えるスラム居住者が、改良された水資源、下水処理設備、耐久住居もしくは十分な居住スペースを利用できるようになり、1億人という「ミレニアム開発目標」のターゲットを叶え、かつ超えることができた。開発途上地域のスラム居住者の割合は、2000年の39%から2012年には33%へと減少した。東アジア、南アジア、南東アジアが、割合の上で最大の減少を見せた。しかしながら、アフリカのサハラ以南のスラム居住者の高い比率は、2000年の63%から2012年の62%へとほんのわずかしき減少しなかった。「ミレニアム開発目標」のターゲットは叶えられたとはいえ、スラム居住者の絶対数は、急速に進む都市化のために増え続けている。

46. スラム居住者に関する「ミレニアム開発目標」のターゲットは、性別の情報を提供していない。しかし、女性と女児のスラム居住者は、過剰な混雑、安全保障の悪さ、立ち退きを迫られる不安、さらには水や下水処理へのアクセス、輸送、性と生殖に関するケア・サービスを受けられないことによって増幅される貧困度によって、不利な立場に追いやられがちである。スラム居住者の生活を改善するというターゲットが女性と女児について叶えられるためには、スラムの女性や女児の権利を実現するための特別な努力が必要であろう。

## 目標 8: 開発のための世界的パートナーシップを開発する

ターゲット 8.B: 後発開発途上国の特別なニーズに対処する<sup>25</sup>

ターゲット 8.F: 民間セクターと協力してニュー・テクノのロジック、特に情報・コミュニケーションの利益を利用可能にする

47. 貿易と負債の救済に関する「ミレニアム開発目標」のターゲットの達成状況についてのジェンダー関連のデータが不足しているために、「目標 8」の分析は限られている。このことが懸念材料となっているのは、これらの問題についてはジェンダーの側面がかなり多いからである。たとえば、最近、途上国の多くの女性が、輸出加工ゾーンと呼ばれる、労働と環境基準が十分に適用されていないか、施行されないままになっている領域内にある組立製造の場に雇用されており、女性が粗末な労働環境の被害を受けやすくなっている<sup>26</sup>。知的財産権を管理する協定などを含む貿易協定は、製造薬品のコストやアクセス可能性に直接影響を与えるものであり、したがって女性の健康への権利に影響を与えるのである<sup>27</sup>。

48. 先進国からの政府開発援助 (ODA) は、2010年以來、2年続いて減少した。2012年の先進国からの

<sup>24</sup> WHO 及びユニセフ、下水処理と飲用水に関する進歩: 2013年最新情報(ジュネーブ、WHO、2013年)。

<sup>25</sup> 2013年ミレニアム開発目標からのデータ(国連出版物、販売番号 E.13.I.9)。経済協力開発機構(OECD)、MDGsを達成し、2015年以降の開発を促進するための女性と女児への投資: ジェンダー平等と女性の権利を支援する援助(パリ、2014年、出版予定)。

<sup>26</sup> Mathew Amengual 及び William Milberg、「輸出加工地帯での経済開発と労働条件: 傾向の調査」、研究報告書第3号(ジュネーブ、国際労働事務所、2008年)。

<sup>27</sup> Radhika Balakrishnan、「マクロ政策と MDGs」、女性と女児のための MDGs 達成における構造的・政策的制約に関する専門家グループ会議、メキシコ・シティ、2013年10月21-24日のために準備された文書。

ODA 純総額は 1 億 2,560 万ドルで、ドナー国の総国民所得合算額の 0.29%を占めていた。それが 2011 年から、実質額で 4%減少し、2010 年の水準を 2%下回った。

49. 援助額の減少は、ニーズの最も高い国々に影響を与えており、2012 年には最も開発の遅れた国への 2 国間の ODA 純総額は、およそ 260 億ドルで、実質的には 13%減少した。しかし、最も開発の遅れた国々の女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成するにはかなりの課題がまだまだある。ジェンダー平等は「イスタンブール行動計画」で優先事項と認定されているにもかかわらず、平均的に見て、後発開発途上国は初等教育のジェンダー同数性をまだ達成していない<sup>28</sup>。

50. 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会によるジェンダー平等政策マーカーが策定され、ジェンダー平等を原則もしくは重要な目的として備えた活動を明確にすることによって、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに焦点を当てた援助額を測定できるようになった。2011 年の開発援助委員会メンバーが測定したところによると、(主たるそして有意の)ジェンダー平等の支援にあてた二国間の部門別割当可能な援助は、総額 220 億ドル前後(2011 年価格で)に達した。2002 年～2011 年の間、二国間の部門別割当可能な援助のうちでジェンダー平等の支援分の占めた割合は比較的安定しており、2002 年の 27%に始まって、2011 年には 35%に増えた。しかしながら、2011 年に、ジェンダー平等をその主目的とするプログラムに向けられた分は、二国間の部門別割当可能な援助総額のわずか 5%にすぎなかった。

51. 2013 年末までに、世界人口の推定 39%がインターネットを使用していると思われる。しかし、インターネットの利用の面でジェンダー格差があることは明らかである。世界全体で、全女性の 37%がオンラインにつながっているのに対して、男性の場合は 41%である。ジェンダー格差は開発途上国において著しく、インターネットを利用している女性の割合は平均 29%なのに対して男性のそれは 33%である。平均 21%の女性が携帯電話を持ってない可能性がある。女性と女兒に対する「目標 8」の進展を加速させるには、情報コミュニケーション技術のアクセスに見られるジェンダー格差を縮める政策が必要であろう。

#### IV. 「ミレニアム開発目標」、ジェンダー平等及び女性の権利: 進歩と 2015 年以降のアジェンダを加速するための新たな教訓

52. グローバルな優先事項としてのジェンダー平等。限られた時間内に達成すべき一連のターゲットとして、「ミレニアム開発目標」は、グローバルな開発問題に大きな関心を向けさせてきた。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが明確な目標である「目標 3」が際立っていることは、ジェンダー平等がグローバルな優先事項であり、国連加盟国、市民社会、国際組織の中に対話と行動の場を広げたことを示すしるしである。しかしながら、各目標の焦点が開発途上国における進展に置かれていることによって、ジェンダー平等の普遍的な背景と、いかなる国も女性と女兒にとっての実際の平等を達していないという現実が看過される結果になっている。

53. ジェンダー平等に向けた総合的なアプローチ。「目標」はジェンダー平等のいくつかの重要な側面は捕捉しているものの、ターゲット領域は狭く、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」といったグローバルな規範や協定に示されているような、女性と女兒の権利の全面的な領域とは合致していない。また、ジェンダー平等の重要な次元が「目標」から省かれているものがある。たとえば、無償のケア労働、女性と女兒に対する暴力、性と生殖に関する健康と権利、女性の資産へのアクセス、賃金のジェンダー格差、あらゆるレベルの意思決定の場への女性の平等な参画などである。さらに、「目標」が数的な平等性に焦点を置いているために、男性と男児の条件を退化させる、つまり「平等程度を引き下げる」ことによって達成された平等と、女性と女兒のためにプラスとなる変化によって達成された真の平等との区別がされていないのである。

54. 「目標」は、また、女性と女兒が複数の権利を享受した場合の、その相互依存性を無視している。たとえば、参画の権利といった一つの権利を実現することが、身体的な健全性への権利やまっとうな生活

<sup>28</sup> 後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国高官代表事務所、2013 年後発開発途上国の状態: 後発開発途上国イスタンブール坑道計画実施のフォローアップ(ニューヨーク、2013 年)。

水準に対する権利のような、他の権利を達成しやすくさせる。逆に、ある領域での権利、たとえば、まっとうな仕事に対する権利を否定されることは、別の、たとえば健康の権利の享受に影響を与えかねないのである。「目標」に関する進展を加速させるには、既存のジェンダー平等に関するグローバルな規範や協定を組入れた総合的な戦略が必要であろう。

**55. ジェンダー平等の構造的な誘引剤。**差別的な構造としてあらゆるレベルにおけるジェンダー不平等を補強し、永続させる、たとえば、法律、社会的規範、慣行、ステレオタイプなどについて、「目標」では取り込まれていないことが、進展を阻害している。社会的な規範や、早期・強制結婚、無償労働の不平等な分布といった慣行は、女兒の教育、雇用、生殖に関する健康に関する「ミレニアム開発目標」のターゲットに重要な影響を与えてきた。女性が意思決定の場から除外されていることや生産資源に平等なアクセスができないことは、貧困、栄養、環境の持続性および女性の雇用に関連する「ミレニアム開発目標」のターゲットの進展を制限している。ジェンダー不平等の構造的な誘引剤に取り組むことは、女性と女兒に対する「目標」に関する進展を加速させる努力として最優先させなければならない。

**56. 重複する不平等。**グローバルな平均と各国の平均に焦点を当ててみると、「ミレニアム開発目標」のターゲットが、年齢、所得、場所、人種、民族、性、身体機能不全その他の要素をもとに数多の不平等を経験している、社会の片隅に追いやられたグループの女性や女兒に対する達成度の差異を覆い隠してきたことがわかる。農山漁村女性は農山漁村男性より、また都市の女性や男性より、データが利用できる「ミレニアム開発目標」指数のすべてにおいて悪条件下の暮らしを強いられている。複合するさまざまな不平等は、最も顧みられることの少ないグループの女性と女兒のために達成されるべき目標として、取り組まなければならない。

**57. ジェンダー平等とすべての「目標」との間の相乗効果。**ジェンダー平等とほかのすべての「目標」との相乗効果を効果的に組入れなければ「目標」は達成できないだろう。ジェンダー平等は子ども・妊産婦保健などの、ほかのいくつかの目標を達成するために欠かせないことである一方、高品質の水や下水処理にジェンダーに配慮した方法でアクセスできるように改善することは、ジェンダー平等の達成に役立つだろう。「目標」に関する進展を加速させるには、ジェンダー平等とすべての「目標」との相乗効果を総合的なジェンダー主流化によって活用するための、新たな、系統的な努力が必要であろう。

**58. ジェンダー平等にむけた、より幅広い背景。**女性と女兒のための「目標」の進展は、マクロ経済的な環境、引き続き紛争と治安の悪さ、環境の持続可能性の課題などを含む、幅広い背景のために、遅れ気味になっている。次々に起こるグローバル危機が、不平等性を深め、疎外されたグループの脆弱性を増大させてきた現在の経済モデルを激しい救援の流れに投げ込んでいる。紛争や脆弱性を経験している国々は、女性と女兒の保健・福祉サービスへのアクセス、経済的なチャンス、政治参画にマイナスの影響をあたえているために、女性と女兒に対する「目標」を達成するうえで、最も重要な課題に直面している。特に途上国においては、多くの女性が生活のために自然資源に依存しているために気候変動の影響を不相応に受けている。女性と女兒の実質的な平等を達成するには、女性の権利の実現を促進する環境づくり、とりわけマクロ経済的政策とグローバルなガバナンスの取り決めが必要であろう。

**59. 「目標」、ターゲット、政策の間のつながり。**「目標」達成に対する鍵を握る課題は、ターゲットに重点を置きすぎ、「目標」を達成するのに必要な政策と条件に焦点が置かれていないことである。たとえば、多くの国で、緊縮措置が「目標」の目的と結びついておらず、公共支出の削減が「ミレニアム開発目標」のターゲットを満たすのに必要なサービスや社会的保護を万人が受けられるかどうかに影響を与えている。多くの国において基本的サービスを民間に託しているために、上質の基本的サービスを誰もが利用できる体制が犠牲にされ、いくつかの「ミレニアム開発目標」のターゲットに向けた進展を遅らせている。「目標」に関する進展を加速させるには、「目標」とその達成に必要な政策との間により一層の一貫性を持たせることが必要であろう。

**60. ジェンダー平等のための財源。**ジェンダー平等へのかなりの投資不足は今後も引き続くであろう。2006年のジェンダー平等問題への融資不足は2015年までに、推定830億ドルもの多額に上るだろうと思われていた<sup>29</sup>。「目標」達成に関係する部門への公共支出を分析してみると、2008年~2009年の当初期

<sup>29</sup> Caren Grown 他、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成の財政的要件」、調査報告書第467号(ワシントンD.C., 世界銀行、

に増額されていたにもかかわらず、この傾向はいまや逆転し、多くの開発途上国で停滞もしくは減少している<sup>30</sup>。国内で資金の動員をはかるには、累進所得課税、法人税、財産税、さらには租税基準の幅を広げ、税の支払い義務遵守を改善する努力によるなど、幅広い選択肢がある。海外開発援助や提案されている金融取引税などのグローバルな租税は、追加の歳入源となり、低歳入国に対する融資を制約する要因を緩和することができるだろう<sup>31</sup>。

61. ジェンダー平等に焦点を置いた ODA の比率は比較的安定しているものの、ジェンダー不平等との闘いに対する投資はかなり不足しており、とりわけ、援助支出を部門別に分類してみるとそうした傾向が目立つ<sup>32</sup>。ジェンダー平等に焦点をしばった支援は、教育や保健という社会部門に集中し、経済部門に向けた支援は驚くほど少ない。経済・生産部門（例えば、銀行、ビジネス、農業、輸送）への支援のうち、ジェンダー平等を主目的としているのは、わずか 2% であった。人口政策や計画および生殖に関する健康に向けられた開発支援委員会加盟国による支援総額は、2011 年に 580 億ドルに達した一方、家族計画へのドナー融資は 6 億 5,000 万ドルという低額にとどまっている。こうした家族計画に対する低レベルの投資は、「目標 5」に関する進展が乏しい状態からみても、懸念される点である。女性と女兒に対する「目標」に関する進展を加速させるには、ジェンダー平等に向けた融資について、社会・経済部門の双方に焦点を置いた取組みを強化することが必要であろう。

62. **ジェンダー統計への投資。**女性と女兒に対する「目標」に関する進展をモニターする鍵は、ジェンダー統計への投資である。女性が経験している貧困、無償のケア労働、女性に対する暴力、意思決定の場への参画、資産へのアクセス、といったいくつかの領域に関するデータが不足していることが、進展具合の査定が十分にできない理由となっている。国連加盟国は、国連統計委員会が採用している、最小限のジェンダー指標と女性に対する暴力に関する指標(E/CN.3/2013/10 及び E/2013/24-E/CN.3/2013/33 を参照)について報告するためのデータ収集を優先させるために、一層の努力をしなければならない。

63. **女性と女兒の参画と集团的行動。**あらゆるレベルで女性が参画することが、「ミレニアム開発目標」を達成し、2015 年以後の開発アジェンダを形づくるうえで、極めて重要である。人権の獲得を達成することに加え、女性が意思決定の場に参画することによって、女性は公共政策に影響を与え、サービスの十分な提供、女性の性と生殖に関する権利の保証、資源のジェンダーに対応した管理の確保に向けた優先事項への支出が可能になるのである。女性団体は、ジェンダー平等と女性の権利を前進させ、説明責任を持つ意思決定者の立場を維持するうえで、重要な役割を果たしている。男性と男児を関わりさせることもジェンダー平等の促進にとって重要なことである。

64. **説明責任の仕組み。**「ミレニアム開発目標」の達成を阻害してきたもう一つの理由は、説明責任の強力な仕組みがないことであった。「目標」の履行は開発のすべての担い手が共同で行うことである。しかしながら、責任の所在が明確に指定されていないのである。「目標」を達成するには、加盟国、民間部門などの非国家主体を含めたすべての開发行為者及び国際取引、投資、融資機関を含む、開発に関わるすべての担い手が、自らの領域の内外における人権基準について説明責任を負えることが必要であろう<sup>33</sup>。

## V. 結論と勧告

65. 「ミレニアム開発目標」のターゲットの中で、初等教育のように、女性と女兒にとって成功したケースがある一方で、「目標」全体にわたるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する進展の歩みは遅く、一様ではない。女性と女兒のための進展を加速する努力として、女性と女兒の権利のすべての領域を実現するジェンダー平等に対する総合的なアプローチが必要であろう。ジェンダー平等とすべての

2006 年)。

<sup>30</sup> 開発資金調達インターナショナル及び Oxfam インターナショナル、*進歩を危険にさらす：開発途上国での MDG 支出*（ロンドン、2013 年）。

<sup>31</sup> UNRISD、2010 年。

<sup>32</sup> OECD、2014 年、出版予定。

<sup>33</sup> マーストリヒト人権センター、*経済的・社会的・文化的権利の領域での国家の領土外での責務に関するマーストリヒト原則*（2011 年）。

「目標」との相乗効果を、系統的なジェンダー主流化によって活用しなければ、「目標」の達成は不可能である。「北京行動綱領」履行の20年目の見直しは、ジェンダー平等に関する既存のあらゆる領域にわたるグローバル規範と協定に関する行動を通じて、「目標」の加速化を調整する機会となり、それによって世界のあらゆる地域におけるジェンダー不平等に対応できることになるだろう。ジェンダー平等を達成するには、女性と男性、そして女兒と男児を巻き込むことが必要であり、すべての利害関係者(ステークホルダー)の責務でもある。

66. 「ミレニアム開発目標」から得た教訓は、2015年以後の開発の枠組みと持続可能な目標に浸透させるべきである。ジェンダー平等と女性の権利は引き続き、明確なグローバルの優先事項でなければならない。また枠組みはジェンダー不平等の構造的な作用因に取り組んで、ジェンダー平等とすべての開発目標との相乗効果を活用しなければならない。ジェンダー、年齢、所得、場所、人種、民族、性、身体機能の不全、その他の要素に基づく数多くの不平等に取り組まなければならない。新たな枠組みは、国際的な人権義務を基にして、既存の政策の枠組みに従うと同時に、すべての開発の担い手が強力なモニタリングと説明責任を果たせる仕組みを備えなければならない。

67. 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の達成を加速させ、2015年以後の開発アジェンダの基礎を作るに際して、婦人の地位委員会は各国政府およびそのほかの関係者が以下の行動をとるよう願うものである:

#### 1. ジェンダー平等と女性と女兒の権利のための機能的環境

(a)ジェンダー平等を促進し、ジェンダー不平等の構造的な作用因に取り組むグローバルな政策の枠組みを引き続き強化すること。

(b)2015年以降の開発枠組及び持続可能な開発目標に関する討議にジェンダーの視点を主流化し、ジェンダー平等、女性の権利及び女性のエンパワーメントが、新しい開発目標のすべての目標にターゲットと指標を通して統合されるように、独立した目標として反映されることを要請すること。

(c)人権基準と原則及びジェンダー平等の推進を伴う貿易・財政・投資協定の統合力を確保するために、世界のガバナンス機関とプロセスを改革すること。

(d)社会保護、インフラ及び基本サービスに資金調達するための資金を動員し、ジェンダー、年齢、所得、地理的位置及びその他の状況に特化した特徴のような側面に基づく不平等を減らし、マクロ経済政策が、まっとうな雇用の創出に向けられることを保障すること。

(e)財政・食糧・環境危機とショックへの世界・国内政策対応が、人権基準と原則に従っており、ジェンダー平等を推進することを保障すること。

#### 2. ジェンダー平等への投資

(f)ジェンダーに対応した予算編成を通して、経済セクターにも、社会セクターにも資金を配分して、国内の資金動員と増額されたODAを通して、ジェンダー平等を推進するための財源を増やすこと。

(g)公共セクターの支出、民間セクターのパートナーシップと投資及びODAを含め、ジェンダー平等に関するすべての経済的意思決定のインパクトをモニターし、差別的インパクトを防止し、ジェンダー平等に積極的に貢献する矯正行動を取ることを。

(h)女性の権利アジェンダを推進するために、草の根、国内及び世界的女性団体に資金を提供すること。

#### 3. ジェンダー平等への包括的取組

(i)女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成するために、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の遵守と「国際人口開発会議行動計画」および「北京行動綱領」の効果的な履行を加速させること。

(j) 生殖に関する健康と権利への包括的取組、まっとうな仕事と社会保護への女性のアクセスの確保、及び保健ケア、教育、水及び下水処理のようなサービスとインフラへの普遍的アクセスの確保を通して、特に重複する不平等を経験しているグループのために、応える可能性が最も低い「目標」に応える行動を加速すること。

(k) 「ミレニアム開発目標」の枠組みから省かれているが、女性と女兒に対する暴力、ジェンダーによる賃金・資産のギャップ、女性の無償のケア労働の重荷、性と生殖に関する健康と権利及びあらゆるレベルの私的・公的意思決定への参画を含め、女性と女兒の実体的平等の達成にとって極めて重要な領域に対処する対象を絞った措置を通して、すべての「目標」に関する進歩を加速すること。

l) 年齢、所得、地域、人種、民族性、身体機能不全その他の要因を基に多数の不平等を経験している女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成するために、特化した、対象を絞った措置を採用すること。

(m) すべての「目標」に関する進歩を加速するために、「ミレニアム開発目標」の実施に関連するすべての世界的・国内的枠組と政策にわたって、ジェンダーの視点の組織的主流化を確保すること。

(n) 性別データと特別なジェンダー指標を利用して、世界・地域・国内・準国内レベルでの女性と女兒に対するすべての「目標」の達成に関して組織的に報告すること。

#### 4. ジェンダー統計への投資

(o) 最小限のジェンダー指標と適切な調査を通じた女性に対する暴力に関する核心となる指標の編集のための財政的・技術的支援を通して、国内レベルで、ジェンダー統計の組織的で調整された収集を確保する緊急行動をとること。

(p) 家庭内測定と多面的測定を通して、女性の貧困を測定するための適切な国際基準と方法論を設置すること。

#### 5. 参画と説明責任

(q) 「ミレニアム開発目標」のモニタリングへの女性と女兒の完全かつ効果的参画を保障し、「目標」を実施するための公共政策と予算に関する情報へのアクセスを確保すること。

(r) 「目標」を実施するための政策の立案、実施、及び評価、及び持続可能な開発目標と 2015 年以降の開発アジェンダの策定への女性団体の参画を確保すること。

(s) 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」達成に影響力を持つ非国家行為者のための人権基準に対する説明責任を確保すること。

(平野 和子 訳)

\*\*\*\*\*

## 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施における課題と成果に特に重点を置いた国内政策とプログラムの開発・実施・評価へのジェンダーの視点の主流化における進歩(E/CN.6/2014/4)

2013 年 12 月 24 日

### 事務総長報告書

概要

本報告書は、国内レベルに重点を置いて、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における成果と課題を検証するものである。本報告書は、婦人の地位委員会による検討のための勧告で締めくくる。

## I. 序論

1. 経済社会理事会決議 2009/15 に従って、第 58 回婦人の地位委員会は、その優先テーマとして、「女性と女兒に対する『ミレニアム開発目標』実施における課題と成果」を検討する。
2. 本報告は、有望な慣行と残る格差と課題の例を強調して、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施への国内の取組の全体像を提供するものである。
3. 本報告書は、加盟国<sup>34</sup>と欧州連合の分析を組み入れ、最近の調査と分析、国連諸機関<sup>35</sup>及び「ミレニアム開発目標」に関する国内及び地域の進捗報告書及び示されているその他の出典からの情報とデータに基づいている。本報告書は、委員会の検討のための今後の行動のための勧告で締めくくる。

## II. 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の国内的実施の見直し

4. 「ミレニアム開発目標」は、一連の地球規模での目標になるはずであったのだが、この枠組の実施は広く国家レベルでの取り組みとなっている。この項では、いかにジェンダー平等が国別進捗報告において特徴づけられているかから始まって、女性と女兒に対する「目標」実施のための政策とプログラムの例が続き、「目標」実施と女性団体の参画のためのジェンダー平等のための資金調達、枠組及び制度的取り決めの評価で終わる「目標」の国内における実施の評価を提供することになる。

### 国内進捗報告書におけるジェンダー平等

5. 「ミレニアム開発目標」に関しての 80 以上の国内進捗報告書の見直しは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントがすべての「目標」の達成に対する横断的優先事項としてますます認められるようになってきていることを示している<sup>36</sup>。国々の中には、女性と女兒に対する「目標」の達成と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「北京行動綱領」及び安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)のようなジェンダー平等と女性の権利の推進への既存の国際公約との間の関連性を明らかにしているところもある。しかしながら、これは一律に組織化された慣行ではない。その結果、分析が主として「目標 3」(ジェンダー平等の促進と女性のエンパワーメント)と「目標 5」(妊産婦保健の向上)に限定されている状態で、報告書全体を通してジェンダー分析を包括的に組み入れている国はほとんどなかった。ジェンダー平等の主流化への努力は、「目標 7」(環境的持続可能性の確保)と「目標 8」(開発のための世界的パートナーシップの開発)の分野で特に乏しい。
6. 国別進捗報告書の見直しは、国々中には「ミレニアム開発目標」の枠組みから見落とされている追加の指標や問題に関して報告することによって、新生面を開いているところもあることを示した。これらには、無償のケア労働<sup>37</sup>、あらゆるレベルの学校での女兒の引き留め率<sup>38</sup>、教育と雇用の選択におけるジェンダー分離<sup>39</sup>、栄養<sup>40</sup>、賃金のジェンダー格差<sup>41</sup>、あらゆるレベルの政策への女性の参画<sup>42</sup>、女性

<sup>34</sup> アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、コロンビア、ガボン、ドイツ、ギリシャ、イタリア、リトアニア、ノルウェー、パラグアイ、フィリピン、ルーマニア、シンガポール、南スーダン、スペイン、トーゴ、トルコ、英国及びタンザニア連合共和国。

<sup>35</sup> アジア太平洋経済社会委員会、国際電気通信連合、国連人権高等弁務官事務所、国連開発計画、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)、国連工業開発機関、国連軍縮問題事務所、国連人口基金(UNFPA)、国連社会開発調査研修所及び世界食糧計画(WFP)。

<sup>36</sup> Megan Dersnah, 「ジェンダーの視点からの国内 MDG 報告書の見直し」、女性と女兒に対する「漏れに編む開発目標」達成における構造的・政策的制約に関する専門家グループ会議のために準備された背景文書、メキシコシティ、2013 年 10 月 21-24 日。

<sup>37</sup> グアテマラ(2010 年)及びメキシコ(2010 年)により提出された報告書。

<sup>38</sup> ネパール(2010 年)及びシエラレオネ(2010 年)により提出された報告書。

<sup>39</sup> アルゼンチン(2010 年)、フィジー(2009 年)及びタイ(2009 年)により提出された報告書。

<sup>40</sup> カザフスタン(2010 年)により提出された報告書。

<sup>41</sup> アルゼンチン(2010 年)により提出された報告書。

<sup>42</sup> ヨルダン(2010 年)及びタイ(2009 年)により提出された報告書。

に対する暴力<sup>43</sup>が含まれる。国々は、独自のジェンダー平等優先事項及び状況の点でも、対象に地方的特色を与えている。例えば、アルバニアは、女性の非正規雇用への依存を減らし、職業的分離を減らすことに関する指標を導入し、チリは、有償の経済活動にかかわっている女性の子どもの就学前保証範囲に関する指標を導入し、トーゴは、女性の土地へのアクセスに関する指標を開発し、フィリピンは、「目標 3」に関して報告する際に、女性に対する暴力に関する指標を加えていた。

7. これら革新にも関わらず、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」達成についての報告は、いくつかの領域に限られていた。例えば、ジェンダーと貧困についての報告は、家庭レベルでとらえられる貧困の所得に基づく測定の問題を反映して、主として母子家庭を中心としたものであり、家庭内の所得と消費の点では、ジェンダー不平等について何も語っていない。栄養、水、下水処理及び環境のジェンダーの側面に関して報告した国はほとんどなかった。しかし、こういった問題は、ジェンダー平等と女性の権利を推進するためにはすべて極めて重要である。

8. 各国は、ジェンダー平等に関する進歩を引き戻す深く根付いた差別的な社会規範、固定観念及び慣行が依然としてかなりの課題であることを報告した。国々の中には、差別的または不適切な法律が、家庭内における女性の比較的低い地位を懲り固め、土地などの生産資源へのアクセスを制限し、または女性への暴力を犯罪化できないことによって、「ミレニアム開発目標」の達成を妨げているところもある。法律的な枠組みを強化している国々でさえ、法律はしばしば実効性に乏しく、従って女性の司法へのアクセスには限界がある。既存の法律は、態度や規範を変えるために必要な一般の意識啓発や地域社会の動員努力によって必ずしも補われるものとは限らない。「ミレニアム開発目標」は、差別的な規定が取り除かれ、女性の司法へのアクセスが保障され、差別的な固定概念や社会通念が変わらない限り、女性と女兒に対しては達成されないだろう。

9. 人口グループの間の達成についての純然たる格差に関する報告にも関わらず、準国家レベルの女性と女兒に関連する傾向に関する報告には、依然として限界があった。国々はしばしば、農山漁村と都会の母集団の間の格差を報告しているが、年齢、所得、場所、人種、民族性、セクシュアリティ、障害、その他の要因に基づく所得の量にわたる格差または重複し重なり合う不平等の分析はほとんどなかった。不平等の複合性は、「ミレニアム開発目標」のターゲットが万人のために満たされることを保障するために、データ収集努力、国内政策とプログラムの優先事項として対処されなければならない。

### 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」達成への政策とプログラムの取組

10. 各国は、社会保護プログラム、女性労働者の権利の法的保護、女兒教育支援プログラム、性と生殖に関する健康サービス及び HIV の母子感染に対処するプログラムのような、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」達成のための様々な政策と計画を実施している。しかしながら、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や「北京行動綱領」のようなジェンダー平等促進のための国際的な枠組みとの調整不足を反映して、政策は分裂している<sup>44</sup>。「目標」達成を目的とした政策は、生涯を通してというよりは、妊娠や思春期のような生涯の特別な時点にある女性を主として対象としている。国々は、差別的な社会規範、慣行及び法律を「ミレニアム開発目標」達成に対する障害として明らかにしているが、そのような構造的差別に取り組む政策またはプログラムに関して報告した国々はほとんどなかった。

### 目標 1：極貧と飢餓の根絶

11. 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標 1」の実施を目的とした政策に関して報告した政府はほとんどなかった。政府の中には、社会保障プログラム、育児サービス及び女性労働者の権利を保護する法律のような、女性と女兒の極貧と飢餓の根絶のための政策について報告したところもあった。

<sup>43</sup> カンボディア(2010年)、コロンビア(2011年)及びセيشェル(2010年)。

<sup>44</sup> 「ミレニアム開発目標」実施の状況で、国々はその政策に関して報告したが、示された例の中には、「目標」確立のずっと以前に導入されたものもあり、別の世界的・国内的政策枠組の実施の一部であるかも知れないものもある。

12. バングラデシュは、社会保障を強化することにより女性の貧困根絶のための政策を実施してきた。寡婦や貧窮女性への給付および妊産婦給付のようなプログラムと政策は、多くの貧困女性に食糧の安全保障を提供する手助けをしてきたと報告されている<sup>45</sup>。

13. 2009年に、ガイアナは、有償の雇用に就くことができるようにひとり親のために訓練を提供するひとり親訓練プログラムを開始した。2011年現在、このプログラムは、374人のひとり親に利益を与えた<sup>46</sup>。メキシコは、女性の所得創出の可能性を改善することを目的として、働く母親を支援する育児プログラムを実施している。部分的に助成金を与えることにより、働く母親は、育児サービスにアクセスできるより大きな資金持ち、労働市場への参入が促進される。2010年末までには、このプログラムは、25万人以上の母親たちに到達した<sup>47</sup>。

14. アルゼンチンは、ケア労働者の権利を保護し、その労働条件を改善する法律を実施している。ルーマニアは、脆弱なグループの女性のための機会均等を促進し、労働組合構造へのその参画を支援することにより、労働市場における差別に取り組んでいる。

15. 国々の中には、女性の中の栄養失調に取り組むプログラムを実施しているところもある。カザフスタンは、普遍的なヨード化塩と全ての妊婦への無料ヨウ素サプリメントを通して、ヨウ素欠乏症を予防するプログラムを実施している。この国における貧血症をなくすことを目的とするプログラムには、生殖年齢の女性と血中ヘモグロビンの値が低い5歳未満の子どもばかりでなく、すべての妊婦への無料の鉄分サプリメントが含まれている<sup>48</sup>。

16. ガーナは、2歳未満の子どもや妊婦と授乳中の女性にのための地域社会を基盤とした保健栄養サービス・パッケージの実施を優先している。妊婦と授乳中の母親のための食糧・栄養国内行動計画、微量栄養素欠乏抑制プログラム及びビタミンAサプリメント促進プログラムがある。チリの国内食糧補給計画は、妊婦や授乳中の女性、6歳未満の子どもへの様々な食糧の無料配給を提供している<sup>49</sup>。

17. 国々が、妊産婦の栄養上のニーズに対処するプログラムを実施しているのには元気づけられるが、生涯を通じた女性と女兒の栄養上のニーズにさらなる注意が必要とされる。女性と女兒に対する「目標1」の実施に関する進歩の加速には、雇用やディーセント・ワーク、社会保障、適切な食糧、水及び住居を含めた生涯にわたる適切な生活水準に関連した権利を含め、女性によるその社会的・経済的権利の享受を確保する政策が必要とされる。

## 目標2：普遍的初等教育の達成

18. 各国は、女兒の通学率と初等教育修了率を高めるためにかなりの努力を払ってきた。「目標2」の達成のために各国政府によって報告された政策・計画には、授業料廃止、周縁化されたグループのための特別介入、女兒への奨学金制度、学校給食プログラム、及び女兒に優しい学校環境の確保を目的とする政策が含まれる。

19. シエラレオネは、2001年にすべての子どものために初等教育の授業料を廃止した。2003年以来、東部と北部の地域は通学数の少なさを報告していたので、これら地域では中学校に入学するすべての女兒にのために、完全な支援が提供されている<sup>50</sup>。インドは、女兒の教育の領域で(小学校レベルでの女兒の教育のための国内計画及びカスチューバ・ガンジー・バリカ・ビジャラーヤ公共計画)、国内の平均に

<sup>45</sup> バングラデシュ(2011年)より提出された報告書。

<sup>46</sup> ガイアナ(2011年)より提出された報告書。

<sup>47</sup> メキシコ(2010年)より提出された報告書。

<sup>48</sup> カザフスタン(2010年)より提出された報告書。

<sup>49</sup> チリ(2010年)より提出された報告書。

<sup>50</sup> シエラレオネ(2010年)より提出された報告書。

比して女性の教育成果が乏しい国の部分で周縁化された社会グループに属する女兒に到達する 2 つの重的介入を開始している<sup>51</sup>。中国の「春のつぼみ（未成年）計画」は、学校から落ちこぼれた貧困家庭の女兒が、教育を再開する手助けをして成功した<sup>52</sup>。

20. ガンビアは、女兒の初等教育入学が女兒の奨学基金を通し急速に向上し、それは自分たちの娘の入学と通学の確保ができ両親を励ましている。「女兒の就学戦略」は、女兒にとって安全と学びやすい環境の創出につながり貢献している。教育政策（2004 年～2015 年）は、よりジェンダーの視点に配慮した教育カリキュラムと環境づくりを推奨し、女兒教育の利益を喚起する継続した地域促進を推進している<sup>53</sup>。トーゴでは、学校内での女兒への暴力に焦点を当て、女兒の教育維持と課程修了とに取り組み、向上に努めている。

21. ブルキナファソは、BRIGHT 計画（女兒の成功機会改善ブルキナ対応）を実施してきた。BRIGHT 計画は、家事に費やす時間を減らし、自宅学習に割り当てる時間を増やすために、すべての子どもに日常食を、女兒には持ち帰り食を配給している<sup>54</sup>。

22. トルコは、ジェンダー平等に関するトルコ国家行動計画(2008 年～2013 年)に、6 つの基本的作業領域の 1 つとして、教育を含めている。女兒の教育へのアクセス促進のために、トルコは、「学校に行こうよ、女の子」、「父さん、学校に送って行って」、「スノウドロップ（マツユキソウ）」などのいくつかのキャンペーン、並びに女兒の通学率を高めることを目的とする多面的プログラムを実行してきた。

23. これらの事例を土台として、女性と女兒に対する「目標 2」の実施に関する進歩の促進には、修了率、学習成果及び女兒のための機能的な学校環境に特に重点を置いて、あらゆるレベルの質の高い教育への女性と女兒の普遍的アクセスを確保する政策が必要であろう。

### 目標 3：ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進

24. 各国政府は、場合によっては「目標 3」の指標を超えた包括的取組を取って、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進を目的とした様々な政策を導入している。女兒の就学率を高める政策が、教育のジェンダー同数というターゲットを反映して重点となっている。女性と女兒に対する暴力に対処する政策と計画が、「目標」からのこの問題の欠落にもかかわらず、「目標 3」を達成する手段として強調された国々もあった。

25. 国々の中には、就学率への重点を超えて教育の質と学習環境にまで移って、女兒に優しい学校環境を確保する措置を採用しているところもある。ネパールは、少なくとも 1 人の女性が学校運営委員会に入る、教員割り当てと募集に女性の席を取り置く、女兒及びその他の周縁化された子どもたちのための財政的及び非財政的奨励策、カリキュラム資料と教員訓練の定期的見直しと改訂、学校の女兒用トイレの建設を確保するといったいくつかのジェンダー平等と社会的包摂措置を採用している<sup>55</sup>。クロアチアは、法的枠組みを改善することにより、カリキュラムと計画にジェンダーに配慮した教育を導入している。

26. 各国政府は、女兒の学校での就学率と引き留め率を増やす手段も取っている。リベリアの包括的な女兒教育国内政策は、公立校の就学率と引き留め率を上げることを目指している。2 万人の女兒のための毎月の持ち帰り食糧配給は、両親が娘を学校にやり、女兒の落ちこぼれ率を減らし、教育へのアクセスにおけるジェンダー格差を最小限にするための奨励策として提案された<sup>56</sup>。ボツワナは、妊娠後に女兒が学

<sup>51</sup> インド(2011 年)より提出された報告書。

<sup>52</sup> 中国(2010 年)より提出された報告書。

<sup>53</sup> ガンビア(2009 年)より提出された報告書

<sup>54</sup> アフリカ地域(2010 年)により提出された報告書。

<sup>55</sup> ネパール(2010 年)により提出された報告書。

<sup>56</sup> リベリア(2010 年)により提出された報告書。

校に戻らない危険を減らす政策を採用している<sup>57</sup>。

27. 国連社会開発調査研修所によって行われた調査は、有償無償のケア労働とケア・サービスが、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」達成において、極めて重要であることを示している。無償のケア労働の不平等な重荷を認め、減らし、再配分することによって、有償労働への女性の関わりを促進するために、国々の中には、有償労働とケアの責任との間のより良いバランスをはぐくむことを目的とする措置を導入しているところもある。2007年に、ブルガリアは、2007年に、育児休業を強化するために、その労働法に新规定を含めた。子どもが2歳になるまでの育児休業が、父母または祖父母のどちらかによって利用できる<sup>58</sup>。シンガポールは、家庭のニーズに特に配慮し、子どものニーズに応じるより多くの機会を両親に与えようと努力して、柔軟な労働取り決めに認めるよう雇用者を奨励している。

28. 国々は、女性に対する暴力の根絶を目的とした政策を、益々実施している。2007年には、ナウル警察庁が、地域社会の指導者との協働で、地域社会との関わりプログラムも行うDVユニットを設立した。法的な手続きが進行している間、女性と子どもがシェルターとして利用する安全な家が設立されている<sup>59</sup>。パプアニューギニアは、オーストラリアの援助を得て、村の裁判所システムを通して、ジェンダー平等を促進している。約1400のそのような裁判所が、司法制度で女性を公平に扱い、家庭内暴力と性暴力を扱うことの重要性を強調している。パラグアイは、女性に対する暴力の防止・処罰・根絶を目的とした包括的な政策を導入し、これには、4つの政府の部局にわたってサヴァイヴァー/被害者のためのサービスの拡大と分権化が含まれている。ガボンでは、女性に対する身体的暴力・性暴力・DVの広がり示すデータを収集している。

29. 国々と国連機関の中には、その開発協力努力において、「ミレニアム開発目標3」に対処するより幅広い取組を取っているところもある。UN-Womenは、いくつかの国々で、法的・政策的改革、防止と対応並びにデータ収集と調査の点での介入を通して、女性に対する暴力に対処する際に、包括的取組を推進するために活動している。国連人口基金(UNFPA)は、包括的な性教育及びジェンダー平等と性と生殖に関する健康と権利、HIVへの男性と男児の関わりを含め、「目標3」を達成する際のいくつかの追加の活動領域にかかわっている。その開発協力において、英国は、女性と女兒の生活における長期的変革を達成するために極めて重要な優先事項の包括的「パッケージ」へと移っている。これには、特に紛争と紛争後の状況における女兒と女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃、政府・起業・市民社会における女性の声、リーダーシップ、参画を高めること、女性の経済的機会に対する障害を除去することにますます重点を置くことが含まれる。

30. UN-Womenは、数カ国で、女性のさらなる政治参加と地域社会のリーダーシップを促進している。インドは、UN-Womenのプログラムの下で、67,000人の選挙で選ばれた女性代表が研修を受け、600万人の女性が、地方レベルで問題を提起する際に支援を受けた。メキシコでのUN-Womenのプログラムは、市庁の女性の数を5%から12%に増やし、何千人もの女性のリーダーシップ・スキルを改善した。

31. さらに、国々や国連機関は、紛争の悪影響を受けた国々での活動を優先しているが、これは、こういった状況では、「ミレニアム開発目標」を達成する可能性が最も低いので、特に重要である。ノルウェーは、現地での資金提供プログラムのみならず、規範的作業を通して、女性・平和・安全保障のアジェンダを優先し、支援している。英国は、リベリア、ナイジェリア、シエラレオネ及び「ソマリランド」の紛争の悪影響を受けた地域社会で、女性の司法へのアクセスを高めることを目的とするプログラムに資金提供している。現地でのプロジェクトのみならず、規範的作業においても、国連軍縮問題事務所は、ジェンダーに配慮した武装解除、武器の管理と非拡散の強化並びに包摂的開発のためのより幅広い平和と安全保障の要件の一部として、武装解除関連の政策策定とプログラム形成への女性の参画を奨励することを求めている。UN-Womenは、経済回復を含めた回復プロセスと対応が、女性と女兒のための明確なターゲットを組み入れることを保障して、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」を達成するた

<sup>57</sup> ボツワナ(2010年)により提出された報告書。

<sup>58</sup> ブルガリア(2008年)により提出された報告書。

<sup>59</sup> ナウル(2010年)により提出された報告書。

めに、いくつかの紛争後の状況で、ジェンダー平等の専門知識を提供している。

32. ディーセント・ワークや社会保障へのアクセスを含め、女性が雇用の権利を享受できることを保障することに関連して、「ミレニアム開発目標 3」の実施のための政策例がほとんどない状態で、各国政府によって報告された政策にかなりのギャップがある。方針実例は非常に少なく、行政側の報告による政策方針には重大な欠陥がある。各国の経験を積み上げながら、女性と女兒に対するミレニアム開発目標の実施の加速は、女性と女兒に対する暴力や無償のケア労働などミレニアム開発目標の枠組みの中では主張されていない問題を言及するための特別な方策を含め、ジェンダー平等への包括的なアプローチをする政策方針と計画とが必要になるだろう。

#### 目標 4: 子どもの死亡率を減らす

33. 母親の福利と子ども保健との間の相互関連性を仮定して、「ミレニアム開発目標 4」達成のためのジェンダー関連の政策の主たる重点は、妊産婦及び生殖に関する健康サービスのみならず、妊婦と授乳中の母親のための栄養支援の包摂にある。

34. インドの統合された子ども発達サービス計画は、幼児期の発達を推進することを目的とする世界最大のプログラムの 1 つである。優先事項には、栄養不良、罹病、学習能力の減少及び死亡への重点が含まれる。この計画の受益者は、6 歳未満の子ども、妊婦及び授乳中の母親である<sup>60</sup>。ガイアナは、妊産婦・子ども保健を改善するという二重の目的に役立つ鉄分サプリメントの配布を通して、栄養不良の削減を目的としている<sup>61</sup>。

35. エジプトは、妊産婦保健が新生児と子どもの罹病と死亡に直接的インパクトを与えるので、妊産婦・生殖に関する健康サービス、出生率の削減、出生前ケアの利用及び出産時の熟練した介添えへのアクセスを高めることを通じて、妊産婦と新生児の死亡の危険を減らすための「健康な母親、健康な子ども」イニシアティブ(1993-2008 年)を支持した<sup>62</sup>。ネパールでは、安全な母性・新生児保健長期計画(2006-2017 年)が、安全な母性の不可欠の部分として、新生児保健に対処することの重要性を認めている<sup>63</sup>。

36. 例えば、教育と母親の自立、子ども保健とジェンダー平等との間の重要な相互関連性を仮定すれば、「ミレニアム開発目標 4」の実施に関する進歩の加速には、ジェンダー平等と女性の権利に対する包括的取組を用いることによって、そういった相乗作用に対処する政策が必要である。

#### 目標 5: 妊産婦保健を改善する

37. 国々は、プライマリー・ヘルスケア・サービス、家族計画へのアクセス及び危険な中絶の防止に特に重点を置いて、保健ケアの提供を含めた妊産婦保健を改善するいくつかの政策を導入している。

38. シエラレオネは、サービス地点での無料の完全に助成を受けたサービスのパッケージの提供を含む、すべての妊婦、授乳中の母親及び 5 歳未満の子どものための「無料保健ケア・イニシアティブ」を開始している<sup>64</sup>。モルドヴァでは、保健・社会保護サービス・プロジェクトの下で、6 万個の食糧小包が、妊婦、母乳を与えている女性及び 2 歳未満の子どもに配布された<sup>65</sup>。

39. “Bono Juana Azurduy”プログラムは、妊産婦死亡、幼児死亡及び 2 歳未満の子どもの間の慢性的栄養不良を削減するために、2009 年にボリヴィアで創設された条件付き現金給付計画である。このプログラムの中で、妊婦は、4 回の出生前・出生後のケア訪問を伴った財政支援を与えられ、病院での出産が支援され、子どものための 2 か月に 1 度の包括的保健ケアが提供される。このプログラムは、すべての妊婦と 2 歳未満の子どもが利用できる。このプログラムの完全実施で、約 30 万人の妊婦と 50 万人の子

<sup>60</sup> インド(2011 年)により提出された報告書。

<sup>61</sup> ガイアナ(2011 年)により提出された報告書。

<sup>62</sup> エジプト(2010 年)により提出された報告書。

<sup>63</sup> ネパール(2010 年)により提出された報告書。

<sup>64</sup> シエラレオネ(2010 年)により提出された報告書。

<sup>65</sup> マルドヴァ(2010 年)により提出された報告書。

もが毎年利益を受けるであろう。

40. UNFPA の支援で、ギニアビサウとケニアは、女性性器切除/割礼を防止する新法を制定し、一方、アルメニアとカンボディアでは、生殖に関する健康と権利を支援する国内政策、枠組及び法律が開発されている。

41. 「どの女性も、どの子どもも」運動の一部として、「保健 4+(H4+)」イニシアティブは、国レベルと国際レベルでの介入の間の関連性を強化し、強い政治的コミットメントを動員し、監視と評価のための厳格な枠組を提供することに重点を置いている。国連機関は、「ミレニアム開発目標」に沿って国内保健計画を開発し、資金を動員し、保健ワーカーのニーズに対処し、妊産婦死亡とジェンダー不平等の根本原因に取り組み、データ収集を強化する際に、国々を支援するために合同で活動している。このパートナーシップは、生殖に関する健康、妊産婦・子ども保健の全範囲が技術的・財政的支援にアクセスを得る際の国々のための「ワン・ストップ・ショップ」となりつつある。国レベルでは、機関は、性と生殖に関する健康及び子ども保健に関連する国内保健計画の加盟国による実施を支援して、19 か国で H4+ 合同計画の実施を支援するために資金を動員して成功している。

42. 妊産婦死亡と罹病に対処し、避妊へのアクセスを確保するために、UNFPA は、2007 年と 2008 年に、46 か国のすべての施設で救命妊産婦保健薬と物資が利用できることを保障するためのプログラム上の支援を提供する「生殖に関する保健物資安全保障向上世界プログラム」と 43 か国で妊産婦死亡と罹病を撤廃することを目的とする「妊産婦保健テーマ別基金」という 2 つのテーマ別基金を開始した。性と生殖に関する権利に対するより幅広い取組を採用することの必要性を認識して、UNFPA は、ジェンダーに基づく暴力の防止政策とプログラムを開発する際に、いくつかの国々も支援している。

43. 国連人権高等弁務官事務所は、妊産婦死亡の削減に対して人権に基づく取組を用いることにかんがりの注意を払ってきた。人権に基づく取組の関連性は、事務総長の「女性・子ども保健世界戦略」の下でなされた公約及び女性・子ども保健情報説明責任委員会によってなされた勧告の実施を監視する権限を与えられている独立専門家検討グループによって認められてきた。その 2013 年の報告書の中で、独立専門家検討グループは、人権を、妊産婦・子ども保健に関する作業の重要なギャップを表している領域として明らかにした。

44. 他の国々と共に、オーストラリアは、開発協力を通して、2011 年の出生の 39% が熟練した出産介添人によって付き添われることを保障する手助けをし、熟練した女性の保健ワーカーを有するプライマリー・ヘルスケア施設を機能させる割合を 3 倍に増やして 2012 年には 74% にまで高めたアフガニスタン再建信託基金に寄付をしている。

45. こういった努力にもかかわらず、性と生殖に関する権利に対するより幅広い取組を推進し、最も周縁化されたグループの女性と女兒のためのサービスのアクセス可能性を改善する政策を含め、お粗末な妊産婦保健の牽引力に対処することに重点を置いた政策の欠如が、各国政府によって報告されている。こういったギャップは、「ミレニアム開発目標 5」の実施に関する進歩を加速するために、対処されなければならない。

#### 目標 6: HIV/エイズ、マラリア及びその他の疾病と闘う

46. 女性の間の HIV/エイズ、マラリア及びその他の疾病と闘うことを目的とする政策は、母子感染の防止を主として中心にしている。

47. パラグアイは、HIV と梅毒の母子感染の抑制と予防のための国内計画を実施してきた。この計画は、出生前ケアを通して発見され、HIV 陽性と診断されたすべての妊婦を対象としている<sup>66</sup>。同様に、ボツワナは、HIV の母子感染の予防に関するプログラムを実施して成功している。このプログラムのおかげで、ウイルスの母子感染は、2001 年の 20% から 40% から 2008-2009 年の 2 年間で約 4% にまで減少したと報告されている<sup>67</sup>。

<sup>66</sup> パラグアイ(2010年)により提出された報告書。

<sup>67</sup> ボツワナ(2010年)により提出された報告書。

48. 南部アフリカでは、世界食糧計画が、HIV プログラムへの補足的支援としてしばしば提供されるセーフティ・ネット・プログラムの中で、HIV に感染している人も感染していない人も含めたすべての地域社会の構成員にサービスを拡大することにより、汚名、差別、社会的排除をなくそうとしてきた。グアテマラでは、WFP は、"Mujeres amigas"(女性の友)プロジェクトを通して、HIV 感染女性の 2 つのグループの参画を支援するために、HIV/エイズ調査・予防協会と協力している。このプロジェクトの下で、WFP は、かかわっている行為者と地方自治体との間の関係の確立を推進している。

49. 2011 年から 2012 年までの 2 年間に、UN-Women は、共通のアジェンダーを明らかにし、HIV 感染女性とケア提供者の優先事項とニーズにより良く対応する解決策を定義し、HIV 対応におけるジェンダー平等の公約を果たす際に、さらなる説明責任を要請することを含め、エイズ対応を動員し、より完全に参画するために、26 개국で HIV 感染女性とケア提供者の団体を支援し、エンパワーした。

50. 女性の間のマラリアといかに闘っているかに関して報告した国々はほとんどなかったが、ガンビアでは、国内マラリア抑制プログラムが、介入のために特に妊婦を対象としてきた<sup>68</sup>。

51. 性暴力及び家庭内での意思決定力の欠如のような、HIV に対する女性の罹患し易さの構造的牽引力と取り組む政策またはプログラムに関して報告した国々はほとんどなかった。女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標 6」の実施に関する進歩の促進には、女性と女兒の性と生殖に関する権利及び社会的・経済的権利に対処することを含め、HIV の構造的牽引力に対処する政策が必要であろう。

#### 目標 7: 環境の持続可能性を確保する

52. 「ミレニアム開発目標 7」達成のための持続可能性の政策に、ジェンダー平等問題を主流化することに関して、国内の実施にはかなりのギャップがある。各国政府の中には、国内環境・持続可能性政策にジェンダーの視点をいかに含めたかに関して報告したところもある。

53. 女性と男性のための機会均等に関する国内プログラム(2010-2014 年)の中で、リトアニアは、プロジェクトの成果から利益を受ける平等な条件を生み出し、環境プロジェクトの中にジェンダー平等を主流化する際に、NGO の間の協力を推進し、環境プロジェクトにジェンダー平等を主流化するための包括的目標を設定している。ナウルでは、国内の適合行動計画が、気候変動に対して脆弱なセクターで適合活動の実施を導いており、注意する必要がある重要な基準の一つが、資源へのジェンダー・アクセスの公正性である<sup>69</sup>。国連工業開発機関は、モザンビークの特定の地域社会の気候変動に対する回復力を高めることを目的とする国連パートナーシップの一部であった。

54. 水と下水処理へのアクセスを得る際の女性と女兒の特別なニーズを認めて、ネパールは、子どもに優しい、ジェンダーに配慮した障害者に優しい水、衛生、下水処理施設を設立するために、国中で学校と地域社会主導の総合下水処理プログラムを導入している<sup>70</sup>。

55. 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標 7」の実施に関する進歩の加速には、質の高い安全な水と下水処理サービス及びインフラを確保することを目的とする政策が必要である。ジェンダー平等が環境の持続可能性政策に統合されることを保障する緊急の注意が必要とされる。

#### 目標 8: 開発のための世界的パートナーシップを開発する

56. 「目標 7」と同様に、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標 8」を実施する政策またはプログラムに関して報告した国々はほとんどなかった。インド政府は、スキル開発と能力発練を通じた包括的成長という目標をもち、女性のエンパワーメントに重点を置いた「大衆のための IT」プログラムを実施してきた<sup>71</sup>。国際電気通信連合は、国際「ICT 女兒」の日と「テックは女兒を必要としている」キャンペーンを通して、ジェンダー平等を達成するために活動している。

<sup>68</sup> ガンビア(2009 年)により提出された報告書。

<sup>69</sup> ナウル(2011 年)により提出された報告書。

<sup>70</sup> ネパール(2010 年)により提出された報告書。

<sup>71</sup> インド(2011 年)により提出された報告書。

57. 貿易のジェンダーの側面、基本的薬剤への女性のアクセス及び情報コミュニケーション技術への女性のアクセスに対処する政策にはギャップが残っている。女性と女兒に対する「目標 8」の実施に関する進歩の促進には、ジェンダー平等とマクロ経済、貿易及び投資政策を含めた世界経済ガヴァナンス取り決めとの間のさらなる統合力と調整が必要である。

#### ジェンダー平等のための資金調達

58. 適切で維持される資金の配分は、「ミレニアム開発目標」の達成に向けた進歩の加速にとって極めて重要である。2006 年に、「目標」の達成に関連したジェンダー平等問題に関する資金調達の推定されるギャップは、300 億ドルにもなった。この額は、2015 年までには 830 億ドルにもなると予想された。

59. 国々の中には、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施への資金の配分における課題を報告したところもあった。国内進捗報告書の中で、ボリヴィア、トンガ及びトゥヴァルのような国々は、資金提供が、ジェンダー平等達成のためには設置されていないことを強調した。しかし、国々の中には、ジェンダー平等を推進する公共支出を追跡し、監視するために、ジェンダーに対応する予算編成を導入しているところもある。例えば、オーストリアは、公共の資金の配分にジェンダー平等の原則を適用し、予算上の決定に女性の参画を推進する手段として、ジェンダー予算編成を利用している。コロンビアの財務公共貸付省は、公共支出のプロセスにおけるジェンダーの取組を明らかにする方法論の採用を調査している。UN-Women は、ジェンダーに対応した国の計画とジェンダー平等を達成する努力への投資を増やす戦略の開発において、ドナーの能力と説明責任を強化する際に、15 か国に支援を提供している。

60. 経済協力開発機構の開発支援委員会のジェンダー平等政策マーカーは、ジェンダー平等を主要なまたは重要な目標としている活動を明らかにすることによって、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに重点を置いた援助の額を測定するために開発されたものである。「ミレニアム開発目標」と援助効果のアジェンダの点でジェンダー平等を推進しようと努力して、欧州連合は、2 国間援助がそのジェンダー平等の重点に関して選別されることを保障するために、政策マーカーに関する報告に従うよう、そのすべての加盟国に要請している。オランダ及びスペインのような国々の中には、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施のための特別基金を設立しているところもある。

61. 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施に関する進歩の加速には、ジェンダー平等のための資金の増額と経済的意思決定のインパクトとジェンダー平等に関する資金の配分を監視するためのメカニズムが必要であろう。

#### 監視・説明責任メカニズムを含めた政策枠組と制度的取り決め

62. 監視・説明責任メカニズムを含めた明確な政策枠組と制度的取り決めは、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の効果的実施にとって極めて重要である。女性と女兒に対する「目標」の達成を支援することを目的とする枠組と制度的取り決めの例がいくつかある。カーボヴェルデの国内成長貧困削減戦略においては、ジェンダーが鍵となるテーマである。タンザニア連合共和国の地域社会開発・ジェンダー・子ども省は、すべての政府省庁、部局及び機関並びに地方自治体当局内で、ジェンダー主流化プロセスを制度化する権限を有している。

63. 南スーダンでは、2013 年 12 月に開始されることが決まっており、ジェンダー問題を組み入れることが期待されている国内安全保障政策を完成するさなかにある国内ジェンダー政策を完成している。トーゴでは、ジェンダー平等と公正のための国内政策が、政策策定への女性の効果的参画を強調する説明責任ツールとして利用されている。

64. 国連開発計画は、南部及び東部アフリカ諸国において、国レベルでのジェンダー分析と技術支援を通して、「ミレニアム開発目標実施枠組」におけるジェンダー平等の視点を確保している。この「枠組」は、「ミレニアム開発目標」に応えようとする努力を加速する際の優先事項として、ジェンダー問題に取り組むことを保障している。

65. アジア太平洋経済社会委員会は、「ミレニアム開発目標」を達成する際にジェンダー問題に対処する

企画者と政策策定者の能力を強化するために、地域プログラムを実施してきた。このプログラムは、経済政策と企画、国内女性本部機構及び女性団体を担当する政府部局の代表者を含め、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア及びフィリピンの政策策定者の間の南・南交換を促進している。ドイツの開発協力は、ジェンダー公正貧困者支援成長戦略、ジェンダー意識監視システム及びジェンダーに配慮した予算編成に関する能力開発プログラムを提供することによって、公共財政管理システムのみならず、貧困削減戦略文書の策定に、ジェンダーの側面を主流化する際に、各国政府を支援している。

66. ジェンダー平等は、「ミレニアム開発目標」達成の基本であるという認識にもかかわらず、ジェンダー問題は国内開発計画の中でわきに追いやられるか、まったく目に見えないものになるという結果となって、国々は、ジェンダー平等と女性の権利が開発政策及び貧困削減政策の中心であることを組織的に保障してはいない。また、国々は、実施に対する責任を明確に指定しておらず、「ミレニアム開発目標」の達成に対する監視・説明責任メカニズムも確立していない。女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の達成に関する進歩の加速には、ジェンダー平等が優先問題として、明確な監視・説明責任メカニズムを伴った国内開発計画の中に統合されることが必要であろう。これには、財務・企画省、国内のジェンダー平等本部機構、国内統計局、調査研修所、女性団体及びその他の市民社会の部分を含めた幅広いステークホルダーの積極的なかわりと協働が必要であろう。

### 意思決定への女性と女兒の参画

67. 意思決定と「ミレニアム開発目標」の実施と監視への女性の参画が極めて重要である。国々の中には、「目標」の監視と実施、またはさらに幅広くジェンダー平等政策への女性団体の参画を確保するためのメカニズムを導入しているところもある。トルコでは、NGO が、ジェンダー平等に関する国内行動計画及び女性に対する暴力と闘う国内行動計画に関する策定、実施及び監視プロセスに参画している。メキシコは、水のガバナンスにジェンダーを主流化するための戦略を採用しており、これが水管理への女性と市民社会グループの参画を高めることに繋がっている<sup>72</sup>。

68. 開発協力努力の一部として、ドイツと英国は、世界的企画プロセス、「ミレニアム開発目標」の評価、及び 2015 年以降の開発アジェンダへの情報提供にかかわる際に女性団体を支援してきた。オーストリアとイタリアは、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する国内行動計画の見直しにかかわっている市民社会団体をかかわらせてきた。ギリシャは、資金提供を通して、女性団体の役割を強化している。

69. そういった努力にもかかわらず、「ミレニアム開発目標」の実施と監視への女性団体の参画は、国々にわたって広がっているわけではない。例えば、コロンビアは、市民社会、女性団体または調査センターとの「ミレニアム開発目標」の実施に関する討議の公式のスペースはないと述べた。あらゆるレベルの意思決定への女性の参画は、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施に関する進歩を加速するために必要とされる。

### III. 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施に関する進歩を促進するための優先事項

70. 「ミレニアム開発目標」実施におけるジェンダー平等のより幅広いアプローチを取る必要性を認めた国々もあるが、大部分、ジェンダー平等と女性の権利に関する包括的な世界的枠組、特に「北京行動綱領」、国際人口開発会議の「行動計画」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」との「目標」の調整の欠如のせいで、実施は依然として大部分ばらばらでまとまりがない。

71. 国内レベルでの女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施に関する進歩の促進には、政策が、女性と女兒に対して最も軌道から外れているターゲットに緊急に注意して、包括的にジェンダー平等に対処し、「ミレニアム開発目標」の枠組から省略されている重要な問題に対処することが必要である。ジェンダー平等を推進し、「目標」を達成する政策の実施は、人権の原則に基づくべきである。対照を絞っ

<sup>72</sup> ジェンダー平等の推進: 有望な慣行: ミレニアム開発目標達成基金からの事例研究(UN-Women, 2013 年)を参照。

た措置が、不平等の複合のインパクトに対処するために必要とされる。女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の達成に紛争と脆弱性が与えるインパクトに特別な注意も払われるべきである。

72. 「ミレニアム開発目標」及びジェンダー平等と女性の権利に関する既存の国際協定の国内での実施から学んだ教訓に基づいて、国内政策は、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施に関する進歩を加速するために、以下の優先領域に対処するべきである。

### **女性と女兒に対する暴力**

73. 女性と女兒に対する暴力は、「ミレニアム開発目標」の枠組からのかなりの省略を表しているが、「目標」は、ジェンダー不平等のこの基本的側面と取りこぼさずしては、女性と女兒に対しては達成できない。包括的で、多部門的で、調整された取組が、世界基準に沿ってあらゆる形態の暴力に対応し、防止するために必要とされる。紛争及び紛争後の状況での性暴力を含め、女性に対する暴力の撤廃は、「目標」の達成にとって極めて重要である。

### **働く権利と職場での権利を含めた女性の経済的権利**

74. 「ミレニアム開発目標」1と3の実施は、女性の働く権利と職場でのありとあらゆる権利の享受の重要性を強調した。これは、ディーセント・ワーク、つまり、尊厳、平等及び安全を推進する仕事のことを言っている。賃金の平等法、職業上の保健及び安全保障措置、有償労働とケアの責任との両立、最低賃金法及び公共セクター雇用プログラムのような労働市場の政策が極めて重要である。普遍的な社会保護の範囲も、団体交渉や社会的企画への女性の関わりへの支援と共に、重要な要素である。女性の経済的権利の享受を確保することも、土地や建物のような不動産を含め、女性の所有権または生産資産の管理権を確保することを目的とする政策を必要とする。

### **生涯にわたる普遍的な社会保護**

75. 普遍的な社会保護は、貧困を根絶し、不平等を減らし、疾病、妊娠、高齢、失業、並びに経済危機と自然災害のような不足の事態を含め、生涯を通じた様々な状況において、女性と女兒のために適切な生活水準を確保することにより、女性と女兒に対するすべての「ミレニアム開発目標」を達成するために極めて重要である。社会保護政策は、行っている仕事の種類にかかわらず、生涯を通して女性が適切な生活水準への権利を享受することを保障して、ジェンダーに対応するものでなければならない。

### **女性の性と生殖に関する健康と権利**

76. セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)への包括的取組は、「ミレニアム開発目標」、特に「目標」3と5の達成のための政策に必要とされる。性と生殖に関する権利は、女性と女兒の身体的自治と身体的完結性の確保の基本である。関係の状態にかかわらず、避妊への女性と女兒の法的アクセスは、極めて重要な法的規定である。

77. 農山漁村と遠隔地で暮らしている脆弱な人々に特別に配慮して、男性と女性、思春期の若者と若い人々、多様なセクシュアリティの人々及び障害者の特別なニーズを念頭に置いて、政策は、生涯を通して質の高い性と生殖に関する健康サービスへの普遍的アクセスを提供するべきである。包括的な性教育へのアクセスは学校内外の若い人々が利用できるものにならなければならない。政策は、HIV/エイズと性感染症の予防と時宜を得た発見を推進し、包括的治療への普遍的アクセスを保証しなければならない。

### **普遍的にアクセスでき、質の高いサービスとインフラ：教育・保健・水・下水処理**

78. 質の高いサービスとインフラは、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の達成にとって極めて重要である。教育への普遍的アクセスの重要性は、「目標」の中で認められているが、教育の完全な利益は、あらゆるレベルの質の高い教育の普遍的提供を通してのみ得ることができる。女性のための料金が手頃でアクセスできる質の高い保健サービスは、プライマリー・ヘルスケアと性と生殖に関する健康サービスを含め、必要とされている。保健サービスは、生涯を通じた保健への女性と女兒の権利を確保するために、包括的なものでなければならない。

79. 質の高いインフラへのアクセスを高めることは、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の達成にとっての基本である。政策が、エネルギーと水サービス、並びに下水処理とトイレット、堅固な廃棄物管理、女性の無償労働の重荷を減らす排水施設、電気、輸送サービスのような重要なインフラに投資するために、設置される必要がある。水と下水処理の領域での政策は、そういったリソースのアクセス可能性、質、料金の手頃さに特別な注意を払って、優先されるべきである。

### ジェンダー平等と無償のケア労働

80. 無償のケア労働の重荷の削減は、「ミレニアム開発目標」枠組からの大きな脱落を表しているが、女性と女兒に対する「目標」の達成においては緊急の優先事項である。優先事項は、無償のケア労働の価値を認め、公的なケア・サービスの提供、労働法と規則及び平等法を通して無償のケア労働を再配分することでなければならない。優先事項は、家庭の水の供給、下水処理、エネルギーの質を改善するために、インフラへの投資を推進することでもなければならない。漸進的財政政策は、無償のケア労働の重荷を減らすこれら基本的投資に資金提供することでなければならない。公的キャンペーンは、父親休業と万人のためのワーク・ライフ・バランスの推進と同様、無償労働を行うよう男性を奨励することができる。

### 持続可能な政策におけるジェンダー平等と女性の権利

81. 女性と女兒に対する「目標 7」の達成を促進するために、ジェンダー平等が、国内環境持続可能性政策に統合されるべきである。政策は、水と森林のような資源を管理する地域社会を基盤とした利用者グループを通して、天然資源の管理への女性の完全かつ平等な参画を促進するべきである。政策は、天然資源、特に土地、水、エネルギー源への女性のアクセスと管理を確保するべきである。気候の緩和と適行行動のための資金調達、ジェンダーに対応したものでなければならない。

### 公共・民間機関のあらゆるレベルでの女性と女兒の声と参画

82. 女性の集団的行動は、ジェンダー平等の推進と「ミレニアム開発目標」の実施に関する進歩の監視にとって極めて重要である。女性には集団的に行動する完全な市民的・政治的自由があることを保障することに加えて、政策は、女性の私的・公的機関への参入を支援する一時的特別措置のような政策を通して、排除の歴史を矯正するべきである。特別措置は、平和構築のあらゆる側面に女性の参画を確保するために必要とされる。従って、政治も公的説明責任システムへの女性の関わりを支援するべきである。これには、女性が公的決定と支出のパターンを見直すことができるように、女性がアクセスできるようにされたジェンダーに対応した予算編成と情報の自由の取り決めが含まれる。しかし、ジェンダー平等の達成は、女性と女兒だけの問題ではない。つまり、女性と男性、女兒と男児のかかわりが必要であり、全ステークホルダーの責任である。

### ジェンダー平等のための機能的環境

83. 女性と女兒に対するすべての「ミレニアム開発目標」の達成への鍵は、ジェンダー平等のための機能的環境である。既存の人権協定や条約は、法的枠組での性差別の撤廃を規定している。ジェンダー平等を保証する法律上・憲法上の枠組みは、司法への女性のアクセスを確保する措置と共に、女性と女兒のための実体的平等を達成できる土台である。差別的規定の除去は、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成するために必要な基本的手段である。法律だけでは、ジェンダー不平等を永続化する深く根付いた社会規範、固定観念及び慣行を変えることはない。地域社会動員活動、公的な意識啓発キャンペーン及び奨励策が、差別的な社会規範と固定観念を変える際に役割を果たすことができる。

84. 機能的なマクロ経済的・規制的政策環境も、ジェンダー平等と「ミレニアム開発目標」の達成にとって極めて重要である。公正な貿易と雇用政策は、女性と女兒がさらされている危険と脆弱性を減らす際に重要な役割を果たし、ディーセント・ワークを生み出す。財政政策は、資源を再配分し、基本的サービスとインフラへのアクセスの代金を支払うための収入を生み出す。ジェンダーに対応した予算編成は、女性と男性に対してさらに公正な資源の配分を確保するためのツールとして立ち現われている。企画・資金調達・予算編成のような政策策定プロセスへの女性の完全参画の確保が極めて重要である。

## ジェンダー平等の監視を認め、政策を特徴づけるための定期的で質の高いデータ

85. 国内の進捗報告書の一部として、包括的な一連のジェンダー指標に関して報告する際に進歩を遂げてきた国々もあるが、残るギャップに対処する努力を新たにすることがある。統計委員会は、女性に対する暴力に関する指標のためのガイドラインを生み出すことに加え、「北京行動綱領」と「ミレニアム開発目標」で対処されている領域をカバーする最小限の一連のジェンダー指標を採択している<sup>73</sup>。国内の統計事務所は、開発と方法論のテストのための資金を優先し、定期的な専門調査を通して、「ミレニアム開発目標」の監視の一部として、これら指標を定期的に収集し、報告するべきである。

## IV. 結論と勧告

86. ジェンダー平等と女性と女兒の権利の実現は、すべての「ミレニアム開発目標」の実施に関する進歩の加速にとって極めて重要である。女性と女兒に対して「目標」を達成する際に、ジェンダー平等への包括的取組の必要性を認めてきた国々もあるが、女性と女兒に対する「目標」の国内的实施は、大部分分裂した狭い取組を特徴としている。枠組全体のジェンダー主流化は依然として脆弱で、すべての「目標」の進歩を遅らせている。女性と女兒に対する進歩を加速しようとする努力には、ジェンダー平等と包括的な一連の調整された政策のための機能的環境が必要であろう。

87. 「目標 3」という狭いターゲットの達成に「ミレニアム開発目標」の重点が置かれており、その他の目標とターゲットに強力なジェンダー主流化が欠けている結果として、女性と女兒に対する「目標」を達成するために対処されなければならない重要な政策配慮、つまり、差別的な法律、社会規範及び慣行、最も周縁化された女性と女兒のグループが経験する不平等、すべての政策領域と国内開発計画にジェンダー平等が深く根差していることの保障、監視・説明責任メカニズムの必要性、女性と女兒の参画及びジェンダー平等のための適切で維持される資金調達がおおざりにされてきたものもある。紛争のインパクト及び女性に対する「ミレニアム開発目標」の達成に関する脆弱性に関しても、特別な注意が必要とされる。

88. 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の達成を加速する目的で、婦人の地位委員会は、以下のための行動を取るよう、各国政府とその他のステークホルダーに要請したいと思ってもよからう：

### ジェンダー平等のための機能的環境

(a) 法的枠組における差別的規定を除去し、司法への女性のアクセスを確保すること。

(b) 差別的な社会規範と固定観念を変えるための具体的で長期的な措置を導入すること。

(c) 社会保護、インフラ及び基本サービスに資金調達するための資金を動員し、ジェンダー、年齢、所得、地理的位置及びその他の状況に特化した特徴に基づく不平等を減らし、マクロ経済政策が、ディーセントな雇用の創出に向けられることを保障すること。

(d) ジェンダー平等と女性の権利は、国内開発政策と貧困削減戦略の中心であり、「北京行動綱領」と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含め、世界規範と合意を含むものであることを保障すること。

(e) 予算編成プロセスと紛争後の経済回復計画を含め、「ミレニアム開発目標」を実施するために、ジェンダー平等を組織的に優先し、すべての社会的・経済的・環境的政策とプログラムにそれを主流化すること。

(f) 「ミレニアム開発目標」の実施に関連するすべてのセクターにわたってジェンダー平等問題の組織的主流化を確保するために、政府全体にわたる協働を強化すること。

<sup>73</sup> E/CN.3/2013/10 及び E/CN.3/2013/33 を参照。

(g)年齢・所得・人種・民族性・セクシュアリティ・年齢・障害及びその他の要因に基づいて多様な不平等を経験している女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成するために、明確で対象を絞った措置を採用すること。

(h)平和構築と回復のあらゆる側面への女性の参画を確保することを含め、紛争の悪影響を受けている状況で女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を実施する特別措置を採用すること。  
ジェンダー平等への投資

(i)すべての国内及び部門別ジェンダー平等計画と政策が完全に費用計算され、適切な資金が実施のために提供されることを保障すること。

(j)国内開発計画のジェンダー平等要素の実施のために対象を絞った資金を提供すること。

(k)ジェンダー平等を推進するための公共資金の利用を監視する適切なメカニズムを設立し維持すること。

ジェンダー平等への包括的な政策取組

(l)既存の世界規範と合意に沿って、暴力を防止し対応する多部門的で調整された取組を通して、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃すること。

(m)万人のためにディーセント・ワークを推進し、女性差別を防止し、平等な賃金を推進し、セクハラを禁止し、女性と男性双方のために有償労働を家庭/ケア責任と両立できるようにする労働市場規制と雇用政策を通して、働く権利と仕事での権利を含め、経済的権利の女性による享受を確保すること。

(n)機能的な法的枠組及び生涯を通じた質の高い、普遍的にアクセスできる性と生殖に関する健康サービスの提供を通して、女性と女兒の性と生殖に関する健康と権利を実現すること。

(o)教育、保健、水及び下水処理を含め、ジェンダーに対応した、普遍的にアクセスできる、質の高いサービスとインフラを提供すること。

(p)危険と脆弱性に対する保護を女性と女兒に与え、生涯を通してその権利を推進する普遍的社会保障を提供すること。

(q)社会保障と社会サービス、持続可能な開発、インフラ開発及び雇用に関する政策の優先事項として、無償のケア労働の重荷を認め、減らし、再配分すること。

(r)持続可能な生物多様性と天然資源の利用と気候変動の緩和と適合に関連するガバナンス、意思決定、アクセス及び利益の共有への女性の完全かつ効果的にかかわりを可能にする環境的持続可能性と気候変動政策を立案すること。

ジェンダー統計への投資

(s)適切な調査を通して、最低限のジェンダー指標と女性に対する暴力に関する核心となる指標を含め、ジェンダー統計を定期的に収集し、報告すること。

ジェンダー平等のための参画、監視、説明責任

(t)指導的地位に占める女性の臨界数を可能にする一時的特別措置を通して、公共機関・民間機関のあらゆるレベルで女性の参画を確保すること。

(u)実施を監視するための指定された責任・説明責任メカニズムで、「ミレニアム開発目標」実施のための明確な政策枠組と制度的取り決めに確立すること。

(城倉 純子 訳)

\*\*\*\*\*

# 女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における 課題と成果に関する高官ラウンド・テーブルのための討議ガイド (E/CN.6/2014/5)

2013年12月9日

## 事務局メモ

### I. 序論

1. 2006年の第50回会期で、婦人の地位委員会は、年次意見交換高官ラウンド・テーブルは、年次会期の優先テーマに関連してなされた以前の公約の実施に関連する経験、学んだ教訓、及び好事例に重点を置くことを決定した(経済社会理事会決議 2006/9、パラ 3)。

### II. 組織上の問題

#### A. テーマ

2. 高官ラウンド・テーブルは、「女性と女兒に対する『ミレニアム開発目標』の実施における課題と成果」と題する第58回婦人の地位委員会の優先テーマを中心とする(経済社会理事会決議 2009/15、パラ 2(e))。

#### B. 参加者

3. 高官ラウンド・テーブルは、第58回委員会に出席している加盟国の高官代表者たちが、対話にかかわり、経験と学んだ教訓を分かち合う機会を提供する。代表者たちには、女性問題大臣、ジェンダー平等のための国内メカニズムの長、開発・保健・教育・農業・労働・司法・貿易・産業・エネルギーと環境・財務・外務省のようなその他の関連省庁、並びに国立統計局の上級担当官が含まれるかも知れない。ラウンド・テーブルには、すべての加盟国とオブザーヴァーが参加できる。

#### C. タイミング

4. 高官ラウンド・テーブルは、3月10日月曜日の午後3時から6時まで、ニューヨークの国連本部で開催される。

#### D. 形式

5. できるだけ多くの参加者たちの間で意見交換ができるように、ラウンド・テーブルは、同じテーマで、2つの並行する会議で同時に行われる。

6. 2つの並行する会議の議長は、ラウンド・テーブルの意見を交換し合う性質を推進する目的で、討議を導く。発言は3分を超えないこととする。発言者は、対話中になされた発言に関して質問をし、コメントを出すよう奨励される。文書によるステートメントはしないよう強く要請される。

7. 国連システムの機関からの上級担当官及び市民社会の代表者は、対話の終わりにコメントを出す。それから議長は、会議を閉会する。

#### E. 成果

8. ラウンド・テーブルの成果は、議長による概要となる。

### III. 高官ラウンド・テーブルでの討議の要素

#### A. 背景

9. 「ミレニアム開発目標」が出てきた「国連ミレニアム宣言」(総会決議 58/2)は、女性の権利とジェンダー平等に関する国際規範と基準のいくつかの重要な前進に続いて採択された。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、1979年に採択された。これは、「あらゆる分野、特に政治的・社会的・経済的・文化的分野で、男性との平等に基づいて、人権と基本的自由の行使と享受を女性に保証する目的で、立法を含め、あらゆる適切な措置を取る」ことを締約国に要請している(第3条)。「条約」は、性に基づく差別なく、「市民的・政治的権利国際規約」と「経済的・社会的・文化的権利国際規約」と書かれている権利が享受されることを保障するよう締約国に要請する際に、この2つの規約に従った。

10. 「世界人権宣言」が採択された45年後、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が発効した8年後の1993年に、ウィーンで国連が開催した世界人権会議は、「女性と女兒の人権は、普遍的人権の不可譲、不可欠、不可分の部分である」<sup>74</sup>ことを確認した。1994年のカイロでの国際人口開発会議で、各国政府は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが、世界的な優先事項であるとの合意に達した。会議の「行動計画」は、家族計画と性と生殖に関する健康サービスへの普遍的アクセス及びリプロダクティブ・ライツ(生殖に関する権利)の享受、女兒の教育への平等なアクセス、男女間のケアと家事に対する責任の平等な共有、都会化と移動の個人的・社会的・経済的インパクト、人口変化に関連する開発と環境の問題を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するためのいくつかの重大領域を強調している。

11. 1995年に、加盟国によって採択された「北京宣言と行動綱領」は、女性の人権、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントのための世界アジェンダである。「行動綱領」は、12の重大問題領域をカバーしている。それぞれの重大問題領域のために、国内・地域・国際レベルで各国政府及び関連ステークホルダーが取るべき関連行動の詳細なカタログのみならず、戦略目標が明らかにされている。2000年6月の第23回特別総会で、各国政府は、「北京宣言と行動綱領」の実施を見直し、「行動綱領」の実施を促進し、ジェンダー平等、開発、平和のための公約が完全に実現されることを保障するためのさらなる行動に関して合意した。

12. 2000年9月8日のミレニアム首脳会合で、総会によって採択された「国連ミレニアム宣言」は、1990年代の主要首脳会合と世界会議の成果を土台とした。加盟国は、自由、平等、連帯、寛容、自然の尊重及び責任の共有を含め、国際関係にとっての基本となる6つの基本原則を確認し、開発と貧困根絶、平和と安全保障、民主主義と人権を含めた重要な領域での行動を要請した。各国政府は、貧困、飢餓、疾病と闘い、持続可能な開発を推進する効果的方法として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するその決意も確認した。男女の平等な人権を確保し、女性に対するあらゆる形態の暴力と闘い、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を実施することの重要性も「宣言」の中で強調された。

13. 「ミレニアム宣言」に鼓舞されて、開発を促進し、2015年までに貧困を削減するための時間制限のある一連のターゲットを伴う8つの「ミレニアム開発目標」が、進歩を監視するための道程表として「宣言」のための事務総長の実施計画に1年後に導入された(A/56/326)。「ミレニアム開発目標」は、極貧と飢餓を根絶し(目標1)、普遍的初等教育を達成し(目標2)、ジェンダー平等を推進し、女性をエンパワーし(目標3)、子どもの死亡を削減し(目標4)、妊産婦保健を改善し(目標5)、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病と闘い(目標6)、環境の持続可能性を確保し(目標7)、開発のための世界パートナーシップを開

<sup>74</sup> 「ウィーン宣言と行動計画」、1993年(A/CONF.157/24(第I部))、第III章、セクションI、パラ18。

発する(目標 8)ことを目的としている。現在、これら目標に応えるための 60 の指標を伴った 21 のターゲットがある。

14. 一連の時間制限のあるターゲットとして、「ミレニアム開発目標」は、世界の開発問題にかなりの注意を引いている。特に「目標 3」は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが、世界の優先事項であるとの重要な合図を送っている。しかし、女性と女兒のためのターゲットの達成は、初等教育のような領域では比較的良い進歩を示しているが、多くの領域でははっきりとギャップが残っている状態で、不均衡であった。妊産婦死亡、ディーセント・ワークへの女性のアクセス及び改善された下水処理施設へのアクセスに関連するターゲットのようなくつかのターゲットは、2015 年という期限までには達成されない危険にさらされている。さらに、枠組全体にわたるジェンダー主流化は、特に「目標」7 と 8 では限られている。「ミレニアム開発目標」は、教育、政治参画、妊産婦保健におけるように、ジェンダー平等のいくつかの重要な側面を捉えてはいるが、ターゲットは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、国際人口開発会議の「行動計画」、「北京行動綱領」のような、重要な世界的合意と条約に述べられているありとあらゆる女性と女兒の人権からすれば重点が限られており、調整不良であると広く認められている。無償のケア労働と女性と女兒に対する暴力のようなくつかの重大問題が省かれている。

15. 2010 年に、「ミレニアム開発目標」に関する総会の高官本会議は、進歩を見直し、2015 年までのターゲット期限までにこれら目標を達成することに向けた世界行動計画と 2015 年以降の国連開発アジェンダを推進する勧告を採択して終了した(決議 65/1 を参照)。「ミレニアム開発目標」の達成に向けて払われた努力をフォローアップするために、2013 年に総会議長によって開催された特別行事中に、加盟国は、軌道を外れた「ミレニアム開発目標」に特に重点を置いて、達成を促進する際に万人のための包摂性とアクセス可能性を強調して、これら公約を再確認し、2015 年以降の開発アジェンダを策定するための政府間プロセスを開始することで合意した(決議 68/6 を参照)。

16. 婦人の地位委員会は、2010 年に、「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会の成果の 15 年後の見直しを行った。重点は、「ミレニアム開発目標」に関連するものを含め、残る障害とあらたな課題を克服する目的で、経験と好事例の分かち合いに置かれた。第 4 回世界女性会議の 15 周年に当たる「宣言」は、「ミレニアム宣言」に含まれているものを含め、国際的に合意された開発目標を達成する際に、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的実施の必要性を強調している。

## B. 討議ガイド

17. ラウンド・テーブル中に、加盟国からの高官代表者たちは、取られた行動、学んだ教訓及び好事例、並びに優先テーマに関する公約の国内レベルでの実施に関連して、利用できる場合には支持するデータを伴って、ギャップと課題に重点を置くよう求められる。女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果及び国内政策とプログラムの開発・実施・評価におけるジェンダーの視点の主流化における進歩に関する事務総長の報告書は、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の課題と業績に特に重点を置いて、第 58 回婦人の地位委員会の優先テーマに関連する問題を示している。会議の参加者たちは、以下において取られた行動と達成された結果を討議することになる：

(a) セクター全体あにわたるジェンダー主流化を含め、最も周縁化されたグループを対象にして、進歩と残る課題とギャップの領域に関連して、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施。

(b) 監視・説明責任メカニズム、データ収集、通報の強化を含め、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」を実施するための制度的取り決めの開発と拡大。

(c) 「ミレニアム開発目標」を実施するための政策と財政政策のようなその他の国内政策との間の統合力を確保するためのメカニズムの設立。

(d) 「ミレニアム開発目標」の実施のための財源の配分へのジェンダーに対応した取組の採用と女性と女兒のためのこれら目標実施のための十分な財源の確保。

(e)市民社会団体、特に女性団体とのパートナーシップの開発と拡大及び女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施プロセス、特に監視と説明責任プロセス全体を通じた社会の異なったセグメントのかかわり。

(f)2015年以降の開発アジェンダの策定における女性の女兒のための「ミレニアム開発目標」実施からの教訓を明確化し、これを基にすること。 \*\*\*\*\* (房野 桂 訳)

## パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2014/6)

2013年12月19日

### 事務総長報告書

#### 概要

本報告書は、経済社会理事会決議 2013/17 に従って提出されたものであり、2012年10月1日から2013年9月30日までのパレスチナ女性の状況に光を当て、教育と訓練、保健、経済的エンパワーメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意思決定、および制度開発に関する国連諸機関による支援の概観を提供している。報告書は婦人の地位委員会で検討するための勧告で締めくくっている。

#### I. 序論

1. パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2013/17 の中で、経済社会理事会は、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地におけるパレスチナ女性の深刻な状況について深い憂慮を表明した。経済社会理事会は事務総長に対し、状況の再調査を続け、あらゆる可能な手段でパレスチナ女性を支援するよう要請したが、それにはパレスチナ女性の状況と支援に関する、前回の事務総長報告で展開された手段も含まれる (E/CN.6/2013/6)、また、西アジア経済社会委員会 (ESCWA) が提供した情報を含む、決議の実施の進捗状況に関する報告書を、第 58 回婦人の地位委員会に提出するよう要請した。

2. 本報告書は 2012 年 10 月 1 日から 2013 年 9 月 30 日までの期間を網羅し、パレスチナにおけるパレスチナの人々の状況を監視している国連諸機関と個々の専門家からの情報に基づき、パレスチナ女性の状況の見直しを行うものである。国連の 2013 年 3 月 8 日付けのパレスチナの状況についての事務総長の報告書 (A/67/738) に従って、以前の報告では“Occupied Palestinian Territory(パレスチナ被占領地)”が併用されていたが、現在は“State of Palestine(パレスチナ国家)”の名称に国連のすべての書類で統一されている。

3. 他に示されない限り、本報告は、パレスチナ女性を支援している国連諸機関が提出した寄稿と情報に基づいており、諸機関には西アジア経済社会委員会 (ESCWA)、パレスチナ被占領地のための国連国別チーム、中東和平プロセスのための国連特別コーディネーターが含まれる。国連国別チームは、以下に述べる国連諸機関の、本報告への寄稿の調整をおこなってきた：国連食糧農業機関 (FAO)、国際労働機関 (ILO)、国連人道問題調整事務所、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国連開発計画/パレスチナ人支援プログラム (UNDP/PAPP)、国連教育科学文化機関 (ユネスコ)、国連人口基金 (UNFPA)、国連人間居住計画 (UN-Habitat)、国連こども基金 (ユニセフ)、国連地雷対策支援信託基金 (UNMAS)、国連麻薬犯罪事務所 (UNODC)、国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS)、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)、中東和平プロセス特別調整官事務所 (UNSCO)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women)、世界食糧計画 (WFP)、世界保健機関 (WHO)。これはパレスチナの人々の生活と社会的経済的状況についての他の報告も補完している(A/68/76-E/2013/65, A/68/77-E/2013/13, A/67/13 を参照)。

#### II. パレスチナ女性の状況

4. 2012 年 11 月 29 日、国連総会はその決議 67/19 の中でパレスチナを国連の非加盟オブザーヴァー国の

地位とした。同日、事務総長は自由な独立した民主的な継続的成長可能なパレスチナが安全なイスラエルと隣り合わせに存続できるように意義ある話し合いを緊急に再開する票決を喚起した。すべての最終的な包括的和平を達成する努力は報告期間中強化された。合衆国の主催によりイスラエル・パレスチナ間の直接交渉が2013年11月29日に再開された。それ以来何回かの会合がイスラエルとパレスチナで持たれた。国連事務総長は8月15、16日 その地区---ヨルダン、パレスチナ、イスラエル---に赴き 国連の支援と両リーダーの交渉再開の勇気ある決断に対して謝意を伝えた。事務総長の立場からは延々続く二国間の問題解決は直接交渉が唯一の有効な手段だといえる。和平予測は戦場の緊張状況に対し延期され、平和への積極的動きに繋がる状況を維持するようすべての関係者は求められている。

5. ガザ地区と南部イスラエルでは2012年11月に危険な暴力がエスカレートし、戦闘行為により 国際人権法の尊重に関して深刻な懸念を引き起こした<sup>75</sup>。事務総長は戦闘中エジプト、イスラエル、ヨルダン、パレスチナ被占領地に赴き安全保障理事会の賛同する武力行為を相互休止する停戦協定を発表する外交努力に終始した。人道問題調整事務所によれば8日間の戦闘で推定174人のパレスチナ人が殺害された。そのうち101人が民間人(男性55人、女性13人、男児25人、女児8人)。そして446人の子供、105人の女性を含むおおよそ1046人のパレスチナ人の負傷が報告された。一方パレスチナのロケット砲により民間人4人を含むイスラエル人6人の死亡が報告された。またガザからの無差別ロケット砲、迫撃砲、その他の発射体により239人のイスラエル人が負傷、そのほとんどが民間人だった。ヨルダン川西岸では現報告期間中イスラエル軍によりパレスチナ民間人19人(男性15人、女性1人、男児3人)が死亡、これは前年のほとんど4倍の数に当たる。イスラエル軍により4156人が負傷し(男性2811人、女性87人、男児1238人、女児20人)、これは前報告期間の民間人2372人の負傷に比べ著しい増加である。現報告期間中、パレスチナ人156人(男性105人、女性12人、男児33人、女児6人)が入植者により負傷した、一方イスラエル人入植者76人(男性61人、女性10人、男児5人)がパレスチナ人により負傷した。ガザ地区では(「防御の柱作戦」の実行期間を除き)さらにパレスチナ民間人17人(男性11人、女性1人、男児5人)が殺害され227人(男性167人、女性13人、男児46人、女児1人)がイスラエル防衛軍により負傷した。

6. 引き続き危機の影響は女性や家族の心理的な福利に壊滅的な打撃を与えている。女性の生活状況は社会文化的要素と地域の差によるパレスチナ男性と女性の格差<sup>76</sup>、また行動とアクセスの地域的な障害により異なる。2013年9月ガザ地区の160万人のパレスチナ人はイスラエルの引き続き封鎖により東エルサレムを含む他の西岸からほとんど完全に孤立している。東イスラエルへのアクセスは西岸とガザ地区のパレスチナ住民には制限がある。物理的・行政的規制によりC地区の脆弱なコミュニティ、特にシームゾーン(継ぎ目地帯)、戦闘地区のコミュニティへのアクセスは難しい<sup>31</sup>。

7. ガザ地区の続く封鎖による食糧の不安定は重要な問題である。西岸へのアクセスの制限とそれに伴う高い貧困率、食糧の値段の継続的高騰、生計への脅威である<sup>77</sup>。2012年社会経済的・食糧安全保障調査によれば食糧の不安定レベルは前年よりおおむね7%上がった。ガザでは57%にのぼり、西岸では14%である。パレスチナ被占領地では女性世帯主家計はもっとも高いレベルの支援を受けている。2012年にはそうした家庭では月平均131ドルの補助を受けた。それに比べて男性世帯主の家庭は78ドルである。ターゲットを絞った支援は食糧の不安定な家計の割合を下げるのに成功している。女性世帯主家計は54から36%に、男性世帯主家計は37から33%に下がった<sup>78</sup>。貧困をさらに減らし食糧の安定を促進するため継続的、包括的経済成長と職の創出が必要であろう。そして経済発展と個人レベルの活動を妨げている、行動とアクセスの制限の更なる緩和が望まれる(A/68/76-E/2013/65を参照)

8. 過去数年にわたり女性の経済的強化を計ろうと明確に約束した一連の政策を採択してきたにもかかわらず、実際には労働市場に女性は十分には参加していない。それどころか労働市場の指数は女性が増加する難間に

<sup>75</sup> 国連パレスチナ被占領地人道問題調整事務所、「分裂した生活: 2012年人道的全体像」(2013年5月)。

<sup>76</sup> 1993年の「オスロ協定」と1995年のイスラエルとパレスチナ解放機構との間の暫定的「協定」に続いて、西岸は、A地区、B地区、C地区という3つの地区に分けられた。イスラエルによって、後半半責任がパレスチナ暫定政府に委任された。C地区は依然としてイスラエルの完全な管轄の下に残った。

<sup>77</sup> FAO, UNRWA, WFP及びパレスチナ中央統計局、「経済社会・食糧の安全保障調査2012年: 西岸及びガザ地区」(2013年8月)(<http://www.wfp.org/content/state-palestine-socio-economic-food-security-survey-2012-august-2013>より閲覧可能(2013年11月にアクセス))。

<sup>78</sup> 同上。

向き合っていることを示している。女性の得た重要な教育の価値は 労働市場にはまだ反映されていない。経済的可能性の非常な損失であり、失業が増えている。過去10年に、全体として女性の失業率は二倍になった。2002年17%から2012年32.9%に。一方男性は同期間に33.5から20.5%と減少した。25歳以下の若い女性は特に職がなく全体として失業率は62.2%、同世代の男性は34.5%である。ガザ地区では若い女性の失業率は2012年空前の88.1%に、男性は48.8%にとどまっている<sup>79</sup>。

9. 職場での差別はまだ共通のものである。2012年 女性の平均日給は男性の86.8%だった。正規雇用の女性はほとんど公務員で、公共の場で、健康または教育関係である。公的な仕事以外では生活出来るだけの賃金はほとんど得られない。例えば子守のために雇われた女性は月わずか100ドルしか支払われない。女性は次第に非公共の経済、不払いの方向へ、農業分野の家族の仕事、広く清掃の仕事へと追いやられている。国際労働機関(ILO)によれば、多くの女性が得た収入をコントロールできずにいる。その上25-29歳の女性の29%は職場でハラスメントの対象となっており、何の苦情処理メカニズムへのアクセスも殆どない<sup>80</sup>。女性は男性に比べ労働組合への参加率も低く権利に付いても関心が低い<sup>81</sup>。2012年10月パレスチナ当局は最低賃金法を採択した<sup>82</sup>。しかし地域を通じ主に女性を雇用している部門、例えば保育や繊維部門ではどのように法が施行されているか不明である。いまだ統一された社会安全法はない。国際労働機関(ILO)によれば、給与保障の手段の確保と貧困と社会的差別の撲滅のため継続的努力が必要とされる。

10. 昨年の報告書で注目された保健ケアへのアクセスと薬剤の不足、及び医療廃棄物についての懸念が依然として残っている。ガザ地区では薬剤の不足は現在29%だが、医療廃棄物の不足は52%である<sup>83</sup>。妊産婦保健ケアと生殖に関する保健ケアへのアクセスを改善するために取られた措置は、妊産婦死亡の低下傾向に寄与している。パレスチナ保健省のデータから2009年の38:100,000(100,000件中38の死亡)から2012年23.7:100,000(ガザ地区で19.6、西岸で27.5)に減少したことが分かる<sup>84</sup>。15-49歳の既婚女性の94%から、前回妊娠中に少なくとも4回資格のある保健士の訪問を受けたと報告があった。また同時に国連人口基金(UNFPA)による見直しで、1,000件の出産で4.5件の重大な結果があり、ニアミスの事例<sup>85</sup>と産科合併症が広がっていることが分かった。世界保健機関(WHO)によれば、移動とアクセスへの障害と規制が、危険度の高い出産のための専門の妊産婦ケアへのアクセスの欠如のように、継続して妊婦に特有の危険を負わせている。全般的に病気については、糖尿病のような非伝染性の疾病の発生が、パレスチナ人の間で増加している<sup>86</sup>。癌と心臓病はパレスチナの死因の主たるものである。

11. 水、下水処理および衛生状態は依然として危機的である。ガザ地区では利用可能な地下水源の10%以下しか飲料目的に適していない。西岸では100万人以上が1人1日60リッター以下で過ごしている。ガザ地区での2012年11月のエスカレートした武力行使に続いて、水、下水処理及び衛生のインフラの破壊が給水を途絶し、汚水を町にあふれさせ、水源を汚染し、公衆衛生の問題を生む可能性持つ状態となった<sup>39</sup>。同じような懸念がガザ地区のエネルギー危機にも言える。ガザは構造的な電力供給の課題に向き合う一方、エジプトからガザへの違法な密輸トンネルの遮断により料金が手頃な燃料が不足するにつれて状況は悪化している。これがガザで使用可能な全電気量の25%を発電している発電所の操業に影響している。全戸停電は毎日のように起こり、地区の経済活動は深刻に停滞し、保健と水と下水処理を含む基本サービスの機能を低下させ、多くの女性を含むガザの人々の生活を深刻な意味合いを与えている。

12. 就学の指数は大きな進歩を見せている一方、アクセスと質に関する問題は残っている。パレスチナ被占領地では初等教育(1-10学年)は男女同数となり、中等教育(11-12学年)、高等教育では女兒は男児を数で上回った。

<sup>79</sup> パレスチナ中央統計局、2013年3月8日の国際女性の日に当たって出されたファクトシート。

<sup>80</sup> 国際労働機関、「アラブ被占領地の労働者の状況」(2011年)、3頁、[www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---relconf/documents/meetingdocument/wcms\\_181071.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---relconf/documents/meetingdocument/wcms_181071.pdf) より閲覧可能。

<sup>81</sup> ILO、2013年パレスチナ労働組合総連合調査。

<sup>82</sup> 2012年10月に、大臣会議は、2013年1月1日に発効した月額1,450新シェッケル、日給565新シェッケル、時給8.50新シェッケルの最低賃金を採択した。

<sup>83</sup> 人道問題調整事務所、強化されたアピール・プロセス、年半ばの見直し(2013年)。

<sup>84</sup> 保健省、2012年パレスチナ保健年次報告書。西岸とガザの最新の世界推計(2010年)は、出生の割合は10万人に付き64を示しているが、時間がたつにつれて衰退も確認している(WHO、ユニセフ、UNFPA及び世界銀行の推計。妊産婦死亡の傾向:1990年~2010年、ジュネーブ(2012年)を参照)。

<sup>85</sup> ニアミスの事例は、母親が死亡するのを防ぐために、緊急の医療介入を必要とする重大な生命を脅かす産科合併症と定義されている。

<sup>86</sup> パレスチナ保健省、2012年パレスチナ保健年次報告書。

初等教育の実質就学率は93.4%、女兒(94.4%)がわずかに男児(92.2%)を上回る。中等教育では不均衡は拡大し男児就学率は僅か59.1%、女兒は74.7%である<sup>87</sup>。私立学校の初等教育では男児に対する女兒の就学率は0.7(パレスチナ被占領地全体では1.02)に落ちることは注目に値する<sup>88</sup>。ガザと西岸の両方で、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の学校では女兒は男児の数を超えている<sup>89</sup>。機関が行った調査で、家族は教育を単に女兒の良い未来を約束する道具としかみなしていないことが分かった。男児の教育は、男児が労働市場に女兒に比べてより簡単にアクセスできるという事実による選択だけの理由ではないように見える<sup>90</sup>。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)のデータに依れば、ガザ地区と西岸の女生徒は男子生徒より職業訓練に組み込まれることが少なく、障碍児、特に女兒とガザからの子供たちは、教育へのアクセスが少ない(ガザでは29%の障碍女兒と19%の男児が正規の教育へのアクセスがない)<sup>91</sup>。

13. 就学率の改善は、しかしながら武力の勃発とガザ地区の封鎖と他の要因による全般的な教育の質の低下を伴った。UNRWAに依れば増え続ける人口と不十分なインフラのため学校の収容力は限度となり、過密が減少する資源に圧力をかけ、提供される教育の質に損害を与える状態で---2011/12学年度に10,000人の生徒が国連パレスチナ難民救済事業(UNRWA)の学校で増え、2012/13年度には8,000人、2013/14年度も同様に増えた。機関の245校の学校の内89%が二部授業を行い、授業時間は短く教室は過剰な人数の生徒であふれる結果となっている。2012/13学年度のクラスサイズは平均38人だった。加えて学校の不足は正規の学年で、子どもたちが組織されたレクリエーションや創造的な活動にかかわる機会が殆どないことを意味する。にもかかわらず国連パレスチナ難民救済事業機構(UNRWA)は一学期に13校、二学期に8校の新設開校を予定している。アクセスが制限されている地区の学校へのアクセスは危険なこともあり授業もしばしば休講となる。そういった地域での登校に伴う心配は、教師が心理的ストレスの兆候を訴えている状態で、生徒に損害を与える<sup>92</sup>。人道的国別チームの教育部に依れば、西岸で、通学途上の、イスラエルの入植者とイスラエル治安部隊による嫌がらせへの脅威、検問所での危害や屈辱への恐怖が、子供たちとその家族にストレスと恐怖を生み出している。西岸では少なくとも6000人の子供たちが毎日通学途中ひとつまたはそれ以上の検問所を通過している。

14. 2013年11月より続く武力行使により少なくともガザ地区の142の公立学校で、軽度の損害から完全な損害までの被害を受けた。この結果は少なくとも123,641人の子ども(少なくとも50%は女兒)の学校教育の崩壊と危険な学習環境を生んだ。ユニセフに依れば、戦闘の激化はガザ地区の青少年の精神的安定に深刻な影響を与えた<sup>93</sup>。国連地雷対策支援信託基金(UNMAS)が観察したように、傾向として、敵対行為の激化は、民間負傷者に双方からの戦闘への爆発物の残骸による爪あとを残す。道路や公共の場所の爆発物やその残りは警察により直ちに処理されるが私有地内やアクセスが制限されている地区にはこれが残っている。家庭内で貯蔵され、作られる小火器及びその他の武器が原因で負傷する子どもの数という問題が浮かび上がってくる。本報告書でカバーされる期間で、30人の犠牲者(死亡3人、負傷27人)を出しその内23人が子ども(女兒5人、男児18人)であった。

15. パレスチナ被占領地区の15歳以上の人の非識字率は1997-2012の間に13.9%から4.1%に下がった。非識字率には明らかに性差が見られる:男性1.8%に対し女性6.4%である。女性の非識字率は農山漁村部でもっとも高く(8.6%)、難民キャンプ(6.3%)、都市部(6.1%)と続く<sup>94</sup>。

16. 女性は政治生活で様々な役割に継続して参画して来たが、意思決定の機関では依然として数が少なかった。2013年9月時点でパレスチナ政府の24の閣僚レベルのポストのうち3人であり、前回の報告書の21%から12.5%に落ちた。国連開発計画(UNDP)は、ガザでは女性大臣はただ1人、女性課題省大臣であると報告している。女性は公共セクターや政府の総合行政府では高い地位を得る機会が少ない。2012年末に、女性は47%の行政の低い地位を、22%の管理職の地位を占めてしたが総合管理職は11%しかいなかった<sup>95</sup>。司法部門では進歩が見

<sup>87</sup> パレスチナ国王統計局、年次報告書。パレスチナの子ども---問題と統計。子ども統計シリーズ(第15号)(2013年)、ラマラ。

<sup>88</sup> パレスチナ教育・高等教育省、2012/2013年教育統計年鑑。

<sup>89</sup> UNRWA、2012年ジェンダー別UNRWA学校の独立テストの結果、西岸。

<sup>90</sup> UNRWA、2013年、学校での男児の落ちこぼれに関する西岸での調査(出版予定)。

<sup>91</sup> Diakonia/NAD、2011年、障碍者の世紀教育へのアクセス。

<sup>92</sup> 人道問題調整事務所、ファクトシート:ガザ地区でアクセスが制限されている地域(2013年7月)、[http://www.ochaopt.org/documents/ocha\\_opt\\_gaza\\_ara\\_factsheet\\_july\\_2013\\_english.pdf](http://www.ochaopt.org/documents/ocha_opt_gaza_ara_factsheet_july_2013_english.pdf) より閲覧可能。

<sup>93</sup> ガザ地区における2012年11月の紛争の激化の後になされたパレスチナ・クラスター間迅速評価の状態と心理社会的迅速評価。

<sup>94</sup> パレスチナ中央統計局、

<http://pcbs.gov.ps/site/512/default.aspx?tabID=512&lang=en&ItemID=890&mid=3171=wversion=Staging>(2013年11月にアクセス)。

<sup>95</sup> パレスチナ総合人事会議からの2012年のデータ。

られた。女性は全裁判官の15%、全検察官の19.5%、全弁護士の32.5%を占める<sup>96</sup>。明るい進展もあった。2012年10月西岸で行われた地方選挙で2010年の政党マニフェストを実行してヘブロンとサファの全女性党員リストの導入で、女性の数を20%から30%にした。このように女性の活動はその能力を明示し要求を掲げ参画への声をあげている。2012年の地方選挙で女性の獲得した議席は18から21.4% (5,629席中1,205席)へと緩やかに上昇した<sup>97</sup>。このような数の増加は選ばれ地位を得た女性に対する十分な技術的支援にバックアップされている。2013年9月のUN-Womenに依れば、パレスチナ側ではイスラエル-パレスチナ間の和平会議に女性は出席していなかった。女性は国内の政治的分断の解決を探るため立ち上げられた調停委員会にも出席していなかった。これは女性の政治参加や代表として出席することの全般に渡っての程度の低さを反映している。

17. パレスチナ立法機関は報告期間中機能しておらず、従って新法通過は滞り、民主的な手段で従来の法を改正することもできないため 従来のパレスチナの基本法の枠組みの中で 女性に対する差別や人権への矛盾が続いている。

18. 2012年12月より人権機構とガザの調査員はガザ地区の住民の個人的な自由について、特に保守的な行動規範を押し付け強要し、公共の場での性による分離等、よくない兆候に気づいている。更に女子学生に保守的な服装規定を強要するアルアクサ大学の決定やハマスが女性の参加を禁止した後の国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)のマラソンの中止に対して、事実上のガザ政府は、青年に対して「みだらな」、「不適切な」(一般には西洋化といわれる)髪型や服装だと引き合いに出して、「道徳」キャンペーンを推進し、青年を逮捕し頭を剃っている。

19. 女性に対する暴力は深刻である。独立人権委員会と市民社会のパートナーに依れば、2013年1月から8月の間に女性24人がいわゆる「名誉」という名の下に殺害された。これは年間に12人の女性が殺害された2012年を上回る深刻な悪化である。国連開発計画(UNDP)とUN-Womenに依れば、事件の数は殆ど報告されない。特にガザ地区と東エルサレムの住宅状況による過密が、家庭内暴力を激化させていると調査は示唆している<sup>98</sup>。

20. UN-Womenの調査によれば<sup>99</sup>、司法へのアクセスは、特に暴力の被害者である女性にとっては困難で長い過程を要する。すでに不適切な保護メカニズムの弱体化が閉鎖や移動制限と相俟って、家族によって害を加えられ、殺される危険にさらされている女性と女兒が逃れて、司法と助けを求めることをより難しく、しばしば不可能にさえしている。地域社会や家族がしばしば差別や暴力の原因であっても、暴力の女性被害者はまず地域社会や家族に助けを求める。このアプローチが失敗したとき、ほんの一握りの人が外部のサービス、例えば警察、社会的サービス、医療サービスを頼る。これはさまざまなレベルの批判や排斥、周縁化にさらされることを意味する。このような助けを求める声は、ある場合には行動に移されず、また被害者にとって暴力の連鎖を引き起こしたりして荷の重すぎるものとなる。C地区、検問所および障壁による移動やアクセスの制限により、分離された地区の女性は公的司法機関にアクセスできず、男性、女性、男児および女兒に同等の権利を認めない非公式の司法制度に頼らざるを得ない<sup>100</sup>。加えてC地区には恒久的に障害物を作ったことにより、女性は検診やジェンダーに基づく暴力に関連する傷害の文書化を求めて保健所に通報する機会も制限を受けている<sup>101</sup>。概して矯正・更正施設の女性収容者の数は少ないが、彼女たちの話はパレスチナ女性に対して加えられる何重もの差別や暴力や虐待を、また保護と法制度の破綻や欠陥を明らかにしている<sup>54</sup>。

21. パレスチナ当局は女性に対するさまざまな暴力を防ぎ、又対応する能力を強化する注目すべき手段を進めた。女性課題省大臣は女性に対する暴力と闘う国家戦略を実施するために、6基幹省の了解の覚え書にサインした。大臣は又その中で監督や監視システムを詳述した女性の保護センターを設立する国の法規を仕上げた。2013年6月パレスチナ文民警察は、家族保護ユニットの戦略を始めた。それは暴力の犠牲者に国際基準と一致する権利を当てはめる枠組みである。サービスを改善し拡張するため、被害者の司法へのアクセスには 現地での状況や現実を考慮した継続的努力が要求される。

<sup>96</sup> パレスチナボン越し協会の女性弁護士ネットワークからの2012年のデータ。

<sup>97</sup> 中央選挙委員会からのデータ、2013年。

<sup>98</sup> ノルウェー難民会議、ガザ地区での住宅状況の全体像(2013年3月)、及びOCHA、封鎖の緩和: ガザ地区の人口に与える人道的インパクトを評価する(2011年3月)。

<sup>99</sup> UN-Women、女性の司法へのアクセスに関する調査(出版予定、2013年)。

<sup>100</sup> 同上。

<sup>101</sup> Kyinna till Kvinna、2013年、パレスチナ被占領地のC地区で暮らす女性が直面する不平等、西岸。

### III. パレスチナ女性への支援

22. 本項では国連機構がパレスチナ自治政府、ドナー国、市民社会と協力して女性と女兒に特有のニーズや優先事項と取り組んだ努力に関する情報を提供する。これには以下の分野で行った支援の最新情報が含まれている:教育と研修、保健、経済的エンパワーメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意思決定、および制度開発である。

#### A. 教育と研修

23. 国連諸機関は女性と女兒の教育と研修へのアクセスを推し進め、例えば、包摂的で子どもにやさしい教育や幼児期の発達のための「万人のための教育」パッケージを通して、学習環境を改善するためにパレスチナの教育・高等教育省を支援する一連のイニシアティブを継続して実施した。このパッケージは、現在47の学校で試験的に導入され、初めて何校かの学校で、就学前のクラスも開かれた<sup>102</sup>。世界食糧計画(WFP)は、学校に食糧援助(ナッツのバーとミルク)を継続し 88,834人の子ども(女兒49%)に行き渡っている。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)は、ガザ地区で、222,000人の生徒(女兒48.6%)に初等および中等教育を提供し、西岸の51,695人の生徒(女兒58%)に初等教育を継続して提供した。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)は、同時に女兒と男児の合格率を高めつつ、現在は女兒の方が男児よりも成績が良い学習達成度においてジェンダー格差を縮める努力も継続した。その結果、学習達成度における格差は、2009/10年の25%から2012/13年の9.4%にかなり狭まっている。国連子ども基金(ユニセフ)は、ガザの98の学校の復旧を支援し、より安全な学習環境を87,945人以上の子ども(女兒40,915人)に確保した。加えて、2012年11月の戦闘の激化に伴い、29,000人の子ども(女兒50%)が学用品を受け、3,317人の子ども(女兒1,037人)と教師249人が、改善され、保護された学習環境へのアクセスから利益を受けた。教育の質の向上のため、ユニセフは、1,600人の最も周縁化された地区の教師をパレスチナ教育省開発の活用できる学習モジュールに関して訓練した。

24. ユニセフは、NGOとパートナーを組んで、思春期の若者に優しいサーヴィスセンターで、放課後活動を継続して実施した。報告期間中に、少なくとも1万人の思春期の若者(50%が女兒)が創造的学習、生活スキル、リクリエーション活動及び保健意識啓発セッションから利益を受けた。UNRWAは、ガザ地区で、515名の女性に技術訓練を提供した。そのセンターのひとつは、起業とコミュニケーションの特別コースを提供している。UNRWAは、西岸では、その高等教育プログラムを継続した。このうち、貿易と技術的職業訓練プログラムには、1,217名の学生(女性603名)が出席し、教師の教育実習プログラムには642名の学生(女性424名)が出席した。西岸での国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の教育プログラムも、若い恵まれぬ難民に38の成績に基づく奨学金を提供し、そのうちの大多数が(87%)女性であった。2013年には、ユネスコは、地方のラジオ局とのパートナーシップで、女性ジャーナリストの訓練とあらゆる型のメディアにわたって女性と男性の問題の平等な存在を推進する統合された取組の一部として、ジェンダーに配慮した形でニュースを生み出して示す5名の女性ジャーナリストを訓練した。

#### B. 保健

25. 国連は、妊産婦ケアと生殖に関する健康ケアを含め、保健サーヴィスへのアクセスと質を改善する努力を継続した。UNRWAは、出産前ケア・サーヴィスを含め、西岸とガザ地区の難民に様々な基本的なヘルスケア・サーヴィスを提供した。総計 11,356名の女性難民と 7,976名の男性難民が、外部の第2次・第3次ヘルスケア・サーヴィスに移された。さらに、3,247名の女性と 2,290名の男性が、UNRWAが経営する Qalqulya 病院でケアを受けた。ガザ地区では、機関によって経営される保健センターへ訪問の60.6%は、女性によるものであった。2013年第2四半期中に、総計 24,942名の難民女性が、西岸で機関の家族計画サーヴィスから利益を受け、一方ガザ地区では、61,208名の女性が、2013年8月にそのようなサーヴィスから利益を受けた。さらに、9,265名の女性が、受胎前ケアにアクセスした。報告期間中に、39,001件の新規に登録された妊娠があった。登録された妊婦全員の中で、93.3%が4回またはそれ以上の出生前ケアを受診した。

<sup>102</sup> ユネスコが調整するこのイニシアティブは、UNDP, UNFPA, ユニセフ、UNRWA, UNSCO, WFP 及び WHO によって支援されている。

26. UNFPA は、316 名の保健提供者の訓練とガザ地区と西岸でのニアミスの事例を監査するための病院委員会の設立を通して、国内産科ケア・プロトコールの実施を支援した。さらに、UNFPA は、西岸とガザ地区の 1,664 名の女性のための出生後ケアのみならず、2,625 名の妊婦の家庭訪問を提供した。アウトリーチ活動を通して、UNFPA は、1,884 名の思春期の女性と 975 名の思春期の男性のみならず、約 8,470 名の女性に到達し、生殖に関する健康、早期結婚及び健全なライフスタイルのような問題についての彼らの理解を改善した。さらに、2013 年 8 月には、UNFPA は、青年の間に健全なライフスタイルを推進し、性と生殖に関する健康と HIV/エイズについての意識を高めることにコミットしている若いパレスチナ男女のネットワークである青年同輩教育ネットワークの開始を支援した。総計 97 名の女性学校カウンセラーと 57 名の男性学校カウンセラーが、ジェニン、ラマラ、ベツレヘム及びヘブロンで思春期保健ガイドランス・ブックに関して訓練された。

27. ガザ地区では、UNRWA が、報告期間中の総数 35,590 の出産のフォローアップとして出産後ケアを提供した。「赤ちゃんに優しい病院」イニシャティヴを通して、ユニセフは、西岸の 9 つの病院と 45 の保健施設の 26,000 名の妊婦と 36,000 名の授乳中の母親、ガザ地区の 3 つの病院の 14,720 名に母乳だけの哺育に関するカウンセリング・セッションを提供した。危険にさらされている母親と新生児が、在宅フォローアップを通して到達され、母乳だけで哺育を行っている母親の 78%という割合が 3 度目の訪問の後で維持された。WHO は、病院での母親と新生児のためのケアのプロセスに関して、769 名の保健専門家を訓練して、安全な出産と出生後のケアに関する意識啓発活動を行った。

28. ユニセフは、特に危機の時に回復力と対処メカニズムを強化するために、すべて子どもを助けることに重点を置いて、総数 149,894 名の子どもと思春期の若者(50%が女兒)、17,986 名のケア提供者(その 65%が女性)、及び 852 名の専門家(45%が女性)に到達し、ガザ地区で実施されているその心理社会プログラムを規模拡大した。

29. ユニセフも、水、下水処理、衛生に関連する様々なイニシャティヴを支援した。これには、65,815 名の生徒(34,664 名の女兒)に安全な飲用水を提供する、西岸で 34 校、ガザ地区で 81 校への水のタンカー輸送のみならず、45,930 名の生徒(20,297 名の女兒)に利益を与える西岸の 30 の学校、ガザ地区の 51 の学校での水・下水処理・衛生施設の改装と建設への支援が含まれた。

### C. 経済的エンパワーメントと生計

30. 国連諸機関は、女性の経済的エンパワーメントを推進し、食糧の安全保障と生計を改善する様々なイニシャティヴを継続して実施した。活動の中には、協同組合や起業家の能力を築くことを対象にしたものもあった。2012 年に、ILO は、諮問的支援サーヴィスのための協同組合の評価ツールと事業管理とガヴァナンス問題に関する協同組合へのカウンセリングの開発において、労働省に支援を提供した。訓練ワークショップとコーチング活動が、どのように企業化調査を行い、新しく設立された協同組合の事業計画と業績を評価するかに関して協同組合の改良普及労働者に提供された。ILO は、6 つの女性協同組合に直接的支援も提供した。UNDP は、女性起業家を訓練し、その製品の競争力を高め、同時にその事業、ネットワーク作り、マーケティング及びアドヴォカシー・スキルを高めるために、28 の女性協同組合に技術援助と支援を提供した。UNRWA は、西岸全体にわたる難民キャンプからの女性起業家を対象とした訓練プログラムを実施した。全卒業生のうち、総計 30 名の女性が、小規模事業を立ち上げまたは開発するためのローンにアクセスした。UN-Women は、地方の女性の地域社会を基盤とした団体を通して小規模の持続可能な事業の設立のための適切なツールとメカニズムを貧しい農山漁村女性に提供し、西岸のすべての学校での女性が経営する学校給食プロジェクトを規模拡大することを目的とする以前の活動を継続して土台とした。

31. UN-Women, ユネスコ及び UNDP は、ガザ地区及び西岸で、9 つの女性センターを建設または再建した。これら構造物の中で、ユネスコが 40 名の女性に、土の建造技術を訓練した伝統的な土煉瓦でできているものもある。女性センターは、孤立した地域で約 5 万名の女性に様々なサーヴィスをもたらすであろう<sup>103</sup>。事業計画が、持続可能性を確保するために 3 つのセンターのために開発されており、センタ

<sup>103</sup> これら建造物の一部は、国連人間の安全保障信託基金(FAO, UN-Women, ユネスコ, UNSCO 及び UNRWA の合同プログラム)の枠

一の 30 名の理事がそれらを適切に管理するために訓練された。

32. FAO, WFP 及び UNRWA は、食糧の安全保障を改善することを目的とした介入を継続した。FAO は、小動物農業、養蜂、家庭菜園のような農業インプットを提供し、食品加工、管理とマーケティングに関する訓練を提供し、2012 年に、西岸とガザ地区の 3,000 近くの母子家庭に利益を与えた。40 の女性協会が、加工された食糧品のマーケティングのために西岸とガザ地区で行われたいくつかの展覧会に参加した。WFP は、310,148 名の女性受益者に届いた食糧配布と条件付き引換券プログラムを通して支援を提供した。WFP は、知識基盤、能力及びスキルを改善し、それによって経済的エンパワーメントの堅固な基礎を確立することを目的とした、資格のある、食糧が不安定なパレスチナ女性のための訓練の構成要素も始めた。2013 年第 3 四半期中に、UNRWA は、食糧援助の提供を通して、西岸の総計 36,264 の特別困難事例<sup>104</sup>を支援した。難民の中で、母子家庭が 5,833(50.6%)ある状態で、23,281 名が女性で、12,983 名が男性であった。ガザ地区では、UNRWA の社会セーフティ・ネット・プログラムは、最も脆弱なパレスチナ難民の中から 401,765 名の女性(総数の 48%)に基本的な食料品と現金での助成金<sup>105</sup>を提供した<sup>106</sup>。総計 21,310 世帯が、母子家庭であり、そのほとんどが極めて貧しい。

33. 少額金融支援は、西岸とガザ地区での短期的貧困緩和の源であり続けた。UNDP は、2012 年 12 月現在、2,453 の母子家庭(支援された家庭総数の 66%)が、雇用・訓練プログラムの少額金融部分に登録されるよう支援を提供した。西岸では、UNRWA の少額金融プログラムが、ローンの総額(1,370 万ドル)の 27%に上るローンの 37%を女性(10,067 名の中から)に提供した。ガザ地区では、同じプログラムが、総額(148 万ドル)のやはり 27%に上るローンの 39%を女性(総計 1,382 名の中から)に提供した。

34. ガザ地区ジェンダー・イニシアティブを通して、UNRWA は、「女子青年指導者プログラム」により、総計 1,108 名の女子卒業生に到達した。このプログラムは、高度情報技術、英語、管理と行政及びリーダーシップのような領域で訓練とコースを提供することにより、若い女性の卒業生が労働市場で必要とされるスキルを開発することを保障しようとしている。このプログラムは、生活技術と自己開発コーチングも提供し、雇用可能性を高めるために、就職計画も含まれている。

#### D. 法の支配と女性に対する暴力

35. 以前に報告された学んだ教訓と好事例を土台にして、国連機関は、女性の司法へのアクセスを改善し、女性に対する暴力を防止し対応する機関と職員の能力を高めるために立案された様々なイニシアティブを継続して実施した。2011 年から 2019 年までの「女性に対する暴力と闘う国内戦略」の実施を優先した。

36. UN-Women は、「パレスチナ文民警察家庭保護ユニット」の制度化を継続して支援したが、このユニットは、2012 年に 2,849 件の家庭内暴力事件を扱った。UN-Women は、女性が拘禁されている西岸の 4 つの矯正更生センターのすべてで、女性囚人の更生の構成要素に関連する国連の最低基準の規則を実施するために、矯正更生センター局を継続して支援した。ソーシャル・ワーカーの監督で、指定された時間に、毎週、訓練・運動セッションが平均 30 名の女性に提供され、パレスチナ弁護士協会への UN-Women の支援を通して、20 名の女性囚人が、2 週間に 1 度の弁護士の訪問と裁判所での代表を提供された。UNDP は、中級・高級警察官を対象としたジェンダーに対応した警察活動に関する免状プログラムの開発を含め、文民警察のジェンダー・ユニットを継続して支援した。UNDP は、安全保障機関にわたるジェンダー・ユニットの戦略を支援し調和させる助けとなる調整委員会の設立にも貢献した。UNOPS(国連プロジェクト・サービス事務所)は、ジェンダーに特化した人権侵害に対する検事総長・検察事務所による対応を改善することを目的とするプロジェクトを支援した。UNODC は、ジェンダーに基づく犯罪を捜査し、性暴力と家庭内暴力の被害者に支援を提供する法医学と関連職員の能力とスキルを築くことを目

---

組みで行われている。

<sup>104</sup> これらは、母子家庭または一人またはそれ以上の障害者のいる家庭といった一つまたはそれ以上の脆弱性のカテゴリーに属していることを根拠に明らかにされる。

<sup>105</sup> 資金提供の制約のために、このプログラムの現金による助成金は 2013 年 4 月にカットされた。

<sup>106</sup> ガザ地区の数字は、緊急援助のみならず、定期的な現金と食糧援助を含んでいるので、西岸での数に比して膨れ上がっているように思える。

的とする複数年にわたるプログラムを継続して実施した。

37. 法的保護とサービス並びに特に暴力のサヴァイヴァーを対象としたサービスへの女性のアクセスを拡大し、改善するために努力が払われた。2011年から2013年6月まで、UNDPは、裁判所で法的代表を提供される女性の数を3倍にし、法的情報と助言を提供される数を約2倍にして、ガザ地区と西岸で、総計43,609名の女性に法的援助サービスを提供した。UN-Womenは、2008年から2012年までに、286名の女性と79名の子どもの暴力被害者をシェルターに入れ、シェルターでの女性のための社会的・法的サービス、家族のための社会的カウンセリング、スキル開発、経済的エンパワーメントの機会、再統合段階中の支援を含めた様々なサービスを提供してきたMelhwarセンターを継続して支援し、地域社会でアウトリーチ活動を行ってきた。UN-Womenは、「ミレニアム開発目標」プログラムを通して、暴力被害者の保護のために、ガザ市のHayat多目的センターに継続して支援も提供した。全現地活動でUNRWAによって設立されたジェンダーに基づく暴力リファーマル制度を通して、西岸で414の事件が報告されたが(その75%が女性)、その大多数が「UNRWA保健プログラム」の心理カウンセラーから個人的カウンセリングを受けていた。ガザ地区では、ジェンダーに基づく暴力の384名のサヴァイヴァーがこの制度を通して発見された。

38. UNFPAとOHCHRは、ジェンダーに基づく暴力の防止、ジェンダー平等の推進及び安全保障理事会決議1325号(2000年)の実施に関して、西岸とガザ地区で活動している地域社会を基盤とする団体と連合を継続して支援し、その能力を築いた。これには、女性に対する人権侵害についての監視と通報に関するOHCHRによる訓練及び決議1325号(2000年)の実施を監視する際の団体の経験を文書化する出版物に対するUNFPAからの支援が含まれた。13の女性の人権侵害事件がUNFPAのパートナー団体によって報告された。

39. 女性に対する暴力と差別をなくすための意識を啓発し、行動を起こすために、様々な活動が実施された。ガザ地区では、機関のジェンダーに基づく暴力意識啓発プログラムが、346名の成人女性及び275名の男性並びに285名の青少年に届いた。ジェンダー、人権及び暴力に関連する概念が、家庭内における暴力にいかに対処するか、健全で平等な関係をいかに築くかを含め、訓練と討議グループでカバーされた。世界銀行では、UNFPAが、意識啓発セッション、メディア及びアドヴォカシー活動、及び女性課題省、社会問題省、宗教問題省及び保健省のスタッフを含めた地域社会の指導者、宗教指導者及び説教者の訓練を通して、ジェンダーに基づく暴力に重点を置いたいくつかの防止活動を行った。UNFPAは、ジェンダーに基づく暴力の明確化と病院、緊急事態、プライマリー・ヘルスケア及び臨床レベルでの臨床管理に関して75名の保健提供者も訓練した。ILOは、職場での暴力に関する調査を開発するために、パレスチナ中央統計局を支援した。

## E. 権力と意思決定

40. 国連機関は、意思決定への女性の参画と代表及びその公的生活への関わり強化に向けて継続して活動した。UNDPは、パレスチナ被占領地全体にわたる若いパレスチナ女性指導者の能力を高めるために立案された「世界的対話と民主主義推進のためのパレスチナ・イニシャティヴ」を支援した。2013年には、181名の女性が、リーダーシップとコミュニケーション技術、アドヴォカシー、パブリック・スピーキング、人権及びプロジェクト管理のようなテーマに関する訓練を受けた。さらに、453名の女性が、「憲法」に関連する意識啓発を通して、対象とされた。

41. 2012年10月に、UN-Womenは、UNDPとユネスコとのパートナーシップで、パレスチナ女性運動のメンバーと国連副特別コーディネーターとの間の会合を促進した。参加者たちは、意思決定プロセスへのパレスチナ女性の参画を高める時間制限のある計画とパレスチナ女性運動とユネスコ代表との間のコミュニケーションのより永久的なチャンネル確立の必要性を議論した。フォローアップとして、UN-Womenは、「平等達成に向けて：社会開発達成のための女性の政治参画」というテーマに関して、2012年12月の2日間の会議の開催を支援した。700名以上の参加者が集まったこの会議の目的は、統一した立場を確立し、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議1325号(2000年)の実施とそれ以降の点での共通の優先事項を明らかにするためのパレスチナ女性運動のプラットフォームを提供することであった。

42. UNFPA は、コミュニティのリーダーとして活動し、家庭の紛争解決に積極的役割を果たし、ジェンダー平等問題と人権についての意識を啓発するよう女性をエンパワーするために、パレスチナ法と女性の権利に関して、ガザ地区の Wisal 連合の 20 名の女性を訓練した。UNFPA は、コミュニケーションとソーシャル・メディア、ジェンダー平等及びジェンダーに基づく暴力に関して、西岸の 40 名以上の青少年指導者も訓練した。

## F. 制度的発展

43. UN-Women は、2011 年から 2013 年までの「セクターにわたる国内ジェンダー戦略」の見直しと 2014 年から 2016 年までの新しい戦略の開発への支援を含め、女性課題省と企画省に技術支援を継続して提供した。UN-Women は、政府のためにジェンダーに対応した企画と予算作成取組を開発し、ジェンダー平等の優先事項を関連省庁の部門別戦略と計画に統合するために両省を支援した。UNFPA は、国内の監視システムのために、パレスチナ中央統計局との協働で開発された若者とジェンダーのための新たに定義された国内指標に関して、女性課題省のスタッフを訓練した。現在、女性課題省は、2012 年 7 月に設立されたジェンダーに対応した予算編成のための国内委員会を率いており、国内計画と予算にジェンダーに配慮した予算編成の取組を推進し、ターゲットとする省庁にそのような能力を築く任務を与えられている。さらに、女性課題省は、パレスチナ政府、市民社会及び国際パートナーの間の公式調整フォーラムである地方援助調整機構のメンバーである。増加する責任にもかかわらず、女性課題省の予算は依然として限られている。2012 年の年間予算は 6,272,000 新シェケル、つまり国家予算の 0.5%である<sup>107</sup>。

44. 他の省庁や機関の制度的開発にも支援が提供された。UNDP は、司法省のジェンダー主流化努力を継続して支援した。2013 年に、司法省は、少年司法ユニットを設立し、そのジェンダー・ユニットに適切にスタッフを配置し、ジェンダー平等に関して全スタッフを訓練し、そのすべての部局の作業計画にジェンダーと少年司法の問題を統合し、内部ジェンダー戦略を開発した。ユネスコは、能力開発、調査、アドヴォカシー及び文書化活動を通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際に、パレスチナ女性文書化調査センターを継続して支援した。2013 年に始まったこのプロジェクトの最終段階は、財政的に、知的に自治的な構造を生み出すために過渡的なものになるであろう。ILO は、ジェンダーに配慮した政策、法律、能力開発介入、経済的エンパワーメント、女性労働者のための社会保障及び健全な労働環境を提唱するその 3 年間の戦略計画を開発する際に、国内女性雇用委員会を支援した。ユニセフは、女兒と若い女性が暴力、虐待及び搾取からのさらなる保護を与えられるように、国内子ども保護制度を強化するために、社会問題省を継続して支援した。その成果の 1 つは、義務の担い手の役割と責任を明確に定義し、その規定の実施のための施行メカニズムを定めている 2012 年 12 月に発効した改正子ども法である。

45. 特に、報告期間中に、国連国別チームは、初めての「パレスチナ国連開発支援枠組」を開発した。UN-Women は、国連ジェンダー・タスク・フォースのコーディネーターとして、国内ジェンダー平等問題とのその調整を確保した。国連のプログラム形成全体を通して、ジェンダー平等の主流化を推進しつつ、「国連開発支援枠組」も、ジェンダー平等に関する明確な目標を明らかにした。この枠組みは、2014 年から 2016 年までの「パレスチナ国内開発計画」と調和して実施されるであろう。

## IV. 結論と勧告

46. 報告期間中に、直接交渉の再開を通して平和の見通しが新たにされた。これは、現地の緊張状態を背景に起こったことであった。委員会への前回の報告書以来起こった暴力の勃発と高まる不安定は、大いに懸念される場所である。事務総長は、和平プロセスの前進につながる環境を維持するようすべての当事国に要請した。

47. 以前の報告書からの多くの見解は、未だ有効である。移動とアクセスの制限、増大する定住地の拡大と定住者の暴力、パレスチナのインフラの破壊と強制移動、領土の分断及びガザ地区の閉鎖は、パレス

<sup>107</sup> 財務省、パレスチナ政府の年間予算、2012 年。

チナ女性とその家族の生活に否定的インパクトを与え続けている。女性の権利に関連するものを含め、進歩を脆弱に、後退し易くしている状況の不安定のせいで、開発指標の進歩は依然として遅々としたままである。

48. 高い失業率と貧困は根強く続き、多くのパレスチナ女性と女兒は、未だに基本的サービス、保健ケア、司法制度、水と下水処理及び経済機会にアクセスする際に、かなりの障害に直面している。高まる食糧不安定の程度、衰退する教育の質、労働市場で女性が直面するますます多くの課題の兆候が、すべて、来年、さらなる注意を必要とする問題である。特にガザ地区における水、下水処理及び衛生並びにエネルギーに関連する危機的状況は、すべての関連ステークホルダーによって緊急に対処されなければならないその他の深刻な問題である。

49. 女性に対する暴力は、依然として深刻な問題である。以前の報告書で述べられたように、また、報告期間中で明らかのように、不安定と貧困が、職場を含めて、ジェンダーに基づく差別を悪化させ、公共の領域でも民間の領域でも、女性に対する暴力の高いレベルにつながることもある。あらゆる形態の暴力を防止し、女性の司法とサービスへのアクセスに対する障害と課題に対処するすべての行為者によるより強力な努力が必要とされる。

50. 国連システムは、すべての開発行為者の間の調和と効率を改善するために、最初の「パレスチナのための国連開発支援枠組」と新しい「パレスチナ国内開発計画」の発展を利用するべきである。これには、2013年4月に終了した「ミレニアム開発目標」達成基金の下で資金提供されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する合同プログラムによって生み出された結果と好事例に基づく新しい合同プログラムの開始が含まれる。

51. 国連システムとドナー・コミュニティは、パレスチナ政府が女性に対する暴力に対処し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するために、政策・機関レベルで取られた建設的手段を土台とするのを支援する現在の勢いを利用するべきである。特に、さらなる政治的公約、技術的・財政的支援が、「女性に対する暴力と闘うための国内戦略(2011-2019年)」と「国内ジェンダー戦略(2014-2016年)」の効果的実施のために必要とされる。技術的・財政的支援は、女性課題省と女性の市民社会団体に提供されなければならない。

52. すべての行為者によるより断固とした行動が、意思決定のあらゆるレベルでの女性の参画と代表者数を増やし、選挙で選ばれ、任命される地位にある女性を支援するために必要とされる。安全保障理事会決議1325号(2000年)と2122号(2013年)に従って、和平会談の再開で、関連プロセスにパレスチナ女性とイスラエル女性双方をかかわらせる努力が強化され、支援される必要がある。説明責任を高め、これら及び女性・平和・安全保障に関する関連公約の実施における進歩を監視するためのメカニズムが設立されるべきである。様々な地域での折衝と仲裁スキルにおける女性のリーダーシップ能力を築く際のUN-Womenの最近の経験を適用することができよう。

53. 報告期間中の女性の市民社会団体と国連機関の上級代表との間の対話は、関係者たちにとって、報いのある情報に満ちたものであることが分かった。これは定期的な慣行に変えられるべきである。

54. データ収集と分析のためのシステムを改善する際に進歩が遂げられてきたが、パレスチナ人の生活にインパクトを与えるあらゆる問題に関して、性別・年齢別データを収集し、分析する能力を継続して築き、この情報がプログラム形成に伝わり、関連政府間機関への国連システムによる報告書と説明文書に組織的に組み入れられるために利用されることを保障することが極めて重要である。

(嶋田 恵美子 訳)

\*\*\*\*\*